

# 資料 1

電波監理審議会審議資料

令和 8 年 2 月 3 日

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 2 号)

[Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(渡辺課長補佐、矢萩係長、鈴木官、宮山官)

電話：03-5253-5816

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

### (Ka帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備)

#### 1 諒問の概要

高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システム（以下、「Ka帯非静止衛星通信システム」という。）は、高速インターネットのアクセス回線としての利用、携帯電話のバックホール回線としての活用、災害時等の非常時におけるバックアップ回線としての利用等、多様なユーザーの幅広い通信ニーズに応えるものとして期待されている。

国内における利用ニーズに迅速に対応し、円滑な導入を図るため、令和6年1月から情報通信審議会において「高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の検討を進め、令和7年12月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

今般の改正は、当該答申を踏まえて、Ka帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

#### 2 改正又は変更概要

※必要的諮詢事項はゴシック体

##### (1) 電波法施行規則関係

・Ka帯非静止衛星通信システムの無線局を特定無線局とする規定を追加

【第15条の3】

##### (2) 無線局運用規則関係

・Ka帯非静止衛星通信システムの無線局について運用仰角に関する規定を追加

【第262条の6】

##### (3) 無線設備規則関係

・Ka帯非静止衛星通信システムの副次的に発する電波等の限度の規定を追加

【第24条】

- ・Ka 帯非静止衛星通信システムの技術基準に関する規定を追加

【第 54 条の 3】

- ・Ka 帯非静止衛星通信システムの占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に係る規定を追加、その他関連規定を追加

【別表第 2 号、別表第 3 号】

#### (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係

- ・Ka 帯非静止衛星通信システムの無線局の無線設備を特定無線設備とする規定を追加

【第 2 条第 1 項】

- ・技術基準適合証明のための審査等に係る規定を追加

【別表第 1 号、様式第 7 号】

#### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(令和 8 年 3 月頃施行予定)

#### 4 意見募集の結果

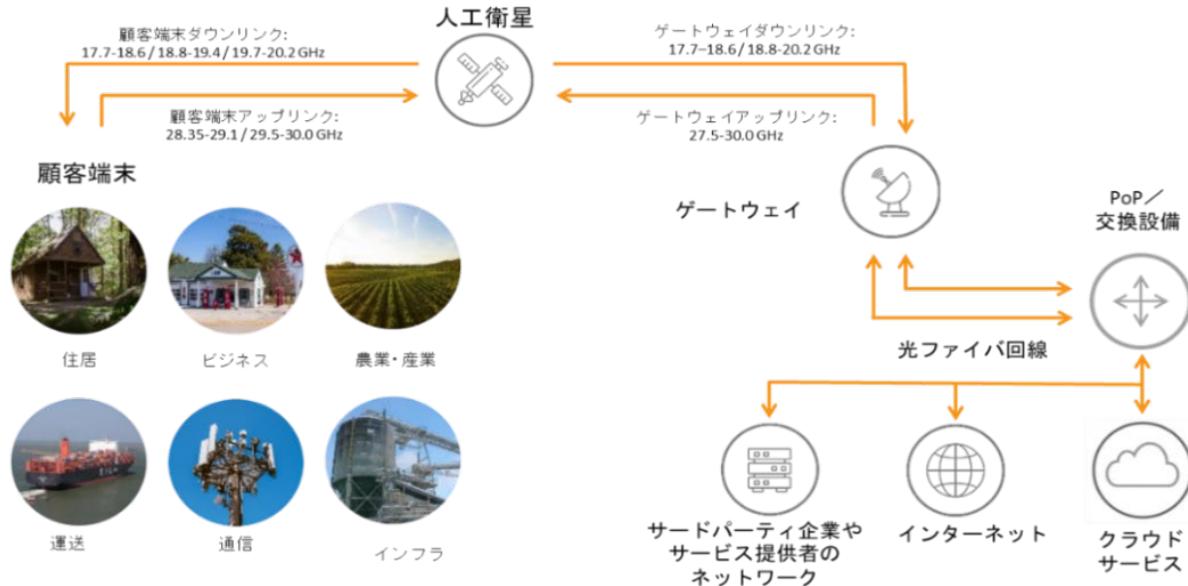
本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 7 年 12 月 20 日（土）から令和 8 年 1 月 23 日（金）までの期間において実施済みであり、計 5 件の意見があった。

# 「Ka帯非静止衛星通信システム」の導入に向けた検討の背景

- 近年、低軌道に多数の衛星を打ち上げて一体的に運用する「衛星コンステレーション」の実用化が進み、高速大容量通信が可能となったことから、衛星通信の利便性が高まるとともに、地上系ネットワークを補完する存在として重要性が高まっているところ。
- 衛星コンステレーションについて、これまで、高度1,200kmの極軌道を利用するKu帯非静止衛星通信システム（One Web）、高度約500kmの軌道を利用するKu帯非静止衛星通信システム（Starlink）の制度整備を実施済み。
- 今般、新たにKa帯を使用する衛星コンステレーションの構築に向けた検討が進められており、令和8年度内には我が国におけるサービス提供も計画されていることから、こうしたニーズに迅速に応え、円滑な導入を支援するため、情報通信審議会において、「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」（平成7年電気通信技術審議会諮問第82号）のうち、「高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について検討を実施し、令和7年12月に一部答申を受けた。

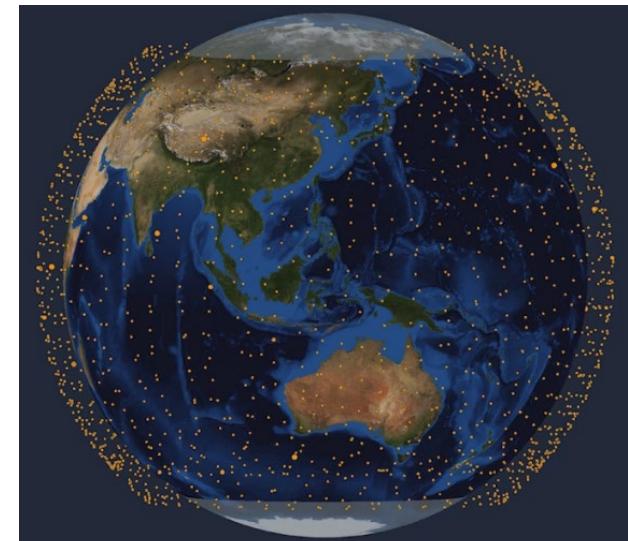
## システム構成

- 高度約600kmの軌道に配置された人工衛星が、地表面にビームを照射することで、当該ビーム内に存在する個別端末（ユーザー局）とゲートウェイ（ゲートウェイ局）との通信の中継を行う。
- 周波数は、サービスリンク（UP/DOWN）及びフィーダリンク（UP/DOWN）ともにKa帯を使用。



## コンステレーションのイメージ

- Ka帯を使用する人工衛星局を高度590km、610km、630kmの98軌道面に合計3,232基配備・運用することにより、高速・低遅延のブロードバンドサービスを世界的な規模で提供



(出典) 情報通信審議会 情報通信技術分科会 衛星通信システム委員会作業班（第29回）

Amazon Kuiper Japan合同会社提出資料

# 「Ka帯非静止衛星通信システム」のユースケース

- Ka帯非静止衛星通信システム（600km）は、高速インターネットサービスやブロードバンドサービスの提供のほか、携帯電話のバックホール回線としての利用、災害時等の非常時におけるバックアップ回線としての利用等、様々なユーザーの多様な通信需要に応えるものとして期待されている。

## ユースケースのイメージ



**Telecommunications /通信**  
無線通信及び携帯電話の新規地域への拡大



**Emergency Services /救急サービス**  
緊急事態及び災害救助活動をサポートし強靭性を向上させる信頼性の高いブロードバンド



**Enterprise & Transportation /企業及び交通機関**  
陸海空全般にわたる各種資産に無線接続するための柔軟性ある安全なブロードバンド



**Public Services/公共サービス**  
情報、教育、医療に対するアクセスの拡大



**Small Businesses/中小企業**  
中小企業のDXへの移行



**Residential /住宅**  
各家庭のための高速で低遅延なサービス

# 「Ka帯非静止衛星通信システム」の概要

- Ka帯非静止衛星通信システム（600km）は、衛星局とユーザー局の間（サービスリンク）ではKa帯（衛星局：17.7～18.6GHz、18.8～19.4GHz及び19.7～20.2GHz、ユーザー局：28.35～29.1GHz及び29.5～30.0GHz）及び衛星局とゲートウェイ局の間（フィーダリンク）ではKa帯（衛星局：17.7～18.6GHz及び18.8～20.2GHz、ゲートウェイ局：27.5～30.0GHz）を使用する。
- Ka帯非静止衛星通信システム（600km）（ユーザー局）は、特定の地点に停止中※の状態でのみ通信を行う。

※ 将来的には移動しながらの利用も想定されるが、本検討においては、事業者にて早期のサービス展開が見込まれている特定の地点に停止した状態での利用に限って検討を実施。

## 「Ka帯非静止衛星通信システム（600km）」の諸元

項目	内容	
衛星総数	最大3,232基	
衛星軌道高度及び傾斜角	約590km 33度／約610km 42度／約630km 51.9度	
利用周波数	サービスリンク	衛星局：17.7～18.6GHz、18.8～19.4GHz、19.7～20.2GHz ユーザー局：28.35～29.1GHz、29.5～30.0GHz
	フィーダリンク	衛星局：17.7～18.6GHz、18.8～20.2GHz ゲートウェイ局：27.5～30.0GHz
多重接続方式	直交周波数分割多重方式（OFDM）	
サービスリンクのビーム径	半径約10km	
最大EIRP密度	衛星局	26dBW/MHz
	ユーザー局	26dBW/MHz
	ゲートウェイ局	35.8dBW/MHz
最小仰角	ユーザー局	35度
	ゲートウェイ局	20度

※衛星局については、米国FCCが付与する無線局免許に基づき開設されるものであるため、我が国の無線システムとの共用検討は行うものの、技術的条件（送信装置の条件や測定法）は定めないとする。

※ゲートウェイ局については、開設局数が限られかつ仕様等が様々であるため、技術的条件（送信装置の条件や測定法）は定めないとする。

# 主な改正事項

## 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)

- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局を特定無線局とする規定を追加 (§15の3)

## 無線局運用規則 (昭和25年電波監理委員会規則第17号)

- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の運用仰角に関する規定を追加 (§262の6)

## 無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)

- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の副次的に発する電波等の限度\*を追加 (§24)
- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の無線設備の技術的条件に係る規定を追加 (§53の3)
- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局のスプリアス発射の許容値\*を追加 (別表第3号)

\* 一部具体的な数値は告示

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号)

- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の無線設備を特定無線設備とする規定を追加 (§2)
- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の無線設備の技術基準適合証明のための審査等に係る規定を追加 (別表第1号)

## 電波法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第67号)

- Ka帯非静止衛星通信システムの無線局の審査基準を追加

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方  
「高度 600km の軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備」

■意見募集期間：令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）まで

■意見提出件数：5件（法人・団体：4件、個人：1件）

※意見提出件数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

No.	意見提出者
1	Amazon Kuiper Japan合同会社
2	株式会社NTTドコモ
3	スカパーJSAT株式会社
4	ビー・エム・ダブリュー株式会社
5	個人

## 【提出意見件数(意見提出者数):5件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	Amazon Kuiper Japan 合同会社	—	<p>Amazon Kuiper Japan合同会社は、「Amazon Leo」の名称で事業を行っている Kuiper Systems LLCの関連会社として<sup>1</sup>、この度、Amazon Leoが運用を予定する高度500kmから700kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの導入に向けた、総務省の「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」(以下「本改正案」といいます。)に係る意見募集に對し、意見を提出する機会を賜りましたことにつき、御礼申し上げます。<sup>2</sup></p> <p>Amazon Leoは、本改正案を強く支持するとともに、本規制枠組みの整備に向けた総務省による慎重かつ的確な取組みを高く評価いたします。本規制枠組みは、通信サービスが未提供の又は十分行き届いていない地域に、Amazon Leoが信頼性の高い高速ブロードバンド接続を提供することを可能にするとともに、日本の電気通信分野における競争を促進し、さらに、自然災害時に地上インフラが損なわれた際にも、信頼性の高い緊急通信を提供することを可能にするものです。本規制改正は、情報通信審議会衛星通信システム委員会において取りまとめられた検討結果を踏まえ、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則を考慮して策定されたものであり、アマゾンは、原案どおり改正案が採択されることを支持します。弊社は、本省令案が速やかに施行され、本制度が日本国内において適時に活用されることを強く期待しております。</p> <p>また、弊社は本規制枠組みの整備に向けた総務省のご尽力に感謝申し上げるとともに、これらの改正内容が迅速に採択されることを、ここに謹んで要望いたします。</p> <p>1 「Amazon Leo」の名称で事業を行っているKuiper Systems LLCは、Amazon.com Services LLCの完全子会社です（以下、これらを総称して「アマゾン」といいます。）。アマゾンは、2025年11月13日付で、衛星ブロードバンドネットワークに関する恒久的なブランド名として、従来のコードネームであった「Project Kuiper」を「Amazon Leo」に変更しました。</p> <p>2 総務省「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集（令和7年12月19日）」  <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000309.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000309.html</a>参照。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	株式会社 NTT ドコモ	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等全般	意見募集対象である省令案等の内容は、情報通信審議会より答申された、高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星システムの技術的条件を踏まえ、他の無線局との干渉調整として必要となる事項を含めた適切な内容となっていることから、本省令案に賛同します。本省令案等に沿って速やかに制度整備が進められることを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無

3	スカパーJSAT株式会社	<p>電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 別紙2 第3 1 (20) ク 移動範囲及び周波数等に関して国際調整が完了しているものであり、かつ、当該国際調整の結果に基づく通信が可能な工事設計等となっていること。この場合において、国際調整が完了していないときは、無線通信規則で定める周波数分配への合致、局種、業務及び技術的条件への適合性、又は運用を開始する期日等から、他に混信等を与えないことが明らかであること。</p>	<p>左記部分は令和7年度情報通信審議会衛星通信システム委員会報告書第8.1節に対応する規定と理解しました。</p> <p>上記第8.1節には</p> <p>RR 第22条の EPFD 制限値を満たしていること。 (①)</p> <p>RR 第9条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数に関しては、国際周波数調整を実施していること。また、実際に発射する電波は、当該国際周波数調整で合意された範囲内のものであること。 (②)</p> <p>といった文が含まれています。</p> <p>このうち、①についてはRR第22.5C項も適用されるものと認識しており、同項では静止衛星軌道からの可視範囲にある地表面上のいかなる点においても epfd ↓ 制限値を遵守することが規定されていますので、Amazon LEOシステムはITU (BR) の審査の前提となるWorst-Case Geometryのみならず、日本国内全体でepfd ↓ 制限値を超過してはならないものと認識しております。</p> <p>また、②については国際周波数調整の結果、RR 第9条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数以外における条件も含む形で合意された場合には、当該周波数帯においても、実際に発射する電波は、国際周波数調整で合意された範囲内である必要があるものと認識しています。</p>	<p>総務省としては、今後、情報通信審議会からの一部答申の内容も踏まえつつ、適切な制度運用に努めてまいります。</p> <p>なお、RR第22条に定めるEPFD制限については、ご指摘のとおり、静止衛星軌道から可視となる地表面上のすべての地点において遵守されるべきものと考えます。また、「RR第9条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数以外についても条件を含めて合意がなされた場合」には、相手方との関係において、当然に、当該国際周波数調整の合意の範囲内で電波の発射を行う必要があるものと考えます。</p>	無
4	ビー・エム・ダブリュー株式会社	<p>自動車業界では車両のデジタル化が進んでいるため、適応性が高く接続性の高いネットワーク接続は非常に重要ととらえております。そのためにも、衛星との通信はグローバル・モバイル規格3GPPに基づいた実装を要望いたします。</p> <p>自動車で適用している通信には、ブロードバンド接続を必要としない多くのナローバンドIoT、ナローバンド、ワイドバンドアプリケーションがございます。我々の調査では、6GHzまでの周波数帯域での衛星接続にて、現時点では我々のニーズを十分に満たすとの見解で、衛星接続のためのIMT専用周波数帯としてL帯とS帯が、当面の主な使用する帯域になると考えております。将来的には、ブロードバンド接続が重要性を増してくるため、Ka帯とKu帯の接続についても導入が見込まれます。</p>	<p>本件は、高速インターネットの提供等を可能とする「高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システム」の導入に向けた制度整備を行うものです。</p> <p>車両のIoT化や3GPP規格に基づく衛星通信システム等に関するご意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無	
5	個人	<p>新システム導入に向けて頑張ってください。</p> <p>放送法に何度も違反した放送局には、制裁を加えてください。</p>	<p>本案についての賛同意見として承ります。</p> <p>放送法に関するご意見については本意見募集の対象外です。</p>	無	

## 参 照 条 文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の

販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五 (略)

2 (略)

【委任元条項関係】

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)

(特定無線局の免許の特例)

**第二十七条の二** 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

- 一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局
- 二 (略)

(電波の質)

**第二十八条** 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

**第二十九条** 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(その他の技術基準)

**第三十八条** 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(登録証明機関の登録)

**第三十八条の二の二** 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、前章に定める技術基準に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分(次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

(通信方法等)

**第六十一条** 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するため  
に必要な事項の細目は、総務省令で定める。

諮詢 第 2 号

令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

## 諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条の2、第28条、第29条、第38条、第38条の2の2第1項及び第61条の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則等の一部を改正することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十八条、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

		改 正 後	(必要的諸問事項はゴシック体)	
			(特定無線局の無線設備の規格)	改 正 前
第十五条の三	法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線		第十五条の三 〔同上〕	
局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。				
〔一・二 略〕		〔一・二 同上〕		
〔一・二 略〕	三 電気通信業務を行うことを目的とする地政局	〔一・二 同上〕		
〔(1)～(5) 略〕		〔(1)～(5) 同上〕		
〔6〕 設備規則第五十四条の三第五項に規定する技術基準		〔新設〕 〔四～十二 略〕		
備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

（無線局運用規則の一部改正）

第二条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前	目次
〔第一章～第八章 略〕	〔第一章～第八章 同上〕	〔第一章～第八章 略〕
第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条～第二百六十二条の六）	第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条～第二百六十二条の五）	第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条～第二百六十二条の五）

附則

〔第二百六十二条の六 設備規則第五十四条の三第五項に規定する無線設備を使用する地球局は、天頂を九〇度とした送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が三十五度以下とならないよう措置を講じなければならない。〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

〔新設〕

〔第十章 同上〕

〔第一章～第八章 同上〕

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



4・回波スナップ回状態	スリップ状態 -92.0+71.2デシベル
2回スナップ回状態	スリップ状態 -0.34375θ-21.25デシベル
回スナップ回状態	(1)回転スナップ

別表第二号（第6条関係）

[第1～第82 略]

第83 第54条の3第5項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4まで

の規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

別表第三号（第7条関係）

[1～9 略]

10 335.4MHzを超える周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局（42の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔表略〕

[11～40 略]

41 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局を除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔表略〕

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69、71及び72の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

〔43～71 略〕  
72 第54条の3第5項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

73 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から72までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重傍線をさした標記部分を除く」の付線は注記である。

別表第三号（第7条関係）

[1～9 同左]

10 335.4MHzを超える周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔表同左〕

[11～40 同左]

41 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を含む。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

〔表同左〕

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69及び71の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

〔43～71 同左〕  
72 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から71までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(必要的詰問事項はゴシック体)

改  
正  
後

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

「一九の四 略」

九の五 設備規則第五十四条の三第五項においてその無線設備の条件が定められている地球局に  
使用するための無線設備

「十八四 略」

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1・2 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうか  
について審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる測定器等を用いて総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等  
同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等  
以上の方針により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置 送信				二 試験		三 測定器等		四 特定無線設備の種別	
				項目				〔略〕	
射の強度 は不要発 射又は スプリア ス発射又 は不要發 射の強度	スプリア ス発射又 は不要發 射又はス ペクトル 分析器	占有周波 数帯幅	周波数	周波数計又はスペ クトル分析器				第二条第 一項第九 号の四の 無線設備	第二条第 一項第九 号の五の 無線設備
低周波発振器 スプリアス電力計 又はスペクトル 分析器	擬似音声発生器又 は擬似信号発生器 バンドメータ又は スペクトル分析器							〔略〕	〔略〕

改  
正  
前

(特定無線設備等)

第二条 「同上」 「同上」

「一九の四 同上」

「新設」

「十八四 同上」

〔2 同上〕 「同上」

一 「同上」 「同上」

〔1・2 同上〕

〔3 同上〕

ア 「同上」

一 装置 送信				二 試験		三 測定器等		四 特定無線設備の種別	
				項目				〔同上〕	
射の強度 は不要発 射又は スプリア ス発射又 は不要發 射の強度	スプリア ス発射又 は不要發 射又はス ペクトル 分析器	占有周波 数帯幅	周波数	周波数計又はスペ クトル分析器				第二条第 一項第九号の四 の無線設備	〔同上〕
低周波発振器 スプリアス電力計 又はスペクトル 分析器	擬似音声発生器又 は擬似信号発生器 バンドメータ又は スペクトル分析器							〔同上〕	〔同上〕

送信時間	時間	送信立ち下送時間及び信	送信立ち上り時間及び信	総合歪及びび雑音	数特性	力	搬送波電	特性	プレエン	ファシス	係数	変調衝撃	周波数偏	密度	吸収電力	密度	入射電力	比吸収率	力	空中線電
オシロスコープ	低周波発振器	はスペクトル分析	オシロスコープ又はスペクトル分析	直線検波器	歪率雑音計	低周波発振器	電力計	スペクトル分析器	低周波発振器	直線検波器	オシロスコープ	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	トル分析器	測定器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定装置	

○
○

送信時間	時間	送信立ち下送時間及び信	送信立ち上り時間及び信	総合歪及びび雑音	数特性	力	搬送波電	特性	プレエン	ファシス	係数	変調衝撃	周波数偏	密度	吸収電力	密度	入射電力	比吸収率	力	空中線電
オシロスコープ	低周波発振器	はスペクトル分析	オシロスコープ又はスペクトル分析	直線検波器	歪率雑音計	低周波発振器	電力計	スペクトル分析器	低周波発振器	直線検波器	オシロスコープ	低周波発振器	直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	トル分析器	測定器又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定装置	

○
○

受信装置							送信速度			搬送波を送信しない場合			又は帯域外漏えい電力		
度	隣接チャネル選択	スプリア	減衰量	幅	通過帯域	感度	度	副次的に発する電波等の限	波等の限	度	送信速度	きの電力	送信してないときの電力	搬送波を送信しないときの電力	又は帯域外漏えい電力等
ロスコープ	低周波発振器	標準信号発生器	標準信号発生器	周波数計	標準信号発生器	標準信号発生器	レベル計	レベル計又は歪率	レベル計	電界強度測定器又はスペクトル分析	低周波発振器	オシロスコープ	電力測定用受信機	低周波発振器	低周波発振器
レベル計又はオシ	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	歪率計	標準信号発生器	標準信号発生器	歪率計	歪率計	歪率計	電界強度測定器又はスペクトル分析	電力測定用受信機	オシロスコープ	電力測定用受信機	低周波発振器	低周波発振器


受信装置										隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい		
度	隣接チャネル選択	スプリアス・レスポンス	減衰量	幅	通過帯域	感度	度	波等の限	副次的に発する電波等の限	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	電力
ロスコープ	低周波発振器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器
レベル計又はオシ	標準信号発生器	レベル計又は歪率	周波数計	周波数計	周波数計	周波数計	レベル計又は歪率	レベル計	オシロスコープ	オシロスコープ	又はスペクトル分析器	又はスペクトル分析器

感度抑圧効果	標準信号発生器
相互変調特性	レベル計
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器
デイオンファシス特性	レベル計又は歪率計
総合歪及び雑音	標準信号発生器

感度抑圧効果	標準信号発生器
相互変調特性	標準信号発生器
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器
デイオンファシス特性	歪率計
総合歪及び雑音	標準信号発生器

感度抑圧効果	標準信号発生器
相互変調特性	標準信号発生器
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器
デイオンファシス特性	歪率計
総合歪及び雑音	標準信号発生器

感度抑圧効果	標準信号発生器
相互変調特性	標準信号発生器
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器
デイオンファシス特性	歪率計
総合歪及び雑音	標準信号発生器

感度抑圧効果	標準信号発生器
相互変調特性	標準信号発生器
局部発振器の周波数変動	標準信号発生器
デイオンファシス特性	歪率計
総合歪及び雑音	標準信号発生器

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

〔様式略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の區別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	P R
第2条第1項第9号の5に掲げる無線設備	V R
〔略〕	〔同左〕
〔5 略〕	〔5 同左〕

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に対する傍線は注記である。

この省令は、  
附 則

公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 3 日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の  
一部を改正する省令案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 3 号)

[高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する  
無線システムの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部

移動通信課

(岩佐係長、松井官)

電話：03-5253-5893

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(皆川補佐、藤岡主査、日岐官)

電話：03-5253-5886

## 諮詢第3号説明資料

# 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 (高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備)

## 1 諒問の概要

高度 20km から 50km までの成層圏を飛行する高高度プラットフォーム（HAPS : High Altitude Platform Station）に搭載して使用する無線システムの導入により、離島、海上、山間部等も含めた効率的な通信のエリア化や、災害時等における早期の通信手段の確保が可能になると見込まれている。

こうした状況を踏まえ、情報通信審議会において、令和 7 年 7 月から「高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」について検討が行われ、同年 11 月、総務省は当該技術的条件について、同審議会から一部答申を受けた。

このため、本件では、HAPS に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備を行うため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正するものである。

## 2 改正概要

※ 必要的諒問事項はゴシック体

### ○ HAPS の導入に係る規定の整備

#### 1. 陸上移動業務の定義の改正及び新たな局種として高高度基地局を規定

【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第 5 条の 2、電波法施行規則第 3 条、同第 4 条、同第 11 条の 2 の 5、同第 41 条の 2 の 6、同別表第二号、同別表第二号の二の二、同別表第二号の二の四、同別表第五号（第 41 条の 4 関係）、無線局免許手続規則第 2 条、同第 4 条、同第 8 条、同第 16 条 2、同第 16 条の 3、同別表第二号第 2、同別表第二号の二第 2（第 4 条関係）】

#### 2. 携帯無線通信を行う無線局に高高度基地局を追加

【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第 7 条の 3、電波法施行規則第 43 条の 6、同別表第五号の二、同別表第五号の三、同別表第五号の九、無線局免許手続規則第 21 条、

## 無線局運用規則第137条の2、無線設備規則第3条】

### 3. 固定局及び高高度基地局の技術基準、運用条件及び特定無線設備に関する規定の整備

【無線局運用規則第137条の3（新設）、無線設備規則第14条、同第24条、同第49条の6、同第49条の6の9、同第49条の6の13、同第49条の29、同第58条の2の13（新設）、同別表第一号（第5条関係）、同別表第二号（第6条関係）、

**特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号、同別表第2号、同様式第7号】**

#### ○ その他

##### 携帯電話等端末の移動範囲に係る規定の整備

【電波法施行規則第4条、同附則、無線局免許手続規則別表第二号の三第1、同別表第二号の四】

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令等を改正予定（公布日の施行を予定）。

### 4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続きについて、令和7年12月12日（金）から令和8年1月15日（木）までの期間において実施したところ、当該省令案等に対する意見の提出が9件あった。

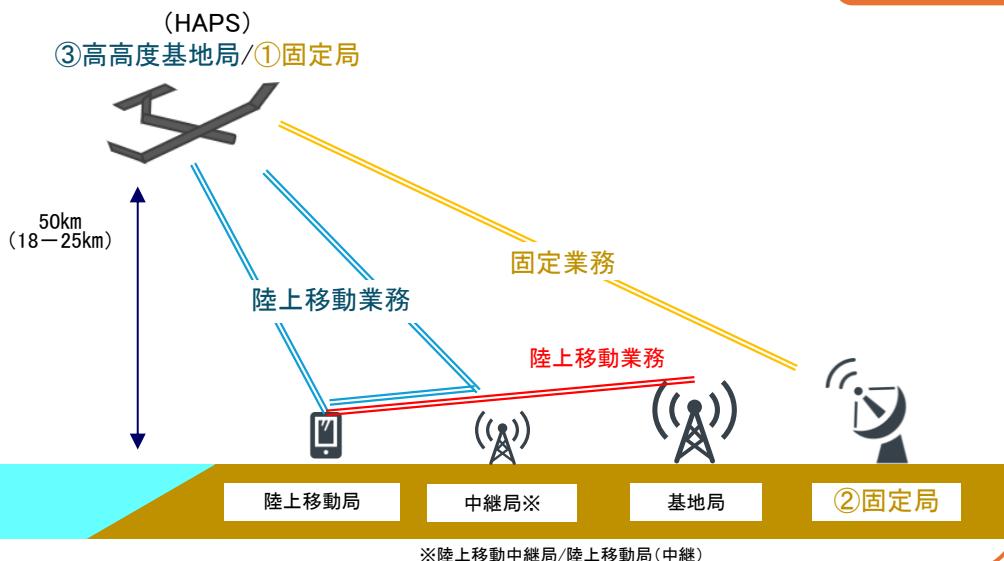
# 高高度プラットフォーム(HAPS)の導入

- 高高度プラットフォーム(HAPS※1)とは、高度20kmから50kmまでの成層圏を飛行する無人航空機等に携帯電話基地局を搭載したもの。HAPSの導入により、離島、海上、山間部等も含めた効率的なエリア化や災害時等における早期の通信手段の確保が可能になると見込まれている。
- 令和7年5月の電波法改正により、電気通信業務用基地局等※2の開設場所を「陸上」から「陸上等(地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域を含む)」に拡張している。
- こうした背景から、情報通信審議会においてHAPSに搭載して使用する無線通信システムの技術的条件の策定に向けた検討を実施し、令和7年11月、「高高度プラットフォーム(HAPS)に関する技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けたことを踏まえ、HAPSの導入に向けた制度整備を行うものである。

※1 High Altitude Platform Station

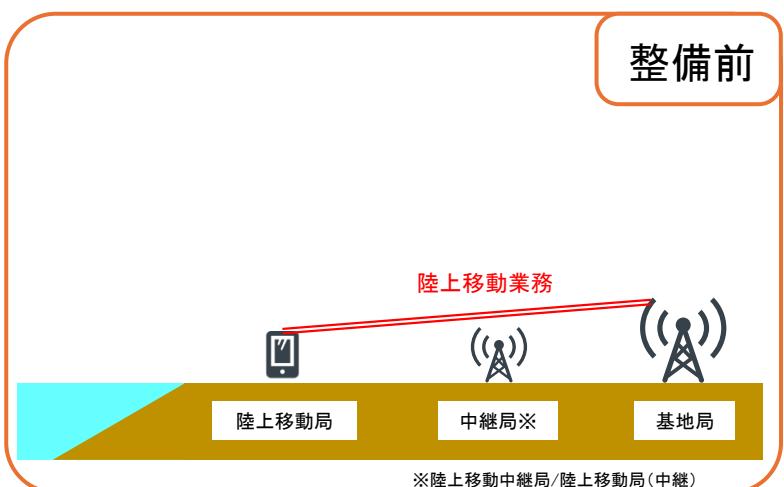
※2 電気通信業務用基地局(6条8項)、特定無線局(27条の2第2号、施行規則第15条の2第2項:基地局・屋内小型基地局・陸上移動中継局・電業用地球局)、特定基地局(27条の12第1項)。別表六(利用料)の第2項(移動しない陸上に開設する無線局)についても「陸上等」に改正し、同様に空域を含むものとした。

整備後



HAPS制度整備イメージ図

整備前



# 制度整備の概要

- 本件は、情報通信審議会からの一部答申(令和7年11月)に基づき、高高度プラットフォーム(HAPS)に搭載して使用する無線通信システムの導入等のため、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の改正を行うもの。
- なお、本改正案については、令和7年12月12日(金)から令和8年1月15日(木)までの間、意見募集を実施。

## 無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準

※太字下線が諮詢対象内容

- ✓ 局種に高高度基地局を追加(第5条の2、第7条の3)

## 電波法施行規則

- ✓ 陸上移動業務の定義を改正するとともに、新たに高高度基地局を定義し、定期検査の期間を規定  
(第3条、第4条、第11条の2の5、第43条の6、附則、別表第二号、別表第二号の二の二、別表第二号の二の四、  
別表第五号(第41条の4関係)、別表第五号の二、別表第五号の三、別表第五号の九)

## 無線局免許手続規則

- ✓ 免許の単位等に局種追加及び無線局事項書等の様式の改正  
(第2条、第4条(別表第二号第2、別表第二号の二第2、別表第二号の二第3)、第8条、第16条の2、第16条の3、第21条)
- ✓ 陸上移動局の移動範囲の整理に係る工事設計書等の改正(別表第二号の三第1、別表第二号の四)

## 無線局運用規則

- ✓ 携帯無線通信を行う局に高高度基地局を追加(第137条の2)
- ✓ 固定局(HAPS局/GW局)及び高高度基地局に関するPFD制限値を新設(第137条の3)

## 無線設備規則

- ✓ 固定局(HAPS局/GW局)及び高高度基地局に関する規定の追加(第3条、第14条、第24条、第49条の6、第49条の6の9、  
第49条の6の13、第49条の29、第58条の2の13(新設)、別表第一号(第5条関係)、別表第二号(第6条関係))

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ✓ 特定無線設備に新たに固定局(HAPS局/GW局)及び高高度基地局の規定を追加(第2条)
- ✓ 技術基準適合証明のための特性試験項目(別表第一号、別表第二号、様式第7号)

# 制度整備の概要

## 関連告示

## 根拠法令

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を定める件(新設)

無線局運用規則第103条の7第3項、第5項

令和6年総務省告示第402号(周波数割当計画)

電波法第26条第1項

昭和61年郵政省告示第395号(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件)

電波法第7条第1項第2号及び第4号

昭和51年郵政省告示第87号(許可を要しない工事設計の軽微な事項)

電波法施行規則別表第一号の三の第1の表21の項及び第2の表2の項

平成30年総務省告示第356号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)

無線局免許手続規則別表第2号の4

平成23年総務省告示第453号(携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件)

無線設備規則第49条の6第1項第2号等

平成26年総務省告示第338号(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いて三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件)

無線設備規則第49条の6の9第1項第2号等

平成29年総務省告示第294号(時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等に使用する無線設備の技術的条件等)

無線設備規則第49条の8の2第1項第1号イただし書等

令和2年総務省告示第251号(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件)

無線設備規則第49条の6の13第1項第二号等

平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法)

登録検査等事業者等規則第17条及び別表第5号第3の3(2)

平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法)

登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)

# ①固定局(HAPSに搭載する局)の技術的条件

技術的条件に係る項目		技術的条件
一般的条件	必要な機能	<p>■ <b>自動識別装置:</b> HAPS(High-altitude platform stations:ITU-Rにおいて定義される20kmから50kmの間で運用される高高度プラットフォーム局。なお、日本国内においては18kmからの運用を想定する。以下同じ。)に変復調器を搭載する場合(DA再生中継型、リモセン)、HAPSに搭載される変復調器と地上GW局に設置される変復調器が、自動的に識別されるものであること。</p> <p>■ <b>周波数選択制御:</b> HAPSに変復調器を搭載する場合(DA再生中継型、リモセン)、HAPSに搭載される変復調器と地上GW局に設置される変復調器の間の制御信号等にて、自動的に設定されるものであること。</p>
	適用周波数	HAPSを利用する場合にあっては、ITU-RにおいてHAPS用周波数として特定された38.0-39.5GHz 帯の周波数を使用すること。
	多元接続方式	特定の方式に限定しない
	通信方式	特定の方式に限定しない
	変調方式	特定の方式に限定しない
	電磁環境対策	電界強度の実効値:61.4V/m(施行規則第21条の3の別表2号の3の3を参照)
HAPSに搭載する局の条件	空中線電力の許容偏差	上限20パーセント、下限50パーセント(設備規則第14条二十一その他の送信設備を参照)
	周波数の許容偏差	100ppm(設備規則第5条別表第一号 注31 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの((13)及び(15)に掲げるものを除く。)を参照)
	不要発射の強度の許容値	<p>○空中線電力 10Wを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値</li> <li>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値</li> </ul> <p>○空中線電力 10W以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 100μW以下</li> <li>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 50μW以下</li> </ul>
	占有周波数帯幅の許容値	500MHz以下とすること
	隣接チャネル漏洩電力	27.2dBc以上
	受信装置	副次的に発する電波等の限度 4nW
	空中線	偏波 特に限定しない
		指向精度 特に限定しない
		交差偏波識別度 特に限定しない
周波数共用に関する条件		<p>国内既存システム保護のためのPFD制限値 PFDマスクを規定</p> <p>決議168(Rev.WRC-23)に基づくPFD制限値の順守を規定</p>

## ②固定局(GW局)の技術的条件

技術的条件に係る項目		技術的条件		
一般的条件	必要な機能			
	適用周波数			
	多元接続方式			
	通信方式	HAPSに搭載される無線局に係る技術的条件の項目と共に。		
	変調方式			
	電磁環境対策			
HAPSと通信するGW局	送信装置	空中線電力の許容偏差	上限20パーセント、下限50パーセント（設備規則第14条二十一その他の送信設備を参照）	
		周波数の許容偏差	100ppm（設備規則第5条別表第一号 注31 38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの((13)及び(15)に掲げるものを除く。)を参照）	
		不要発射の強度の許容値	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空中線電力 10Wを超えるもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50dB低い値</li> <li>・ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値</li> </ul> </li> <li>○空中線電力 10W以下           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 100μW以下</li> <li>・ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 50μW以下</li> </ul> </li> </ul>	
		占有周波数帯幅の許容値	500MHz以下とすること	
		隣接チャネル漏洩電力	27.2dBc以上	
	受信装置	副次的に発する電波等の限度	4nW	
	空中線	送信空中線の最小仰角	<p>最小仰角10度</p> <p>※ただし、HAPS GW局の置局時には個別のHAPS GW局の最小仰角に基づき、他無線局との離隔距離を決定するものとする</p>	
		等価等方輻射電力の許容値	特に限定しない	
		アンテナ利得	<p>ITU-R F.1245-3に準拠することが望ましい</p> <p>※ただし、ITU-R F.1245-3に準拠しない場合は、HAPS GW局の置局時に運用仰角及び離隔距離に鑑みて緩和</p>	
		偏波	特に限定しない	
周波数共用に関する条件		必要なGW局-既存システム間離隔距離の導出方法	1対1対向モデルを仮定し、与被干渉局の無線諸元を考慮した必要離隔距離導出方法を規定	
		決議168にもとづくPFD制限値(GW局)	決議168(Rev.WRC-23)に基づくPFD制限値の順守を規定	

### ③高高度基地局(HAPSに搭載する局)の技術的条件

※FDD-LTE/NRの基地局と差分のある項目のみを記載。差分は赤字のとおり。

技術的条件に係る項目		技術的条件	
		非再生中継方式	再生中継方式
一般的条件	周波数	2GHz帯(2110MHz～2170MHz)	
	送信電力制御	規定しない (FDD-LTE/NRに同じ)	
送信装置	スピアス領域の不要発射強度	9kHz以上150kHz未満 : -13dBm/1kHz 150kHz以上30MHz未満 : -13dBm/10kHz 30MHz以上1000MHz未満 : -13dBm/100kHz 1000MHz以上12.75GHz未満 : -13dBm/MHz ※上記以外の個別規定を適用しない	
	受信感度	規定しない (FDD-LTE/NRに同じ)	
受信装置	ブロッキング	規定しない	
	隣接チャネル選択度	規定しない	
	相互変調特性	規定しない	
	副次的に発する電波等の限度	30MHz以上1000MHz未満 : -57dBm/100kHz 1000MHz以上12.75GHz未満 : -47dBm/MHz 但し2100MHz以上2180MHz以下を除く。 ※上記以外の個別規定を適用しない	

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集  
 －高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備－  
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方  
 [意見募集期間：令和7年12月12日～令和8年1月15日]  
 提出件数9件（法人等 5件、個人 4件）

意見提出者一覧（五十音順）

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	株式会社NTTドコモ	自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会
スカパーJSAT株式会社	ソフトバンク株式会社	個人（4件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般に関する御意見				
1	個人1	賛成	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	今回の高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備については、携帯無線通信ネットワークの効率的なエリア化や災害時等における早期の通信手段の確保を可能にするものとして期待されており賛成致します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	株式会社NTTドコモ	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等全般意見募集対象である省令案等の内容は、情報通信審議会より答申された高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件を踏まえ、適切な内容となっており賛同します。HAPSを活用した効率的な通信のエリア化や、災害時等における早期の通信手段の確保等の実現を念頭に、本省令案等に沿って速やかに制度整備が進められることを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
4	ソフトバンク株式会社	本改正案は、情報通信審議会において令和7年11月に一部答申された「高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」に沿うとともに、HAPSの運用特性が十分に考慮された内容となっております。我が国が世界に先駆けてHAPSの商用導入を可能とする制度的基盤となるものとして、本案に賛同いたします。 他方、実運用の段階においては、事前の検証範囲を超える実環境特有の事象が生じる可能性もあります。HAPSは運用開始後、地上に降ろしての対応が容易ではない特性を有することから、こうした不測の事象が生じた場合にも安定的な運用を継続できるよう、制度の運用面において柔軟に対応いただけることを要望いたします。	本案についての賛同意見として承ります。 なお後段の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
省令等の改正案記載内容についての御意見				
（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令）				
5	個人3	別添1（省令群の改正案）中、第一条（無線局根本基準）における「第五条の二 三号(1)」の改正部分で、あるべき傍線が付されていないのではないか？ 改正後の「基地局、高高度基地局」及び、改正前の「基地局」の部分を指す。	御意見のとおり修正いたします。	有
6		この度の意見募集対象の省令等の改正案において、別添のとおり誤記等と思われる内容が記載されている部分がありますので、ご確認のほど宜しくお願ひ致します。	御意見のとおり、修正漏れがありましたので、以下の下線部のとおり追記いたしま	有

	<p>す。</p> <p>無線設備規則第 14 条 表 六 次に掲げる送信設備 [(一) ~ (四) 略] <u>(五) 第五十八条の二の十三において その無線設備の条件が定められている 無線局の送信設備</u></p> <p>十 第四十九条の六に定める携帯無線通信 の中継を行う無線局（基地局又は高高度 基地局と陸上移動局との間の携帯無線通 信が不可能な場合、その中継を行う陸上 移動局又は陸上移動中継局をいう。以下 同じ。）の送信設備</p>
7	<p>(1) 無線設備規則 第5条 別表第一号 ア 注 31 (16) ※ 省令等改正案には記載無し。 現行で施行されている無線設備規則 第5条 別表第一号 注 31 (16) において「38GHz を超 え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用するもの ((10) 及び (12) に掲げるものを除く。)」と 規定されていますが、規定の「(10) 及び (12)」の項番については対応する周波数が異なるよ うに思います。</p>
8	<p>スカパーJSAT 株式会社</p> <p>電波法施行規則 第3条 一 固定業務 一定の固定地点の間又は一定の固定地点と地表若しくは水面（河川、湖沼、領海そ の他これらに準ずる水域の水面を含む。次条第一項第六号の二において同じ。）から五〇キロメ ートル以下の高さの固定点（停留に必要な範囲を含む。）との間の無線通信業務をいう。</p> <p>固定業務と固定衛星業務との国内外での周波数共用検討において、従来固定局は地表面の特 定地点に開設されるものを前提にしてきたものと認識しており、電波法施行規則上の固定業務 の定義を変更し、無線局がこれまで前提としてこなかった位置関係になることが許容されるよ うになると、相互に容認しえない干渉を及ぼし合うことになることが懸念されます。したが い、今回対象としている 2 GHz 帯の高高度基地局及び 39 GHz 帯の固定局を除く高高度プラット フォーム局（以下、HAPS）に周波数を割り当てる際は、事前に情報通信審議会で周波数共用条件 等の検討を行うか、既存無線局免許人による干渉検討を必要とするなどの対応が必要と考え ます。</p> <p>また、無線通信規則（以下、RR）において、必要と規定される調整・通告・登録手続きを行 っていない等、RR の規定を満足しない無線局に対して周波数を割り当てるこを原則として禁 じており、2 GHz 帯の高高度基地局及び 39 GHz 帯の固定局を除く HAPS への周波数割当はこれ に反することになるため、国際的に認知されないことに注意するとともに、公平性のため、こ ういった国際周波数調整や登録が完了していなかったりする無線局の国内における扱いにつ いて一貫した対応が望ましいと考えます。</p> <p>更に、RR において HAPS に対する条件が規定されている周波数帯では、一般に他の衛星網 との周波数共用条件が規定されていますが、それ以外の周波数帯ではそのような規定がなく、</p>

		HAPS が他の地球局等に干渉を及ぼす可能性があります。今回の定義の拡張については、国内での周波数調整等を実施することにより日本をサービスする人工衛星網に対して容認しえない干渉を及ぼすことを防ぐことができると認識していますが、他の国が同様の利用を開始すると、日本をサービスする人工衛星網にも干渉を及ぼす可能性がありますので、他の国に対して斯かる拡張を推奨するメッセージと伝わらないような配慮が必要と考えます。		
9	ソフトバンク株式会社	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第二号 第一 注 3 (4) P37</p> <p>当該箇所を下記の通り修正することが望ましいと考えます。</p> <p>第2条第1項第54号の2はフェムトセル基地局に関する規定であり、第53号に規定される基地局の一類型として位置付けられているものと理解しております。このため、第53号を併せて追記することが適切であると考えます。</p> <p>原案：第21号の3、<u>第54号の2の2</u>、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備 修正案：第21号の3、<u>第53号、第54号の2</u>、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備</p>	御意見のとおり修正いたします。	有
10		<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第二号 第一 注 3 (5) P37</p> <p>当該箇所を下記の通り修正することが望ましいと考えます。</p> <p>原案：第2条第1項第11号の19の3又は<u>第54号の3</u> 修正案：第2条第1項第11号の19の3又は<u>第54号の4</u></p>	御意見のとおり修正いたします。	有
11	個人4	<p>本改正案により新たに追加される固定局（証明規則 第2条 第1項 第85号）の「スプリアス発射の強度の許容値又は不要発射の強度の許容値」につきまして、ご教示いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>本改正案では、当該固定局に対して特段の規定が設けられていないため、設備規則 別表第三号 2 に規定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値」</li> <li>・「スプリアス領域における不要発射の強度の許容値」</li> </ul> <p>が適用されるものと理解しております。</p> <p>また、同別表第三号 1 (1) および 1 (2) に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スプリアス発射の強度の許容値」は無変調状態、</li> <li>・「不要発射の強度の許容値」は変調状態</li> </ul> <p>において、それぞれ測定されるものと理解しております。</p> <p>この理解に基づけば、当該固定局の「帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値」は無変調状態で測定されることになります。</p> <p>情報通信審議会からの一部答申においても同様の測定条件が示されておりますが、実運用状態である変調状態ではなく、無変調状態での測定が求められる理由について、その技術的な妥当性をご教示いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>あわせて、実運用状態とは異なる無変調状態での確認が、帯域外領域における実際の干渉抑制性能の確保という観点から、どのような意義や効果を有するものと考えられているのかにつきましても、</p>	<p>本案は、令和7年11月14日付情報通信審議会の一部答申に基づく技術基準に関する省令案に係る意見募集であり、同審議会における既存無線システムとの共用条件についても、「帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値」に基づき検討を行っていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

		<p>ご見解を賜れればと存じます。</p> <p>国際的な整理として ITU-R 勧告では、帯域外領域の放射は変調に起因する成分を含めて扱われており、実運用状態（変調状態）での測定・評価を前提としているものと認識しております。</p> <p>こうした点を踏まえますと、諸外国の規制や携帯無線通信を行う無線局等と同様に、「帯域外領域における不要発射の強度の許容値」として規定し、変調状態において測定する整理の方が、より合理的ではないかとも考えております。</p> <p>何卒、よろしくお願ひ申し上げます。</p>		
(無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十七条の三第二項ただし書及び同条第三項ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する場合を定める件)				
12	個人3	<p>別添2「無線局運用規則第百三十七条の三第二項ただし書及び同条第三項ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場合」の案について。</p> <p>一号の表中、「九〇度未満」とあるのは「九〇度以下」とすべきではないか？</p> <p>理由：(1) 運用規則の改正案を含め、ほかの個所は「九〇度以下」となっている。(2) 電波の到来角90度における電力束密度の制限値が存在しないことになる。</p>	<p>当該規定についてはWRC決議221（WRC-23）に準じた値としているものですが、WRCにおける検討過程や他の項目における規定ぶりを鑑み、御意見を踏まえ「九〇度未満」を「九〇度以下」に修正いたします。</p>	有
(平成30年総務省告示第356号の一部を改正する件)				
13	個人3	別添6（平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する件の案）中、「別表第1号 無線局の種別コード」の下に続くべき、「第1 基本コード」が抜け落ちているのではないか？	御意見のとおり修正いたします。	有
(平成26年総務省告示第338号の一部を改正する件)				
14	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	<p>2) 総務省告示 H26 第 338 号（2 頁）            ア 第 1 項 第 1 号            (2) ア(ア)注1、(イ)注1※ 告示改正案では（略）の記載            HAPS の導入に伴い用語修正などが必要と思われます。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>第1項 第1号 (2)ア            (ア)注1及び(イ)注1            新) チャネル間隔が一・〇八 MHz のものにあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。            旧) チャネル間隔が一・〇八 MHz のものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。</p>	有
(電波法関係審査基準の一部を改正する訓令)				
15	個人3	別添13（電波法関係審査基準の改正案）中、「別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第4 包括免許関係 1 電気通信業務用」において、「(1) 携帯無線通信を行う無線局」とあるのは、現行「(1) 携帯無線通信を行う特定無線局」ではないか？（「特定」が入る。）	御意見のとおり修正いたします。	有

16	スカパーJSAT 株式会社	<p>電波法関係審査基準 別紙 2 第 2</p> <p>1 (16) シ (ソ)</p> <p>2, 110MHz を超え 2, 170MHz 以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2, 025MHz を超え 2, 110MHz 以下及び 2, 200MHz を超え 2, 290MHz 以下の周波数の電波を使用する宇宙研究業務を行う地上局に關し、必要な離隔距離の確保、高高度基地局のビーム照射方向を当該地上局に向けないこと、被干渉局に干渉を与えないことについての当該地上局の免許人との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じる旨が確認できること。</p> <p>“当該地上局の免許人との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じる旨”という記述は令和 7 年度情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告書に基づくものと理解しましたが、HAPS の免許人（申請者）が地上局の免許人の合意を得ていない措置を講じても良いとも解釈できるため、“向けないことその他の措置により被干渉局に有害な混信を生じさせないことについての当該地上局の免許人との合意”とすることが適切と考えます。</p> <p>また、左記周波数帯では世界的に地球探査衛星業務（以下、EESS）が運用されていますが、その EESS については情報通信審議会において明示的に検討はされていません。これは、EESS の信号が宇宙運用業務に関する事項と多重化されることがあるため、既存無線局の工事設計書（33 の欄など）に EESS ではなく宇宙運用業務（以下、SOS）のみが記載されていたことが原因と予想しています。しかしながら、前述のとおり、当該周波数帯は EESS にも利用されており、今後免許申請時に SOS ではなく EESS と記入して申請することも予想されること、EESS の信号は SOS のテレメトリ信号よりも宇宙研究業務（以下、SRS）のデータ伝送に近いことから、SRS を行う地上局（地球局及び地球局相当実験試験局）に加え、EESS を行う地上局も対象とすることが適当と考えます。</p>	<p>前段の御意見については、該当部分は情報通信審議会における議論を踏まえた記載としていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>後段の御意見については、地球探査衛星業務（EESS）については、ITU-Rにおいて宇宙運用業務と同一の共用検討諸元が規定されており、情報通信審議会における宇宙運用業務との共用検討結果（無条件で共用可能）に包含されることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
17	ソフトバンク株式会社	<p>電波法関係審査基準</p> <p>第 2 陸上関係 1 電気通信業務用</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>シ 他の無線局との干渉調整等</p> <p>(ソ) P8</p> <p>当該箇所については、委員会報告の共用検討結果を踏まえると、下記の通り修正することを要望いたします。</p> <p>(ソ) : 2, 110MHz を超え 2, 170MHz 以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2, 025MHz を超え 2, 110MHz 以下及び 2, 200MHz を超え 2, 290MHz 以下の周波数の電波を使用する宇宙研究システムの地上局に關し、必要な離隔距離の確保、高高度基地局のビーム照射方向を当該地上局に向けないこと等、被干渉局に干渉を与えないことについての当該地上局の免許人等との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講ずるものであること。</p>	<p>文中一点目の御意見については、後段の「その他の有害な混信を生じさせないための措置」が同主旨の記載となることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>文中二点目の御意見については、他の項目における記載ぶりも踏まえ、御意見のとおり修正いたします。</p>	有
18		<p>電波法関係審査基準第 2 陸上関係 1 電気通信業務用(23) (22)に定める固定局と通信を行う固定局力 他の無線局との共存条件 P13 現行の審査基準において、ITU-R 勧告を引用する際、将来の当該勧告の改訂等にも柔軟に対応できるよう、特定のバージョンを明示せずに引用することが通例となっているため、下記の通り修正することを提案いたします。</p> <p>原案 : ITU-R 勧告 P. 452-17 で計算される電波伝搬損失(dB)</p> <p>修正案 : ITU-R 勧告 P. 452 で計算される電波伝搬損失(dB)</p>	御意見のとおり修正いたします。	有
19		<p>電波法関係審査基準</p> <p>第 2 陸上関係 1 電気通信業務用</p>	御意見に係る部分につきましては、令和 7 年 11 月 14 日付情報通信審議会の一部答申	無

	<p>(23) (22)に定める固定局と通信を行う固定局 力 他の無線局との共存条件 P13</p> <p>委員会報告において、38GHz 帯 FWA と HAPS GW 局の共存条件として、サイトエンジニアリングの実施や離隔距離を確保することで共用可能と結論が示されております。一方、38GHz 帯 FWA については、令和 5 年度電波利用状況調査より、関東総合通信局の管轄エリアにのみ置局されているものと認識しております。</p> <p>これらを踏まえると、HAPS GW 局の置局にあたり、十分な離隔距離が確保される場合等、当該 FWA に対して干渉を与えないことが明らかな場合は、必ずしも個別の調整を要しないと整理することが合理的であると考えます。</p> <p>つきましては、こうした場合には個別調整を不要とする旨を当該箇所に追記いただくことを要望いたします。</p>	で示された共用条件等に基づき制度整備を行っているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。	
20	<p>自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会</p> <p>電波法関係審査基準の一部を改正する訓令において、他の無線局との共存条件として、電波天文業務用の受信設備の保護について明記いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>「新世代モバイル通信システム委員会報告（案）」に対し実施されたパブリックコメントで、当方は、「HAPS 局の運用の際には、（中略）電波天文に対して有害な干渉を与えないための措置を講じる必要があり、社会実装にあたって、複数の事業者が複数の HAPS 機体を展開する可能性も念頭に置きながら、電波天文局に対する有害干渉が生じないよう適切な事前検討と運用調整を行う仕組みを構築していただけますようお願いします。」と意見を提出しました。これに対し新世代モバイル通信システム委員会からは「御意見については、総務省が制度整備の検討をする際に参考とされるものと考えます。」と回答いただきました。</p> <p>今回提示された訓令案は、電波天文業務との共用検討結果及び上記意見への回答に沿うものであり、電波天文業務にとって重要な帯域における有害干渉の防止に資するものと考えます。</p>	本案についての賛同意見として承ります。	無
その他の御意見			
21	<p>個人 2</p> <p>拝啓 ぶどうの剪定の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>私は、人々が安心して生活して、子供たちが安心して外を歩くことのできる社会を願っております。</p> <p>そこで、高高度プラットフォーム (HAPS) に搭載して使用する無線システムの導入に関しまして、意見を申し上げます。</p> <p>＜要旨＞</p> <p>ダークウェブへのノード無線通信につきまして、監視をお願い致します。</p> <p>高高度プラットフォーム (HAPS) は、ダークウェブのノード無線接続に悪用される懸念がございます。</p> <p>＜理由＞</p> <p>ダークウェブのノードからノードへの無線接続では、関係のない人々の生活が通信障害になるので、人々を無差別に攻撃して排除する懸念がございます。</p> <p>ダークウェブは、反社会勢力の収入源になっております。</p> <p>なぜなら、ダークウェブの中には、企業情報、個人情報、ハッキングツール、麻薬、児童ポルノ、武器等が売買されているサイトがあるからです[2]</p> <p>ダークウェブに入るには、VPN を構築してプライベートネットワークから接続します。</p>	本意見募集はHAPSに搭載して使用する無線システムの技術基準等に関する省令案等に係る意見募集であり、御意見については本件の対象外です。	無

<p>さらにダークウェブは、ノードとなる何台ものコンピューターを経由して、ダークウェブのサーバーに接続します[1][3][4][5]</p> <p>ノードからノードへの接続は、NTT回線等の公共通信での有線接続は、使用しないと考えられます。</p> <p>なぜなら、ダークウェブ監視ツール[1]により、監視されるからです。</p> <p>秘匿性の高い通信をするために、ダークウェブに至るノードからノードへの接続は、無線接続と考えられます。</p> <p>マンションの高層階や、車間距離の短い自動車列やスーツケースに、パソコン（モバイル機器）を隠して、反社会勢力のサーバーまで無線接続させていると考えられます。</p> <p>高層マンションの価格上昇に影響しているのではないか？</p> <p>電磁波は干渉する特性から、ノードからノードへの無線接続の経路が、以下の状況になると、通信障害がおこります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(A) 他の通信（例. オンライン握手会や車用無線機や店舗 WiFi）</li><li>(B) 機器からの放射電磁波（例. ハンディファン）</li><li>(C) 静電気</li></ul> <p>ダークウェブへの通信障害がおこると、反社会勢力は収入が断たれます。</p> <p>そこで、罪のない通行人や、通信を行う場所に、無差別に攻撃する懸念がございます。</p> <p>以下、動機が不明な事件や、原因の不明な事象につきまして、</p> <p>反社会勢力の無線通信を行うための無差別攻撃によるものと考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 無差別殺傷事件</li><li>2. 店舗に車が突っ込む</li><li>3. 引きこもりの増加</li></ol> <p>この他に、ノードからノードへの無線接続に考えられる例に、富士山への無断侵入がございます[2]</p> <p>四角く膨らんだリュックを背負って、入っている人の映像がございました。</p> <p>富士山は標高が高いので、遠くのノードに無線で接続できます。</p> <p>なお、私が現在住んでいるマンションは、周辺の中では数少ない階数の高いマンションになっております。</p> <p>私は、8階建ての7階に住んでいますが、スマートフォンからの無線通信速度が遅いです。</p> <p>ダークウェブのノードの無線接続を行っている部屋もあるかもしれません。</p> <p>以上、ダークウェブのノードからノードへの無線接続のために、関係のない人々の生活が脅かされない</p> <p>よう、お願いいいたします。敬具</p> <p>＜参考文献＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>[1]ダークウェブとは？何が行われている？仕組みから最新動向まで codebook <a href="https://codebook.machinarecord.com/cyber-intelligence/darkweb/20953/">https://codebook.machinarecord.com/cyber-intelligence/darkweb/20953/</a></li><li>[2]1時間半に23人も…通行止め無視 閉山後の富士山で“無謀登山者”続出 テレ朝 NEWS</li><li>[3]ダークウェブ・アンダーグラウンド 木澤佐登志著 イーストプレス</li><li>[4]ダークウェブに関する現状 中沢潔 IPA ニューヨークだより</li><li>[5]ダークウェブとは？基礎知識やアクセスの危険性、対策方法を徹底解説 NEC フィールディング <a href="https://www.fielding.co.jp/service/security/measures/column/column-41/">https://www.fielding.co.jp/service/security/measures/column/column-41/</a></li></ul>		
---	--	--

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

#### 第七章の二 電波監理審議会

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第

二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第一百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五（略）

2（略）

### 【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

#### 第二章 無線局の免許等

##### 第一節 無線局の免許

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が次章に定める技術基準に適合すること。

- 二 周波数の割当てが可能であること。
  - 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2～6 (略)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条（第八項及び第九項を除く。）及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区

分」という。) ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
  - 二 特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
  - 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 2～4 (略)

## 第五章 運用

### 第一節 通則

(通信方法等)

第六十一条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

## 第六章 監督

(検査)

第七十三条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

2～7 (略)

○行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

## 第一章 総則

(目的等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。)又は規則

- ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
- ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

## 第六章 意見公募手続等

### （意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 (略)

(写)

(公印省略)

諮詢 第 3 号

令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項第4号、第15条、第28条、第29条、第38条、第38条の2の2第1項、第61条及び第73条第1項の規定による省令委任事項を定めるため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）等の一部を改正することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令  
(無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正)

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		(陸上移動中継局)	(陸上移動中継局)
		第五条の二 陸上移動中継局（基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものである」と。	第五条の二 陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものである」と。
	〔二 略〕	〔二 略〕	〔二 略〕
	〔三 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものである」と。〕	〔三 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものである」と。〕	〔三 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものである」と。〕
	〔1 その局を使用する者が行う」とができる通信の中継は、その者が開設する基地局、高高度基地局又は陸上移動局相互間のものに限られる」と。 〔2 ～5 略〕	〔1 その局を使用する者が行う」とができる通信の中継は、その者が開設する基地局、高高度基地局又は陸上移動局相互間のものに限られる」と。 〔2 ～5 略〕	〔1 その局を使用する者が行う」とができる通信の中継は、その者が開設する基地局又は陸上移動局相互間のものに限られる」と。 〔2 ～5 略〕
	〔四・五 略〕	〔四・五 同上〕	〔四・五 同上〕
	〔七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。〕	〔七条の三 同上〕	〔七条の三 同上〕
	〔一 略〕	〔一 同上〕	〔一 同上〕
	〔二 その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」といつ。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することとその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものである」と。〕	〔二 同上〕	〔二 同上〕
	〔1 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行つ基地局若しくは高高度基地局（以下「」において「基地局等」といつ。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。）」 〔2 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下「」の号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。）」 〔3 ～4 略〕	〔1 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行つ基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下「」の号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。以下「」の号において同じ。） 〔2 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局	〔1 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行つ基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下「」の号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。以下「」の号において同じ。） 〔2 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
	〔三 略〕	〔三 同上〕	〔三 同上〕
備考	表中の「」の記載は注記である。		

（電波法施行規則の一部改正）

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(業務の分類及び定義)		改 正 後
第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。		第三条 同上
〔一～七の三 略〕	〔一～七の三 同上〕	
八 陸上移動業務 基地局若しくは高高度基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号及び第六号の二において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。）	八 陸上移動業務 基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。	
〔八の二～二十 略〕	〔八の二～二十 同上〕	
〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕	
〔無線局の種別及び定義〕	〔無線局の種別及び定義〕	
第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。	第四条 無線局の種別及び定義	
〔一～六 略〕	〔一～六 同上〕	
六の二 高高度基地局 陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域に開設する移動しない無線局をいう。	六の二 高高度基地局 陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域に開設する移動しない無線局をいう。	
〔九～二十九 略〕	〔九～二十九 同上〕	
〔二 略〕	〔二 同上〕	
七の三 陸上移動中継局 基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。	七の三 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。	
八 陸上局 海岸局、航空局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。	八 陸上局 海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。	
〔九～二十九 略〕	〔九～二十九 同上〕	
〔二 同上〕	〔二 同上〕	
〔新設〕	〔新設〕	
3 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局についての前条第一項第五号及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは「湖沼、領海の外側を除く海域」とあるのは「第七号の三」と、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは「陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空を」とする。	3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項第五号及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは「湖沼、領海の外側を除く海域」とあるのは「第七号の三」と、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは「陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空を」とする。	
4 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項第五号及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは「湖沼、領海の外側を除く海域」とあるのは「第七号の三」と、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは「陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域）」と、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは「陸上及びその上空を」とする。	4 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」とあるのは「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域」とする。	
設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシステムの無線局についての第一	設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシステムの無線局についての第一	
〔新設〕	〔新設〕	

項第十二号の規定の適用については、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは、「陸上及びその上空を」とする。

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

〔一～六 略〕

六の二 高高度基地局

〔七～二十五 略〕

〔2～3 略〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一～四 略〕

四の二 高高度基地局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）

〔五～二十六 略〕

第四十三条の六 運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局又は高高度基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局又は高高度基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。

〔2～8 略〕

附則

〔1～6 略〕

削る

〔1～5 略〕

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合

〔1～5 略〕

(6) 高高度基地局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、

当該変更について検査を要しない旨を申請者に対し通知したものに限る。）

(7) 高度一八キロメートル以上に開設する固定局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

(請求の単位)

第十一条の二の五 「同上」

〔一～六 同上〕

〔七～二十五 同上〕

〔2～3 同上〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 「同上」

〔一～四 同上〕

〔新設〕

〔五～二十六 同上〕

第四十三条の六 運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。

〔2～8 同上〕

附則

〔1～6 同上〕

削る

〔1～5 同上〕

別表第二号 「同上」

一 「同上」

〔1～5 同上〕

〔新設〕

別表第二号 「同上」

〔新設〕

〔新設〕

7|| 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広域移動無線アクセシスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二条号中「（船上通信局を除く。）」とあるのは「（船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。）」とする。

〔8〕 [監] 〔回上〕  
〔1〕 無線設備の変更の工事のうち第十条第一項の規定により厳密なもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

〔1〕～〔8〕 略

(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に對して通知したるもの

ア 固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の一又は第四十九条の二十四の三）において無線設備の条件が定められていないものに限る。）及びVSAT地球局の工事

〔マ・ウ 略〕

〔10〕～〔18〕 略

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
〔1～4 略〕	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、 <u>高高度基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	〔略〕
〔6～11 略〕	

別表第二号の二の四（（第11条の2の4第2項関係））

無 線 局 情 報 提 供 請 求 書 年 月 日

収入印紙貼付欄

（収入印紙を必要額を超えて貼つてい  
る場合は、請求書の  
余白に「過納承諾  
氏名」のように記入  
してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注1）  
住 所

〔6〕 [回上]  
〔1〕～〔8〕 [回上]  
〔9〕 [回上]  
〔10〕～〔18〕 [回上]

ア 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の一又は第四十九条の二十四の三）において無線設備の条件が定められていないものに限る。）及びVSAT地球局の工事

〔マ・ウ 回上〕

〔10〕～〔18〕 [回上]

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）

無線局の種別	情報提供項目
〔1～4 同左〕	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	〔同左〕
〔6～11 同左〕	

別表第二号の二の四（（第11条の2の4第2項関係））

無 線 局 情 報 提 供 請 求 書 年 月 日

収入印紙貼付欄

（収入印紙を必要額を超えて貼つてい  
る場合は、請求書の  
余白に「過納承諾  
氏名」のように記入  
してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注1）  
住 所

氏名又は名称  
法人番号  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

〔1～5 略〕  
〔略〕

〔注1・2 略〕

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

〔(1) 略〕  
(2) (3)の種別は、第11条の2の5第1項各号又は第2項各号に掲げる無線局

の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
〔略〕					
基地局	FB	高高度基地局	PH	携帯基地地球局	TYP
特別業務の局	SP	携帯基地局	PP	地球局	TC

〔(3)～(7) 略〕

別表第五号  
定期検査の実施基準（第41条の4関係）

〔1～5 略〕  
〔4～6 略〕

〔K～H 略〕

九 地上回（海陸回、航空回、基地回、高高度基地回、携帯基地回、無線呼出回及び地上移動中継回を除く。）

〔H～I〕 略〕

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

〔様式略〕

〔注1～6 略〕

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並び

氏名又は名称  
法人番号  
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

〔1～5 同左〕  
〔同左〕

〔注1・2 同左〕

〔(1) 同左〕  
(2) 〔同左〕

〔(3)～(7) 同左〕

別表第五号  
定期検査の実施基準（第41条の4関係）

〔1～5 同左〕  
〔4～6 同左〕

〔K～H 同左〕  
〔兼説〕

〔K～H 同左〕  
九 地上回（海陸回、航空回、基地回、携帯基地回、無線呼出回及び地上移動中継回を除く。）

〔H～I〕 同左〕

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

〔様式略〕

〔注1～6 略〕

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定

に同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用して登録機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録確認等の情報等を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注1～3 路〕

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には、「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号システム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 路〕

別表第五号の九 監規制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には、「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 同左〕

別表第五号の九 〔同左〕

監視制御機能・保守運用体制確認申請書		監視制御機能・保守運用体制確認申請書	
年	月	年	月
長 (何) 総合通信局長 殿 (注1)	申請者 (注2)	長 (何) 総合通信局長 殿 (注1)	申請者 (注2)
郵便番号	郵便番号	住 所	住 所
氏名又は名称	氏名又は名称	法人番号	法人番号
代表者氏名	代表者氏名	申請の内容に関する連絡先	
所属、氏名 (フリガナ)	所属、氏名 (フリガナ)	申請の内容に関する連絡先	申請の内容に関する連絡先
電話番号	電話番号	電子メールアドレス	電子メールアドレス
電子メールアドレス	電子メールアドレス	第137条 電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条 の2第1項 の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用 体制に係る対策を講じていることについて確認を求める旨	第137条 電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条 の2第1項 の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用 体制に係る対策を講じていることについて確認を求める旨
1 対象の <u>無線局</u> (注4)	1 対象の <u>無線局</u> (注4)	2 「 <u>略</u> 」	2 「 <u>略</u> 」
短 (日本産業規格A列4番)	短 (日本産業規格A列4番)	短 (日本産業規格A列4番)	短 (日本産業規格A列4番)
〔注1～3 <u>略</u> 〕	〔注1～3 <u>同左</u> 〕	〔注1～3 <u>同左</u> 〕	〔注1～3 <u>同左</u> 〕
4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する <u>基地局</u> 又は <u>高高度基地局</u> のうち対象となる <u>無線局</u> を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。	4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する <u>基地局</u> のうち対象となる <u>基地局</u> を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。	〔5～8 <u>略</u> 〕	〔5～8 <u>同左</u> 〕
備考 欄	欄	欄	欄
欄の〔 〕の記載及び対象規定の1重傍線を塗った欄記入又は塗へ判本に塗った傍線は注記下さい。			

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
		(免許の単位)	(免許の単位)
2	第一条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。	第一 条 〔同上〕	第一 条 〔同上〕
4	〔一～三 略〕	〔一～三 同上〕	〔一～三 同上〕
四	〔(1)・(2) 略〕	〔(1)・(2) 同上〕	〔(1)・(2) 同上〕
	〔(3) 高高度基地局〕	〔(3) 新設〕	〔(3) 新設〕
	〔(4) (8) 略〕	〔(4) (7) 同上〕	〔(4) (7) 同上〕
	〔五～十 略〕	〔五～十 同上〕	〔五～十 同上〕
	〔二～五 略〕	〔二～五 同上〕	〔二～五 同上〕
	〔7～9 略〕	〔7～9 同上〕	〔7～9 同上〕
第四条	〔添付書類〕	〔添付書類〕	〔添付書類〕
2	無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）については、第二十条の十三に定める様式によることができる。	第一 条 〔同上〕	第一 条 〔同上〕
	〔一 略〕	〔一 略〕	〔一 略〕
	区 分	区 分	区 分
	無線局事項書及び工事設計書の様式	無線局事項書及び工事設計書の様式	無線局事項書及び工事設計書の様式
	式	式	式

<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。</p>	
<p>〔一〕 略</p>	
<p>〔二〕 略</p>	
<p>〔三〕 略</p>	
<p>〔添付書類等〕</p>	
<p>〔一〕 略</p>	
<p>〔二〕 略</p>	
<p>〔三〕 略</p>	
<p>〔四〕 略</p>	
<p>〔五〕 略</p>	
<p>〔六〕 略</p>	
<p>〔七〕 略</p>	
<p>〔添付書類の提出の省略〕</p>	
<p>第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局</p>	



<p>動無線アクセシステムの基地局、<u>フェムトセル</u>基地局、<u>高高度</u>基地局、<u>特定陸上移動中継局</u>、<u>特定地域</u>18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。)</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>〔(2)・(3) 略〕</p> <p><u>(4) 高高度基地局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合</u></p> <p>〔ア～ウ 設置場所の□に印を付けること。</p> <p>無線設備の設置場所の緯度及び経度、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」とのよう記載すること。</p> <p>〔5〕 [略]</p> <p>〔6〕 [略]</p> <p>〔7〕 [略]</p> <p>〔19～25 略〕</p> <p>別表第一号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、<u>陸上局</u>、<u>移動局</u>、<u>特定実験試験局</u>及び<u>実験試験局</u>の工事設計書の様式（第4条、第12条関係条、第2条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～7 略〕</p> <p>8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>〔9～11 略〕</p> <p>12 12の欄は、次によること。</p> <p>〔1) 略〕</p> <p>〔(1) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、<u>特定陸上移動中継局</u>又は<u>高高度基地局</u>の場合は、記載を要しない。</p>
--

<p>線アクセシステムの基地局、<u>フェムトセル</u>基地局、<u>特定陸上移動中継局</u>及び<u>特定地域</u>局の場合を除く。)</p> <p>〔ア～ウ 同左〕</p> <p>〔(2)・(3) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔4〕 [同左]</p> <p>〔5〕 [同左]</p> <p>〔6〕 [同左]</p> <p>〔19～25 同左〕</p> <p>別表第一号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、<u>陸上局</u>、<u>移動局</u>、<u>特定実験試験局</u>及び<u>実験試験局</u>の工事設計書の様式（第4条、第12条関係条、第2条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～7 同左〕</p> <p>8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。</p> <p>〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>〔9～11 同左〕</p> <p>12 〔同左〕</p> <p>〔1) 同左〕</p> <p>〔(1) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、<u>特定陸上移動中継局</u>又は<u>高高度基地局</u>の場合は、記載を要しない。</p>
---

〔(3)～(6) 略〕	〔(3)～(6) 同左〕
〔13～15 略〕	〔13～15 同左〕
16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。	16 〔同左〕
〔(1)～(5) 略〕	〔(1)～(5) 同左〕
〔(6) 高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから25kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を他の無線局との干渉調整を実施するための範囲（この(6)及び別表第一号の二第3注21（4）において「干渉調整範囲」という。）の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10km」のよう記載すること。	〔新設〕
〔17～27 略〕	〔17～27 同左〕
別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の二第3 〔同左〕
〔様式略〕	〔様式同左〕
〔注1～11 略〕	〔注1～11 同左〕
12 12の欄は、次により記載すること。	12 同左
〔(1)・(2) 略〕	〔(1)・(2) 同左〕
(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合は、記載を要しない。	(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。
〔(4)～(7) 略〕	〔(4)～(7) 同左〕
〔13～20 略〕	〔13～20 同左〕
21 22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。	21 〔同左〕
〔(1)～(3) 略〕	〔(1)～(3) 同左〕
〔(4) 38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから50kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心まで	〔新設〕

（5） 38GHzを越え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局については、送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値を記載すること。

（6） 38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局のうち、通信の相手方を自動的に追尾する機能を有するものについては、指向精度の値及び方位角と仰角の別に稼働できる範囲をそれぞれ記載すること。

簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線機器のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによりることができる。）

〔注 1 ~22 略〕

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセサリシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあっては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル 5G の無線局 (施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。) にあっては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

(記載例)

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に

〔新設〕

〔新設

〔22~34 同左〕

卷之三

〔様式同左〕

23  
[同左]

〔1〕～〔6〕 同左

## (7) 携帶無線通信

則第15条の2第1

らに準ずる区域と

(施行規則第15條)

河川、湖沼、領海

含むものに限る。

を防止するためには

(8) ローラル5G

無線局に係るもの

域として上空を移

記載すること。

〔正成31〕

平成31年総務省

<p>規定する準同期方式</p> <p>〔(9) 略〕</p> <p>〔24~37 略〕</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1~16 略〕</p> <p>17 16の欄は、次によること。</p> <p>〔(1)~(3) 略〕</p> <p>(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るもの）のうち、<u>上空</u>を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、<u>上空</u>を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p> <p>〔(5)~(11) 略〕</p> <p>〔18~29 略〕</p> <p>〔18~29 同左〕</p> <p>〔(5)~(11) 同左〕</p> <p>〔18~29 同左〕</p> <p>〔(9) 同左〕</p> <p>〔24~37 同左〕</p> <p>別表第二号の四 〔同左〕</p>	<p>規定する準同期方式</p> <p>〔(9) 同左〕</p> <p>〔24~37 同左〕</p>
---	--

〔欄〕 案中の〔 〕の記載及び文書規定の「重傍線をせした際記入を述べた傍線は注記やめ。

（無線局運用規則の一部改正）

第四条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基 地局並びにローカル5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）</p> <p>〔第四節 混信の防止（第百三十七条の三）〕</p> <p>〔第五章～第十章 略〕</p>	<p>改 正 後</p>						
<p>附則</p> <p>（監視制御機能及び保守運用体制）</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根 本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自 営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、そ の空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げ る監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるも のとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第四節 混信の防止</p> <p>第百三十七条の三 高度「八キロメートルから五〇キロメートルまで」に開設する固定局の地表面に おける最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一帯の帯域幅における 一平方メートル当たりの電力束密度とし、「ワットを〇ナシベルとする。）の値について、次 表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げ る値を超えないよう運用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="212 197 393 1100"> <tr> <th>電波の到来角（θ）</th> <th>電力束密度</th> </tr> <tr> <td>八度未満</td> <td>次に掲げる式による値以下 -130+3.85×θ ナシベル</td> </tr> <tr> <td>八度以上四八度未満</td> <td>次に掲げる式による値以下 -103.2+5×θ ナシベル</td> </tr> </table>	電波の到来角（θ）	電力束密度	八度未満	次に掲げる式による値以下 -130+3.85×θ ナシベル	八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 -103.2+5×θ ナシベル	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 同上</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル 5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）</p> <p>〔第五章～第十章 同上〕</p>
電波の到来角（θ）	電力束密度						
八度未満	次に掲げる式による値以下 -130+3.85×θ ナシベル						
八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 -103.2+5×θ ナシベル						

四八度以上九〇度以下	(一) ナル・一二下シマル
------------	---------------

2) 高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であります、移動業務を行う無線局が受信する「一〇一〇度から一八八五度まで」、「一〇一〇度から一〇一五度まで及び」、「一〇度から」、「七〇度までの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一〇度の帯域幅における「一平方メートル当たりの電力束密度」と、一〇度を〇下シベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一一度未満	(一) 一二四・五五下シマル
一一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-14.55 + 0.45 \times (\theta - 11) \text{ デシベル}$
八〇度以上九〇度以下	(一) 一二三・五五下シマル

3) 前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

4) 高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であります、固定業務を行う無線局が受信する「一七一〇度から一九八〇度まで」、「一〇一〇度から一〇一五度まで及び」、「一〇度から」、「七〇度までの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一〇度の帯域幅における「一平方メートル当たりの電力束密度」と、一〇度を〇下シベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一一度以下	(一) 一二五下シマル
一度を超えて〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-150 + 1.78 \times (\theta - 2) \text{ デシベル}$
一〇度を超えて八〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-118 + 0.215 \times (\theta - 20) \text{ デシベル}$
八〇度を超えて九〇度以下	(一) 一二三下シマル

5) 前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

- 6| 高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波である、「一七〇キロヘルツ」、「一〇〇キロヘルツ」までの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の四分の一帯域幅における「平方メートル当たりの電力束密度」とし、「ワットを〇・〇一シベルとする。」）の値が、水平方向を基準とした電波の到來角が九〇度以下の場合は（1）「六五・シベルを超えない」よう運用しなければならない。
- 7| 高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局と通信を行う固定局は、その送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が「〇度以上となる」よう運用しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第五条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

目次	
〔第一章～第三章 略〕	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
〔第一節～第八節 略〕	第九節 五四GHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十一条～第五十八条の二～第五十八条の二の二）
〔第五章 略〕	〔第五章 略〕
附則	（定義）
〔十六 略〕	〔二～十四 略〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕
送信設備	〔二～十四 同上〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕
目次	
〔第一章～第三章 同上〕	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
〔第一節～第八節 同上〕	第九節 五四GHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十一条～第五十八条の二～第五十八条の二の二）
〔第五章 同上〕	〔第五章 同上〕
附則	（定義）
〔十六 同上〕	〔二～十四 同上〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕
送信設備	〔二～十四 同上〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕
目次	
〔第一章～第三章 同上〕	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
〔第一節～第八節 同上〕	第九節 五四GHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十一条～第五十八条の二～第五十八条の二の二）
〔第五章 同上〕	〔第五章 同上〕
附則	（定義）
〔十六 略〕	〔二～十四 略〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕
送信設備	〔二～十四 同上〕
（空中線電力の許容偏差）	〔二～十四 同上〕
〔第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。〕	〔二～十四 同上〕



周波数分割 多元接続方式又は直交		無線設備の条件が定められて いる基地局及び高高度基地局の送 信設備
周波数分割 多元接続方式又は直交		「略」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「略」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「略」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「略」

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「略」

「2~6 「略」」

7 一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

「一・二 「略」」

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別		受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以上	ア、三〇MHz以上一 、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅 で(一)五七デシ ベル以下の値	一、〇〇〇MHz以上一 、〇一〇MHz未満
下の周波数の電波 を受信する受信裝 置	イ、一、〇〇〇MHz 以上二、〇一〇 MHz未満	任意の一MHz幅で(一) 四七デシベル	ベル以下の値	一、九二〇MHzを超 えて、九八〇MHz以 上
以下	一、〇一〇MHz 以下	以下	以下	以下

ルキャリア 周波数分割 多元接続方式又は直交		無線設備の条件が定められて いる基地局の送信設備
「同上」		「同上」
周波数分割 多元接続方式又は直交		「同上」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「同上」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「同上」
式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ローカル5 Gの無線局 の送信設備		「同上」

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「同上」

「2~6 「同上」」

「一・二 「同上」」

三 「同上」

無線局の種別		受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以上	ア、三〇MHz以上一 、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅 で(一)五七デシ ベル以下の値	一、〇〇〇MHz以上一 、〇一〇MHz未満
下の周波数の電波 を受信する受信裝 置	イ、一、〇〇〇MHz 以上二、〇一〇 MHz未満	任意の一MHz幅で(一) 四七デシベル	ベル以下の値	一、九二〇MHzを超 えて、九八〇MHz以 上
以下	一、〇一〇MHz 以下	以下	以下	以下

高高度基地局	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の受信装置	
				ア 二、〇二五 MHz を超えて 五 GHz 以下 （二、 一〇〇 MHz 以上二 、一八〇 MHz 以下 を除く。）	エ 二、〇二五 MHz を超えて 五 GHz 以下 （二、 一〇〇 MHz 以上二 、一八〇 MHz 以下 を除く。）
MHz 未満	ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一 ）五七デシベル以下の値	ア 三〇MHz 以上一 、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一 ）五七デシベル以下の値
ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	エ 二、〇一五MHz を超えて 七 MHz 以下（一、 一〇〇 MHz 以上二、 一八〇 MHz 以下 を除く。）	イ 一、〇〇〇MHz 以上二、〇 MHz 未満	任意の一MHz幅で（一 ）四 七デシベル以下の値	イ 一、〇〇〇MHz 以上二 、一八〇MHz 以下 を除く。）	任意の一MHz幅で（一 ）四七デシベル以下の値

高高度基地局	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	四 「同上」	
				ア 二、〇二五 MHz を超えて 五 GHz 以下 （二、 一〇〇 MHz 以上二 、一八〇 MHz 以下 を除く。）	任意の一MHz幅で（一 ）四七デシベル以下の値
MHz 未満	ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一 ）五七デシベル以下の値	ア 三〇MHz 以上一 、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一 ）五七デシベル以下の値
ア 三〇MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	エ 二、〇一五MHz を超えて 七 MHz 以下（一、 一〇〇 MHz 以上二、 一八〇 MHz 以下 を除く。）	イ 一、〇〇〇MHz 以上二、〇 MHz 未満	任意の一MHz幅で（一 ）四 七デシベル以下の値	イ 一、〇〇〇MHz 以上二 、一八〇MHz 以下 を除く。）	任意の一MHz幅で（一 ）四七デシベル以下の値

〔8～35 略〕	〔略〕	・七五GHz以下（一、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	七テシベル以下の値
----------	-----	------------------------------------	-----------

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超えて七四八

MHz以下、七七〇MHzを超えて八〇三MHz以下、八一五MHzを超えて八四五MHz以下、八六〇MHzを超えて八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超えて九一五MHz以下、九四五MHzを超えて九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超えて一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超えて一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超えて一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超えて一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超えて一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて一、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第一号に限る。）に適合するものでなければならない。

一般的条件

基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」といふ。）と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものである」と。

〔二 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいふ。以下同じ。）及び高高度基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、高高度基地局と通信を行うものをいふ。）（以下「基地局等対向器」といふ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下である」と。

二 基地局等対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下である」と。

〔三・四 略〕

五 基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局等対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局等対向器の出力電力の比）をいふ。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合する」と。

〔六 略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、高

〔8～35 同上〕	〔同上〕		
-----------	------	--	--

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六 〔同上〕

一 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものである」と。

〔一 同上〕

2 〔同上〕

一 基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいふ。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下である」と。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下である」と。

〔三・四 同上〕

五 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比）をいふ。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合する」と。

〔六 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸

處基地局（高高度「八五」から「五五」までに開設するもの）限る。以下この条及び第四十九条の六の十三において同じ。）又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線局の区分	
基地局の無線設備	
周波数	一般的条件
七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える二、一〇MHz以下	イ 通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局等へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）である。）である。
七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える二、一〇MHz以下	ロ 基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものである。

無線局の区分	
基地局の無線設備	
周波数	一般的条件
七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える二、一〇MHz以下	イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）である。

上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	
基地局の無線設備	
周波数	一般的条件
七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える二、一〇MHz以下	イ 通信方式は、基地局の無線設備の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するため必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができる。）

ハ 一の基地局等の通話チャネルから他の基地局等の通話チャネルへの切替えが自動的に行われる。）である。

ハ 一の基地局等の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われる。）である。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われる。）である。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われる。）である。

- 二 基地局等の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものである。）
- ホ 一の基地局等の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するため必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができる。）
- ヘ キヤリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局等（陸上移動局へ送信する場合にあつては、（1）に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局等へ送信する場合にあつては、（2）に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限る。）。
- (1) 基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

〔(イ)・(ロ) 略〕

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔(ニ)・(ヘ) 略〕

〔(2) 略〕

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる

無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局等の無線設備

各空中線端子における値

〔(2) 略〕

チ 基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔(1)・(2) 略〕

リ チャネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に応じ同表下欄に掲げるとおりとする。

基地局の無線設備	周波数	チャネル間隔
七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz	
七七三MHzを超える八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超える八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一MHz又は二〇MHz	
八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下又は二、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	

〔(イ)・(ロ) 同上〕

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔(ニ)・(ヘ) 同上〕

〔(2) 同上〕

ト [同上]

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔(1)・(2) 同上〕

リ [同上]

基地局の無線設備	周波数	チャネル間隔
七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz	
七七三MHzを超える八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超える八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一MHz又は二〇MHz	
八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下又は二、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	

2

〔二 略〕

前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

2

〔(1) 同上〕

〔(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

〔(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 同上〕

リ [同上]

〔(1)・(2) 同上〕

ト [同上]

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択される」と。

〔二 略〕

三 前項の基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機から電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び增幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択される」と。

〔四 略〕

〔三・四 略〕

5 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択される」と。

二 第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、「再生中継方式を用いるものに限る。」）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

〔三・五 略〕

6 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて自動的に選択される」と。

二 第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、「再生中継方式を用いるものに限る。」）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること）。で、空中線端子において、次の

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択される」と。

〔一 同上〕

三 前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機から電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式「デジタルコードレス電話」の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

〔四 略〕

〔三・四 同上〕

5 〔同上〕

〔三・五 同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択される」と。

二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

〔三・五 同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて自動的に選択される」と。

二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する」と。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること）。で、空中線端子において、次の

て、次のとおりである」と。

【イ 路】

口 通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が $5\text{MHz}$ のものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

ハ 通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が $10\text{MHz}$ のものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

二 通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が $15\text{MHz}$ のものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

木 通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が $20\text{MHz}$ のものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

【四・五 路】

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分 基地局の無線設備	周波数
七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二一七〇MHz以下	一、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備	一、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下
【略】	【略】

【一般的条件】

イ 通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局等へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする」とができる。）である」と。

口 基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものである」と。

とおりである」と。

【イ 同上】

口 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が $5\text{MHz}$ のものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

ハ 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が $10\text{MHz}$ のものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

二 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が $15\text{MHz}$ のものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

木 通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が $20\text{MHz}$ のものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下である」と。

【四・五 同上】

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分 基地局の無線設備	周波数
七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二一七〇MHz以下	一、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下
【同上】	【同上】

【一般的条件】

イ 通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする」とができる。）である」と。

口 基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものである」と。





別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表  
〔表略〕

〔注1～30 略〕

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、

この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$ は、送信周波数（単位Hz）とする

。）。

(ア) 陸上移動局

〔A 略〕

B 基地局等対向器 300Hz

(イ) 陸上移動中継局

〔A 略〕

B 基地局等対向器 300Hz

〔A 略〕

B 基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

〔イ～カ 略〕

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$ は、送信周波数（単位Hz）とする

。）。

(ア) 基地局等

〔A～C 略〕

〔(イ)・(ウ) 略〕

〔ク～コ 略〕

サ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数

分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ $f$ は、送信周波数（単位Hz）とする

。）。

(ア) 基地局等

〔A～C 略〕

〔(イ) 略〕

〔(2)～(15) 略〕

(16) 38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(13)及び(15)に掲げるものを除く。） 100 (10<sup>-6</sup>)

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表  
〔表同左〕

〔注1～30 同左〕

31 [同左]

(1) [同左]

ア [同左]

〔同左〕

(ア) [同左]

〔A 同左〕

B 基地局等対向器 300Hz

(イ) [同左]

B 基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

〔イ～カ 同左〕

キ [同左]

〔同左〕

(ア) 基地局

〔A～C 同左〕

〔(イ)・(ウ) 同左〕

〔ク～コ 同左〕

サ [同左]

(ア) 基地局

〔A～C 同左〕

〔(イ) 同左〕

〔(2)～(15) 同左〕

(16) 38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(10)及び(12)に掲げるものを除く。） 100 (10<sup>-6</sup>)

<p>〔(17)～(24) 略〕 〔32～57 略〕</p> <p>別表第二号（第6条関係）</p> <p>〔第1～第11 略〕</p> <p>第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次とおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合は、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p>6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 第19条の6の13に規定する基地局、高高度基地局及び陸上移動局の無線設備</p> <p>〔ア～オ 略〕</p> <p>〔第13～第84 略〕</p> <p>第85 第58条の2の13に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、500MHzとする。</p>	<p>〔(17)～(24) 同左〕 〔32～57 同左〕</p> <p>別表第二号（第6条関係）</p> <p>〔第1～第11 同左〕</p> <p>第12 〔同左〕</p> <p>〔1～5 同左〕</p> <p>6 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(4) 第40条の6の13に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備</p> <p>〔ア～オ 同左〕</p> <p>〔第13～第83 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の「」を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第六条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。



の値を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

〔4〕 第2条第1項第85号に掲げる無線設備にあっては、運用規則第137条の3に掲げる

最大電力束密度の値を遵守すること。

3 2 の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

〔4〕 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の20の7、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の4まで、第21号の3、第54号の2の3、第53号、第54号の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあっては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～ス 略〕

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあっては、通信の相手方となる基地局及び高高度基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

〔(6) 略〕

〔4～12 略〕

〔第二～第六 略〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)  
表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

〔(1)～(3) 同左〕  
〔新設〕

3 「[同左]

〔(1)～(3) 同左〕

〔4〕 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2の3、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあっては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

〔ア～ス 略〕

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

〔(6) 同左〕

〔4～12 同左〕

〔第二～第六 同左〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)  
〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 「[同左]

特定無線設備の種別 記号

〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
第2条第1項第11号の20の7に掲げる無線設備	T Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
第2条第1項第11号の33の4に掲げる無線設備	U Q
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	TM
第2条第1項第85号に掲げる無線設備	V Q
〔略〕	〔略〕
〔5 略〕	〔5 同左〕

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	TM
〔同左〕	〔同左〕
〔5 同左〕	〔5 同左〕

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けている第五条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この項及び次項において「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された無線設備については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、第六条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下この項及び次項において「旧証明規則」という。）別表第二号第一注3(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一2の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局（第二条の規定による改正後の電波法施行規則第三四条第一項第六号の二に規定する高高度基地局をいう。次項において同じ。）を含むものとして、第五条の規定による改正後の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する

無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、旧証明規則別表第二号第一注3(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一2の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局を含むものとみなして、第六条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（この項において「新証明規則」という。）第六条の規定及び新証明規則第十七条の規定を適用する。

上同	別紙
上同	備設線無の六の十二の号一十第項一第条ニ第
上同	備設線無の三の三十三の号一十第項一第条ニ第
上同	備設線無の号四十八第項一第条ニ第
上同	備設線無の種別

略	別紙一	略
備設線無の六の十二の号一十第項一第余二第	略	略
備設線無の七の十二の号一十第項一第余二第	略	略
備設線無の三の三十三の号一十第項一第余二第	略	略
備設線無の四の三十三の号一十第項一第余二第	略	略
備設線無の号四十八第項一第余二第	略	略
備設線無の号五十八第項一第余二第	略	略

令和 8 年 2 月 3 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 4 号)

[高高度プラットフォーム (HAPS) に搭載して使用する  
無線システムの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(長澤周波数調整官、加地係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案

### (高高度プラットフォーム (HAPS) に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備)

#### 1 諒問の概要

高度 20kmから 50kmまでの成層圏を飛行する高高度プラットフォーム (HAPS : High Altitude Platform Station) に搭載して使用する無線システムの導入により、離島、海上、山間部等も含めた効率的な通信のエリア化や、災害時等における早期の通信手段の確保が可能になると見込まれている。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 7 月から情報通信審議会において「高高度プラットフォーム (HAPS) の技術的条件」について審議が行われ、同年 11 月に同審議会から一部答申を受けたことから、総務省において制度整備を行うものである。

本件は、高高度プラットフォーム (HAPS) に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備のうち、周波数割当計画の変更を行うものである。

#### 2 変更概要

※ 必要的諮問事項はゴシック体

- ・ 高高度プラットフォーム (HAPS) に搭載して使用する無線システムを導入するため、周波数割当表第 3 表に電気通信業務用（固定）を追加し、別表 10-2 に高高度基地局用周波数帯を追加する。

【周波数割当計画 第 2 周波数割当表、別表 10-2】

#### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに周波数割当計画を変更する。

#### 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 8 年 1 月 15 日（木）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見はなかった。

### 周波数割当表 第3表 10GHz-3000GHz

変更前			
国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
38-39.5 J298	固定 J305	公共業務用 一般業務用	
	(略)		

### 周波数割当表 第3表 10GHz-3000GHz

変更後		
国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
38-39.5 J298	固定 J305	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
(略)		

## 「電気通信業務用（固定）」 を追加



別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845Hz以下	860MHzを超え890Hz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局及び高高度基地局用周波数帯
715MHzを超える748MHz以下	770MHzを超える803MHz以下※
815MHzを超える845Hz以下	860MHzを超える890Hz以下※
900MHzを超える915MHz以下	945MHzを超える960MHz以下※
1427.9MHzを超える1462.9MHz以下	1475.9MHzを超える1510.9MHz以下※
1710MHzを超える1785MHz以下	1805MHzを超える1880MHz以下※
1920MHzを超える1980MHz以下	2110MHzを超える2170MHz以下

※ この周波数の使用は基地局用に限る。

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(必要的諮問事項)

**第九十九条の十一** 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更
- 三～五 (略)
- 2 (略)

### 【委任元条項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(周波数割当計画)

**第二十六条** 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 無線局の行う無線通信の態様
  - 二 無線局の目的
  - 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
  - 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
  - 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
    - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
    - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(公印・契印省略)



諮詢 第 4 号

令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項に規定する周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。  
については、同法第99条の11第1項第2号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(必要的詰問事項はゴシック体)

変更後				変更前																											
第2 周波数割当表 [1～7 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左]																											
周波数割当表 [第1表・第2表 略]				周波数割当表 [第1表・第2表 同左]																											
第3表 10GHz - 3000GHz				第3表 [同左]																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>[略]</th><th>国内分配 (GHz) (4)</th><th>無線局の目的 (5)</th><th>周波数の使用に関する条件 (6)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>38-39.5 J298</td><td>固定 J305 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[略]	38-39.5 J298	固定 J305 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[略]	[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th>[同左]</th><th>国内分配 (GHz) (4)</th><th>無線局の目的 (5)</th><th>周波数の使用に関する条件 (6)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>公共業務用 一般業務用</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	[同左]	[同左]	公共業務用 一般業務用	[同左]			
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																												
[略]	38-39.5 J298	固定 J305 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[略]																												
[略]																															
[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																												
[同左]	[同左]	[同左]	公共業務用 一般業務用																												
[同左]																															
[国内周波数分配の脚注 略]				[国内周波数分配の脚注 同左]																											
[別表1-1～別表10-1 略]				[別表1-1～別表10-1 同左]																											
別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表				別表10-2 [同左]																											
陸上移動局用周波数帯		基地局及び高高度基地局用周波数帯		[同左]		基地局用周波数帯																									
715MHz を超え 748MHz 以下		770MHz を超え 803MHz 以下*		[同左]		770MHz を超え 803MHz 以下																									
815MHz を超え 845MHz 以下		860MHz を超え 890MHz 以下*		[同左]		860MHz を超え 890MHz 以下																									
900MHz を超え 915MHz 以下		945MHz を超え 960MHz 以下*		[同左]		945MHz を超え 960MHz 以下																									
1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下		1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下*		[同左]		1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下																									
1710MHz を超え 1785MHz 以下		1805MHz を超え 1880MHz 以下*		[同左]		1805MHz を超え 1880MHz 以下																									
[略]				[新設] [別表10-3～別表11-3 同左] [国際周波数分配の脚注 同左]																											
備考 表中 [ ] の記載及び対象規定の1重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。																															

令和 8 年 2 月 3 日

無線設備規則等の一部を改正する省令案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 5 号)

[22GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部

基幹・衛星移動通信課基幹通信室

(皆川課長補佐、藤岡主査、日岐官)

電話：03-5253-5886

## 無線設備規則等の一部を改正する省令案 (22GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)

### 1 賒問の概要

26GHz帯及び40GHz帯において5G候補周波数の確保が必要とされる中、既存無線システムの移行先として、22GHz帯が候補となっており、その円滑な移行を実現するために、天候によらず安定した大容量伝送の実現等が求められている。また、大雨による災害が甚大化し、防災対策の重要性が高まる中、22GHz帯FWAシステムは光ファイバーが敷設できない地域においても整備可能であることから、平常時から非常時まで地域の通信を支える強靭なインフラとしても高度化が期待されている。

このような背景を踏まえ、令和7年から情報通信審議会において「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について審議が行われ、総務省は令和7年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。

この答申を踏まえ、関係規定の整備を行うため、無線設備規則等の一部を改正する省令案について諮詢する。

### 2 改正概要

※必要的諮詢事項はゴシック体

22GHz帯FWA高度化システムを導入するため、技術基準に係る規定等を整備する。

**【無線設備規則第24条、第49条の19、第49条の19の2、別表第1号（第5条関係）、別表第2号（第6条関係）及び別表第3号（第7条関係）】**

**【無線局免許手続規則別表第2号の3第1】**

**【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、別表第1号及び様式第7号】**

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、令和7年度内に改正予定。（公布日の施行を予定）

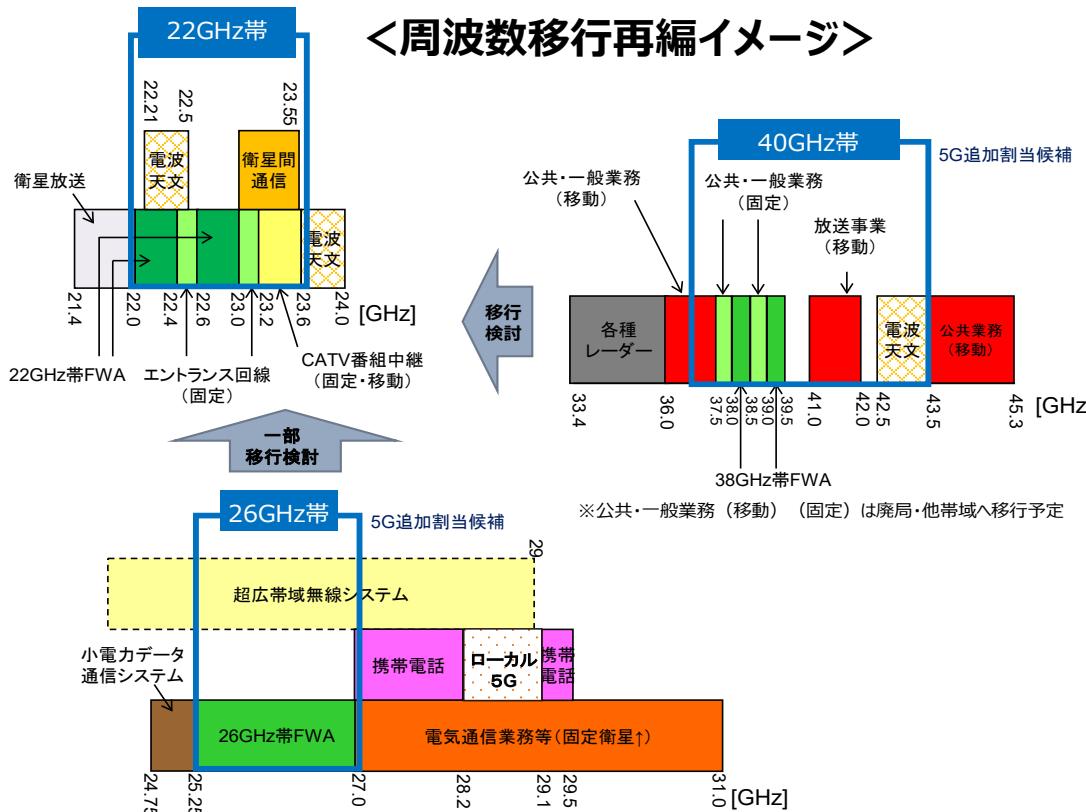
### 4 意見募集の結果（関係する案件のみ作成）

本件に係る行政手続法第39条の意見公募手続は、令和7年12月18日（木）から令和8年1月21日（水）までの期間において実施したところ、意見の提出は7件あった。

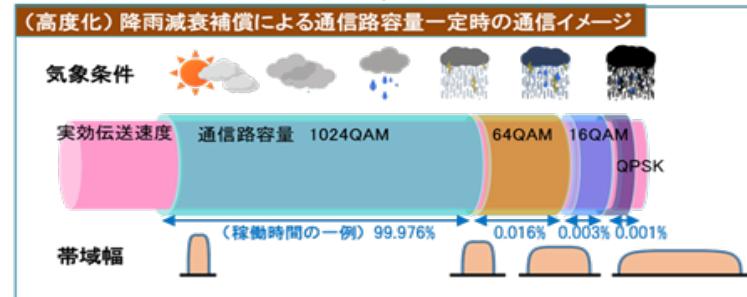
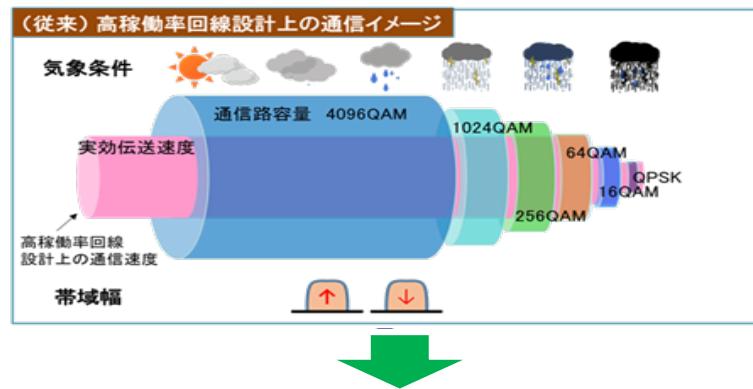
# 22GHz帯FWAシステムの高度化

- 26GHz帯及び40GHz帯において5G候補周波数の確保が必要とされる中、既存システムの移行先として、22GHz帯が候補となっており、その円滑な移行を実現するために、天候によらず安定した大容量伝送の実現等が求められている。
- 近年大雨による災害が甚大化し、防災対策の重要性が高まる中、22GHz帯FWAシステムは光ファイバーが敷設できない地域においても整備可能であることから、平常時から非常時まで地域の通信を支える強靭なインフラとしても高度化が期待されている。
- このような背景から、情報通信審議会において22GHz帯で安定した大容量伝送を可能とする「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」の策定に向けた検討を実施し、令和7年12月、同審議会から一部答申を受けたことを踏まえ、22GHz帯FWA高度化システムの導入に向けた制度整備を行うものである。

## ＜周波数移行再編イメージ＞



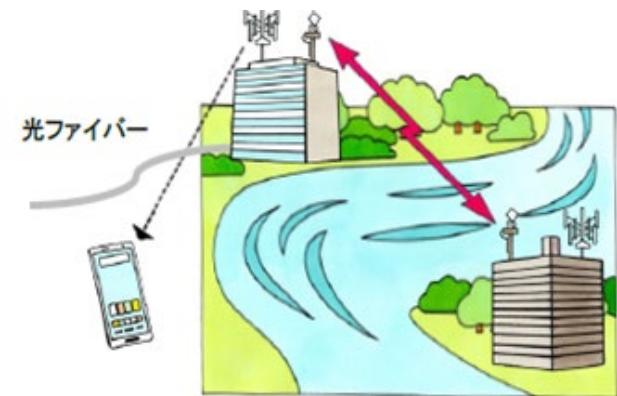
## ＜降雨減衰補償のイメージ＞



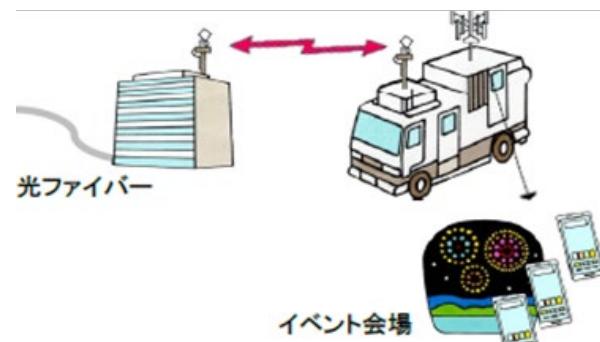
# 22GHz帯FWA高度化システムの利用イメージ

現行の22GHz帯FWAシステムは、電気通信事業者が主に端末系伝送路をPtOPOで接続・構成し、数km程度のスパンに応じて用途に応じた伝送（6-150Mbps程度）に使用されている。雨や霧による影響で伝送容量が低下しやすい弱点があったが、今般の制度整備に伴う高度化により、雨や霧の影響を受けても、安定した伝送容量を確保するとともに、通信距離を伸ばすことができる（最大通信容量約6Gbps、最大通信距離約20km）。

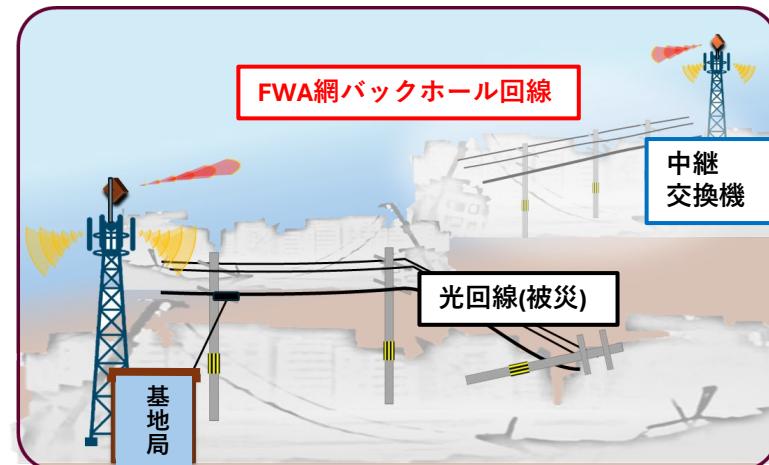
## ＜河川での利用イメージ＞



## ＜イベント時の利用イメージ＞



## ＜災害時の利用イメージ＞



- ・光回線の敷設が困難となる河川等での通信回線の提供
- ・イベント又は災害時における臨時回線の提供
- ・携帯基地局のバックホール回線（回線網の内、末端の回線と中心の基幹通信網を繋ぐ中継回線）の構築

情報通信審議会から一部答申を受けた22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件に基づき、関係省令について所要の改正を行う。主な改正内容は以下のとおり。

## 省令改正

- **無線設備規則**

22GHz帯FWA高度化システムの技術的条件を踏まえ、**技術基準の追加**等を行う。【第24条、第49条の19、第49条の19の2(新設)、別表第1号(第5条関係)、別表第2号(第6条関係)及び別表第3号(第7条関係)】

- **無線局免許手続規則**

既存設備との干渉を回避するため、免許申請時には無線設備の主な使用場所の**緯度及び経度等**を記載することとする。【別表第2号の3第1】

- **特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則**

無線局免許に係る手続簡素化のため、現行と同様に、22GHz帯FWA高度化の無線設備を**特定無線設備**とする。【第2条第1項、別表第1号及び様式第7号】

## (参考) 関連する告示改正等

- 周波数割当計画(改正) ※諮問第6号

- 22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める件(新規)  
等

# (参考)22GHz帯FWA高度化システムの主な技術的条件

FWA高度化システム		主な技術的条件	
検討項目	ポイント	現行FWA	FWA高度化システム
22GHz帯周波数範囲	周波数範囲の拡張	22GHzを超える22.4GHz以下、22.6GHzを超える23GHz以下	22.0GHzを超える23.2GHz以下
周波数ブロック	無線チャネルの帯域幅をTDD移動体通信に合わせる	60MHz幅	50MHz幅
占有周波数帯幅の許容値	通信路容量の拡大	直交周波数分割多重方式 fcl×サブキャリア数×1.1 MHz以下 ※fcl：クロック周波数	直交周波数分割多重方式 一チャネルの帯域幅以下
偏波面	斜め偏波を追加	水平/垂直偏波	水平/垂直/斜め偏波 (±45°)
隣接チャネル漏えい電力	技術水準を踏まえた規定の見直し	隣接チャネル帯域 ±0.45 隣接チャネル 27 [dBc] 次隣接チャネル 43 [dBc]	隣接チャネル帯域 ±0.5 隣接チャネル 30 [dBc] 次隣接チャネル 46 [dBc] (与干渉低減)
降雨減衰補償技術の導入	帯域幅拡張	導入するための規定整備	– •近距離超大容量装置、中距離大容量装置 1 <sup>st</sup> : AGC (BW50/100/200MHz) 2 <sup>nd</sup> : BW2倍 (BW100/200/400MHz) 3 <sup>rd</sup> : BW4倍 (BW200/400MHz) •長距離高速伝送装置 AGCのみ
	帯域幅拡張制限	導入するための規定整備	– 可搬局は、降雨時の被干渉量を推定し、帯域幅拡張を制限
干渉回避	無線チャネル選択機能を追加	–	最適な無線チャネルの選択
	送信電力制御の追加	–	電力が必要最小限となるように自動制御

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方

－22GHz帯FWA高度化システムの高度化に係る制度整備－

(令和7年12月18日～令和8年1月21日意見募集)

提出件数 7件 (法人: 5件、団体: 1件、個人: 1件)

意見提出者一覧 (五十音順)

株式会社NTTドコモ	株式会社国際電気	KDDI株式会社
自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会	ソフトバンク株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
個人 (1件)		

No.	提出者	提出された御意見	御意見に対する考え方	省令案等の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	意見募集対象である省令案等の内容は、情報通信審議会より答申された、22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件を踏まえ、適切な内容となっていることから、本省令案に賛同します。本省令案等に沿って速やかに制度整備が進められることを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	UQコミュニケーションズ株式会社	本改正案は情報通信審議会において「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	KDDI株式会社	<p>本改正案は情報通信審議会において「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。</p> <p>今回、22GHz帯FWA高度化システムについて「22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」として定義されたことを受け、別表第一号第31並びに別表第三号第34に「22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備」についての規定の追記が必要と考えます。</p>	<p>前半部分については本案についての賛同意見として承ります。</p> <p>後半部分については御意見のとおり、無線設備規則別表第一号及び別表第三号に追記いたします。</p>	有

4	ソフトバンク株式会社	<p>本改正案は、情報通信審議会から令和7年12月8日に一部答申された「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」の内容に沿うものであり、無線チャネル選択機能の具備による干渉回避など、既存の26GHz帯FWAと同様の円滑な運用を可能とする内容が盛り込まれていることから賛同します。</p> <p>今後検討される事業者間の調整スキーム等の策定にあたっては、引き続き、免許人の実情や運用の実態を十分に踏まえ、柔軟かつ迅速な調整が可能となる仕組みを構築いただくことを希望します。</p> <p>本改正案は、可搬型FWAに22.0～22.4GHz帯を割り当てる方針と理解しております。しかしながら、令和7年12月8日に一部答申された「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」に示された通り、22.0～22.4GHz帯の利用に際しては、電波天文業務の保護を目的とした離隔距離や保護エリアの確保が必要となります。これにより、当該周波数帯では一部地域において可搬型FWAが利用できなくなる可能性があります。</p> <p>可搬型FWAは、イベント利用のみならず、自然災害時等の臨時通信回線として極めて重要な役割を担います。災害は電波天文観測所の周辺地域でも発生し得るため、現在の割当案のみでは、非常時の通信確保に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>つきましては、災害対応能力の確実な維持・向上および周波数の有効利用の観点から、可搬型FWAの運用周波数を22.0～22.4GHz帯に限定せず、22.5～23.0GHz帯においても利用可能とする柔軟な制度整備を要望いたします。</p>	<p>前半部分については本案についての賛同意見として承ります。</p> <p>後半部分については御意見を踏まえ、非常時の通信確保に支障が生じないようにするため、可搬型FWAの運用周波数を22.0～22.4GHz帯に限定せずに22.5～23.0GHz帯においても利用可能とする形で新たに定める告示を修正いたします。</p>	有
5	株式会社国際電気	<p>改正案は無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を工事設計書備考欄に記載することとしていますが、干渉調整には空中線の向きも重要となるため、緯度、経度に加えて空中線の指向方向も工事設計書備考欄に記載することが望ましいものと考えます。</p>	<p>御意見のとおり、無線局免許手続規則別表第二号の三第1に干渉調整に必要な空中線の指向方向を追記いたします。</p>	有
6	自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会	<p>FWA高度化システムが使用する22GHz帯には、電波天文の一次分配帯域（22.21-22.5 GHz, 23.6-24.0GHz）および、脚注J39により「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされている帯域（22.01-22.21GHz, 22.21-22.5 GHz, 22.81-22.86GHz, 23.07-23.12GHz）が存在し、国内電波天文局でも観測が行われています。</p>	<p>御意見を踏まえ、電波法関係審査基準の検討の際に、必要に応じて、事前に電波天文業務用の受信設備との運用調整を行うことについて対応いたします。</p>	無

	<p>「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」に関する陸上無線通信委員会報告では、当該周波数帯の観測を行う国内10か所の電波天文局（電波天文受信設備指定されていない局を含む）との共用検討が示され、電波天文業務保護のために「適切な離隔距離や保護エリアの確保が求められる」とされています。また、この報告（案）に対するパブリックコメントで我々国立天文台電波天文周波数委員会は報告書に基づく運用調整の確実な実施を求め、陸上無線通信委員会からは、「ご意見については、総務省が制度整備の検討をする際に参考とされるものと考えます。」と回答いただきました。</p> <p>これを受けた情報通信審議会からの一部答申には、「新たにFWA高度化システムを導入する際には、既設の他システムとの共用を考慮する必要がある。(略) 22GHz 帯における他システムとの周波数共用は電波天文業務の受信設備が対象となり、22.01GHzから22.5GHzまで、22.81GHzから22.86GHzまで及び23.07 GHzから23.12GHzまでの周波数を使用する陸上移動局の移動範囲については、必要に応じ事前に電波天文業務用の受信設備との運用調整を行うことが適当である。」と明記されております。</p> <p>つきましては、制度化に際しては共用検討及び答申の趣旨を反映し、当該帯域を観測する国内電波天文局と必要に応じて事前の運用調整を行う規定としていただきたくお願ひいたします。</p>		
7	<p>省令案を支持しますが、22GHz帯FWA高度化システムの導入を機に、地方普及を義務化し、通信料金の公共料金化を推進すべきです。</p> <p>FWA高度化は地方のブロードバンド格差解消に有効ですが、普及率75%未満（総務省2025年データ）の地方で実効性がなければ意味ありません。大手寡占による料金高止まり（月5,000円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています。改正で技術基準を整備するなら、地方普及を事業者義務化し、公共料金化（基本プラン月3,000円以下上限、シンプルプラン限定）で家計負担10-20%軽減を実現してください。これでデジタルデバイド解消と持続可能な社会を構築できます。省令案に反映を求めます。</p>	<p>本案についての賛同意見として承りますが、御意見に係る公共料金化については、本件の対象外であり、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

**第九十九条の十一** 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号

から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第一百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五（略）

2（略）

## 【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（電波の質）

**第二十八条** 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、**総務省令**で定めるところに適合するものでなければならない。

（受信設備の条件）

**第二十九条** 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、**総務省令で定める限度**をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

（その他の技術基準）

**第三十八条** 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるもの以外、**総務省令で定める技術基準**に適合するものでなければならない。

（登録証明機関の登録）

**第三十八条の二の二** 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて**総務省令で定めるもの**（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一～三 (略)  
2～4 (略)

(写)  
(公印・契印省略)

諮詢 第 5 号  
令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第28条、第29条、第38条及び第38条の2の2第1項の規定による省令委任事項を定めるため、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）等の一部を改正することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条、第二十九条、第三十八条及び第三章の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線設備規則等の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

〔第一章～第三章 略〕

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節～第四節の十五 略〕

第四節の十六 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務

の無線局の無線設備（第四十九条の十九）

第四節の十六の二 二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（

〔第四節の十七～第九節 略〕

〔第五章 略〕

附則

〔副次的に発する電波等の限度〕

〔2～13 略〕

14 無人移動体画像伝送システムの無線局（一、四八三・五GHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇GHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超える八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）、二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超える二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超える二三GHz以下、二五・二五GHzを超える二七GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいい、空中線電力動的制御機能（降雨等による搬送電力の減衰量に応じて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。第四十九条の十九、別表第一号注31（別表第二号第33及び別表第三号34において同じ）並びに二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超える二三・二GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局であつて空中線電力動的制御機能を有するものをいう。第四十九条の十九、別表第一号注31（別表第二号第33及び別表第三号34において同じ）の受信装置について、第一項の規定にかかるわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔表略〕

〔15～35 略〕

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 「同上」

〔第一節～第四節の十五 同上〕

第四節の十六 二三GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務

の無線局の無線設備（第四十九条の十九）

第四節の十七～第九節 同上

〔第五章 同上〕

附則

〔副次的に発する電波等の限度〕

〔2～13 同上〕

14 無人移動体画像伝送システムの無線設備（一、四八三・五GHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超える五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超える一八・七二GHz以下及び一九・一二GHzを超える一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超える二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超える二三GHz以下、二五・二五GHzを超える二七GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいい、空中線電力動的制御機能（降雨等による搬送電力の減衰量に応じて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能をいう。以下この項において同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかるわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

〔表同上〕

〔15～35 同上〕

(一一一GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備)

備)

第四十九条の十九 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式である」と。

二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六值直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものである」と。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波である」と。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する」と。

〔2 略〕

3 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔1・1 略〕

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波若しくは垂直偏波又はそれらの組合せである」と。

〔四 略〕

第四節の十六の二

一一一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

備)

第四十九条の十九の二 一一一GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式である」と。

二 変調方式は、四值周波数偏位変調、四相位相変調、一六值直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものである」と。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又は「これらの偏波と直交する偏波の組合せである」と。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する」と。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

〔表略〕

（一一一GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

備)

第四十九条の十九 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超える二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超える二三GHz以下、二五・二五GHzを超える二七GHz以下、三八・〇五GHzを超える三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式である」と。

二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六值直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方と同等以上の性能を有するものである」と。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波である」と。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する」と。

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔2 同上〕

〔1・1 同上〕

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波である」と。

〔四 同上〕

〔新設〕

<p>〔注1～30 略〕</p> <p>31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔(1)～(12) 略〕</p> <p>(13) 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備及び2GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 50 (10<sup>-6</sup>)</p>	<p>〔注1～30 同左〕</p> <p>31 [同左]</p>
<p>〔(14)～(24) 略〕</p> <p>[32～57 略]</p> <p>別表第二号（第6条関係）</p> <p>〔第1～第82 略〕</p> <p>第83 22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。</p>	<p>〔(14)～(24) 同左〕</p> <p>[32～57 同左]</p> <p>別表第二号（第6条関係）</p> <p>〔第1～第82 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>〔1～33 略〕</p> <p>34 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備、22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超える57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。</p> <p>〔35～72 略〕</p>	<p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>〔1～33 同左〕</p> <p>34 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超える57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。</p> <p>〔35～72 同左〕</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

船　出　港	船　出　港
別表第二号の三第1　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、運搬自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の三第1　〔同左〕
〔様式略〕	〔様式同左〕
〔注1～22　略〕	〔注1～22　同左〕
23　22の欄は、次によること。	23　〔同左〕
〔1)～(8)　略〕	〔1)～(8)　同左〕
〔9〕 <u>設備規則第49条の19の2に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備のうち、22.5GHzから23.0GHzまでの周波数を使用するものにあっては、その無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載するとともに、空中線について真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。</u>	〔9〕　〔新設〕
〔10〕　〔略〕	〔10〕　〔同左〕
〔24～37　略〕	〔24～37　同左〕

備考　※廿〇〔 〕の記載及び本欄規定の「重複記入をさせない記記入」を述べた趣意は付記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	改 正 前	
	(特定無線設備等)	(特定無線設備等)	
<b>第一条 法第31十八条の16第一項の特定無線設備は、次のとくとく。</b>	<b>第一条 [回上]</b>	<b>第一条 [回上]</b>	
<b>[1～15の3] 略</b>	<b>[1～15の3] 略</b>	<b>[1～15の3] 略</b>	
<b>十日の回 設備規則第四十九条の十九の1に記載する無線設備の条件が定められたる機上移動局に使用するための無線設備</b>	<b>[新設]</b>		
<b>[十六～八十四 略]</b>	<b>[十六～八十四 回上]</b>	<b>[十六～八十四 回上]</b>	
	<b>[2 略]</b>	<b>[2 略]</b>	
別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)	別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)	別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)	
一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一 [回上]	一 [回上]	
[〔1〕・〔2〕 略]	[〔1〕・〔2〕 略]	[〔1〕・〔2〕 略]	
(3) 特性試験	(3) 特性試験	(3) 特性試験	
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	ア [回上]	ア [回上]	
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目」とにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行ふ。	〔表 別紙一 挿入〕	〔表 別紙一 挿入〕	
[表 別紙一 挿入]	[表 別紙一 挿入]	[表 別紙一 挿入]	
[注 1～24 略]	[注 1～24 略]	[注 1～24 略]	
[イ・ウ 略]	[イ・ウ 略]	[イ・ウ 略]	
[〔1〕・〔2〕 略]	[〔1〕・〔2〕 略]	[〔1〕・〔2〕 略]	
様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)	様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)	様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)	
表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。	[注1～3 略]	[注1～3 同左]	
[様式略]	[様式略]	[様式同左]	
4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。	[注1～3 同左]	[注1～3 同左]	
特定 無 線 設 備 の 種 別	記 号	特定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
〔略〕		〔回左〕	
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY	第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY
第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備	NY		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔5 同左〕	〔同左〕

この省令は、  
附 則  
公布の日から施行する。





令和 8 年 2 月 3 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 6 号)

[22GHz帯 FWA システムの高度化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(長澤周波数調整官、加地係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (22GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備)

### 1 諒問の概要

26GHz帯及び40GHz帯において5G候補周波数の確保が必要とされる中、既存無線システムの移行先として、22GHz帯が候補となっており、その円滑な移行を実現するために、天候によらず安定した大容量伝送の実現等が求められている。また、大雨による災害が甚大化し、防災対策の重要性が高まる中、22GHz帯FWAシステムは、光ファイバーが敷設できない地域においても整備可能であることから、平常時から非常時まで、地域の通信を支える強靭なインフラとしても高度化が期待されている。

このような背景を踏まえ、令和7年から情報通信審議会において「22GHz帯FWAシステムの高度化に関する技術的条件」について審議が行われ、令和7年12月に同審議会から一部答申（令和7年12月8日）を受けたことから、総務省において制度整備を行うものである。

本件は、22GHz帯FWAシステムの高度化に係る制度整備のうち、周波数割当計画の変更を行うものである。

### 2 変更概要

※必要的諒問事項はゴシック体

- ・22GHz帯FWAシステムの高度化のため、周波数割当表第3表を変更し、周波数割当計画別表10-1に無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表を追加する。

【周波数割当計画 第2 周波数割当表、別表10-1】

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに周波数割当計画を変更する。

### 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年12月18日（木）から令和8年1月21日（水）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見はなかった。

〔参考〕

## 周波数割当計画の一部変更の概要

周波数割当表 第3表 10GHz-3000GHz

変更前			
国内分配(GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
22-22.14	固定	公共業務用	
	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用	
(略)			
22.5-22.55	(略)		
	移動	公共業務用 一般業務用	
22.55-22.6	(略)		
	移動	公共業務用	
(略)			
22.6-22.74	(略)		
	衛星間 移動	電気通信業務用 公共業務用	
(略)			
(略)			
23-23.2	(略)		
	宇宙研究(地球から宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	

周波数割当表 第3表 10-3000GHz

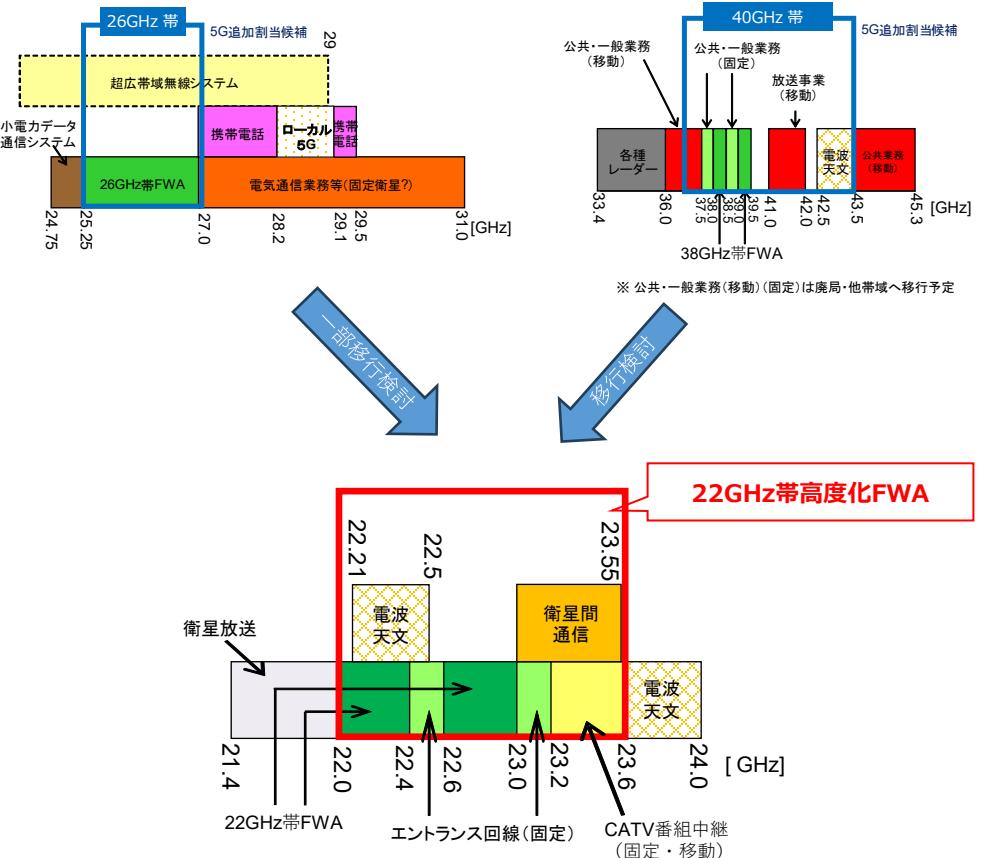
変更後			
国内分配(GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
22-22.14	(同左)	(同左)	
	移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当は、別表10-1による。
(同左)			
22.5-22.55	(同左)		
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当は、別表10-1による。
22.55-22.6	(同左)		
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当は、別表10-1による。
(同左)			
22.6-22.74	(同左)		
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当は、別表10-1による。
(同左)			
(同左)			
23-23.2	(同左)		
	宇宙研究(地球から宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当は、別表10-1による。



別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

【表略】

【新設】



別表10-1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

1 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

【表略】

2 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	周波数
E1	22.00GHzを超える22.05GHz以下
E2	22.05GHzを超える22.10GHz以下
E3	22.10GHzを超える22.15GHz以下
E4	22.15GHzを超える22.20GHz以下
E5	22.20GHzを超える22.25GHz以下
E6	22.25GHzを超える22.30GHz以下
E7	22.30GHzを超える22.35GHz以下
E8	22.35GHzを超える22.40GHz以下
E9	22.40GHzを超える22.45GHz以下
E10	22.45GHzを超える22.50GHz以下
E11	22.50GHzを超える22.55GHz以下
E12	22.55GHzを超える22.60GHz以下
E13	22.60GHzを超える22.65GHz以下
E14	22.65GHzを超える22.70GHz以下
E15	22.70GHzを超える22.75GHz以下
E16	22.75GHzを超える22.80GHz以下
E17	22.80GHzを超える22.85GHz以下
E18	22.85GHzを超える22.90GHz以下
E19	22.90GHzを超える22.95GHz以下
E20	22.95GHzを超える23.00GHz以下
E21	23.00GHzを超える23.05GHz以下
E22	23.05GHzを超える23.10GHz以下
E23	23.10GHzを超える23.15GHz以下
E24	23.15GHzを超える23.20GHz以下

## 参考

**22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する  
周波数ブロック表(現行の周波数割当計画別表10-1)**

ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群
A1	22.14GHzを超え 22.20GHz以下	A' 1	22.74GHzを超え 22.80GHz以下	D1	25.27GHzを超え 25.33GHz以下	D' 1	26.125GHzを超え 26.185GHz以下	C1	38.06GHzを超え 38.12GHz以下	C' 1	39.06GHzを超え 39.12GHz以下
A2	22.20GHzを超え 22.26GHz以下	A' 2	22.80GHzを超え 22.86GHz以下	D2	25.33GHzを超え 25.39GHz以下	D' 2	26.185GHzを超え 26.245GHz以下	C2	38.12GHzを超え 38.18GHz以下	C' 2	39.12GHzを超え 39.18GHz以下
A3	22.26GHzを超え 22.32GHz以下	A' 3	22.86GHzを超え 22.92GHz以下	D3	25.39GHzを超え 25.45GHz以下	D' 3	26.245GHzを超え 26.305GHz以下	C3	38.18GHzを超え 38.24GHz以下	C' 3	39.18GHzを超え 39.24GHz以下
A4	22.32GHzを超え 22.38GHz以下	A' 4	22.92GHzを超え 22.98GHz以下	B1	25.45GHzを超え 25.51GHz以下	B' 1	26.305GHzを超え 26.365GHz以下	C4	38.24GHzを超え 38.30GHz以下	C' 4	39.24GHzを超え 39.30GHz以下
				B2	25.51GHzを超え 25.57GHz以下	B' 2	26.365GHzを超え 26.425GHz以下	C5	38.30GHzを超え 38.36GHz以下	C' 5	39.30GHzを超え 39.36GHz以下
				B3	25.57GHzを超え 25.63GHz以下	B' 3	26.425GHzを超え 26.485GHz以下	C6	38.36GHzを超え 38.42GHz以下	C' 6	39.36GHzを超え 39.42GHz以下
				B4	25.63GHzを超え 25.69GHz以下	B' 4	26.485GHzを超え 26.545GHz以下	C7	38.42GHzを超え 38.48GHz以下	C' 7	39.42GHzを超え 39.48GHz以下
				B5	25.69GHzを超え 25.75GHz以下	B' 5	26.545GHzを超え 26.605GHz以下				
				B6	25.75GHzを超え 25.81GHz以下	B' 6	26.605GHzを超え 26.665GHz以下				
				B7	25.81GHzを超え 25.87GHz以下	B' 7	26.665GHzを超え 26.725GHz以下				
				D4	25.945GHzを超え 26.005GHz以下	D' 4	26.800GHzを超え 26.860GHz以下				
				D5	26.005GHzを超え 26.065GHz以下	D' 5	26.860GHzを超え 26.920GHz以下				
				D6	26.065GHzを超え 26.125GHz以下	D' 6	26.920GHzを超え 26.980GHz以下				

高群又は低群のいずれか又は双方（ブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする。）のブロックを使用することとする。

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(必要的諮問事項)

**第九十九条の十一** 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更
- 三～五 (略)
- 2 (略)

### 【委任元条項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(周波数割当計画)

**第二十六条** 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 無線局の行う無線通信の態様
  - 二 無線局の目的
  - 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
  - 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
  - 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
    - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
    - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(公印・契印省略)



諮詢 第 6 号

令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項に規定する周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。については、同法第99条の11第1項第2号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(必要な詰問事項はゴシック体)

変更後				変更前			
第2 周波数割当表 [1~7 略]				第2 周波数割当表 [1~7 同左]			
周波数割当表 [第1表・第2表 略]				周波数割当表 [第1表・第2表 同左]			
第3表 10GHz - 3000GHz							
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22-22.14 J39	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22.5- 22.55	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22.55- 22.6	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
22.6- 22.74	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
23-23.2 J39	[略]	宇宙研究 (地球から 宇宙) J278	公共業務用 一般業務用	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	割当ては、別表10-1による。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

		一般業務用	
[略]			

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表 1－1～別表 9－14 略]

別表10－1～22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で  
使用する周波数ブロック表

1 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使  
用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

[表略]

2 無線設備規則第24条第14項に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の  
無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	周波数
E1	22. 00GHz を超え22. 05GHz 以下
E2	22. 05GHz を超え22. 10GHz 以下
E3	22. 10GHz を超え22. 15GHz 以下
E4	22. 15GHz を超え22. 20GHz 以下
E5	22. 20GHz を超え22. 25GHz 以下
E6	22. 25GHz を超え22. 30GHz 以下
E7	22. 30GHz を超え22. 35GHz 以下
E8	22. 35GHz を超え22. 40GHz 以下
E9	22. 40GHz を超え22. 45GHz 以下
E10	22. 45GHz を超え22. 50GHz 以下
E11	22. 50GHz を超え22. 55GHz 以下
E12	22. 55GHz を超え22. 60GHz 以下
E13	22. 60GHz を超え22. 65GHz 以下
E14	22. 65GHz を超え22. 70GHz 以下
E15	22. 70GHz を超え22. 75GHz 以下
E16	22. 75GHz を超え22. 80GHz 以下
E17	22. 80GHz を超え22. 85GHz 以下
E18	22. 85GHz を超え22. 90GHz 以下
E19	22. 90GHz を超え22. 95GHz 以下
E20	22. 95GHz を超え23. 00GHz 以下
E21	23. 00GHz を超え23. 05GHz 以下
E22	23. 05GHz を超え23. 10GHz 以下
E23	23. 10GHz を超え23. 15GHz 以下
E24	23. 15GHz を超え23. 20GHz 以下

[別表10－3～別表11－3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

備考 表中「」の記載及び対象規定の「」直下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

		同左
[国内周波数分配の脚注 同左]	[別表 1－1～別表 9－14 同左]	別表10－1～22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で 使用する周波数ブロック表

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表 1－1～別表 9－14 同左]

別表10－1～22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で  
使用する周波数ブロック表

[表同左]

[新設]

令和 8 年 2 月 3 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 7 号)

[920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(長澤周波数調整官、加地係長)

電話：03-5253-5875

## 諮詢第7号説明資料

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案

(920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備)

## 1 諒問の概要

近年、低軌道衛星の普及や受信設備の性能向上等を背景に、地上で運用される 920MHz帯の特定小電力無線局から送信される電波を人工衛星で受信することが技術的に可能となりつつあり、この仕組みを積極的に通信に利用したいとのニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの特定小電力無線局の電波を宇宙において受信することについて検討し、令和7年10月、情報通信審議会情報通信技術分科会に対して、本件は、地上の端末が従来の利用形態のまま送信した電波を人工衛星が受信するものであり、他の無線システム（他国を含む。）に新たな影響を及ぼすものではなく、無線通信規則（RR）の規定に従い、当該周波数帯における移動衛星業務（地球から宇宙）について、追加的に国内分配することが可能との報告を行った。

本件では、920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

## 2 変更概要

※必要的諒問事項はゴシック体

- 920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用を可能とするため、周波数割当表第2表を変更し、国内周波数分配の脚注を追加する。  
【周波数割当計画 第2 周波数割当表、国内周波数分配の脚注】

## 3 施行期日

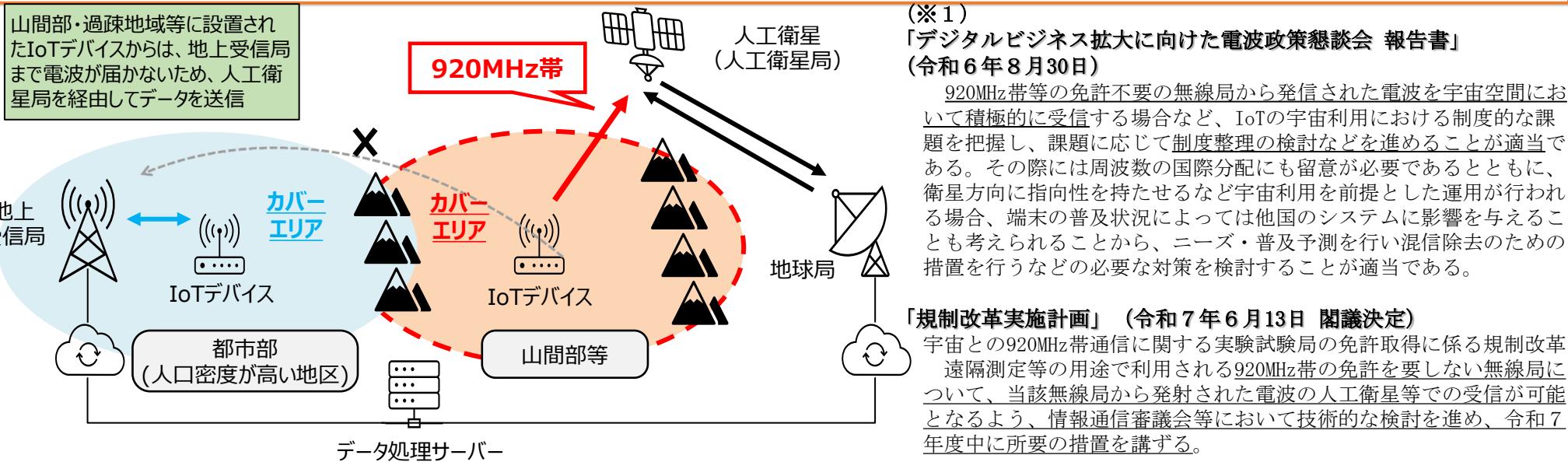
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

## 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）までの期間において実施済みであり、当該告示案に対する意見の提出が4件あった。

# 920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用について

- 920MHz帯アクティブ系小電力無線システムの無線局（特定小電力無線局）は、平成23年12月に制度化されて以降、スマートメーター、センサーネットワーク、遠隔モニタリング等の、長距離通信・低消費電力運用が求められる用途で広く活用されている。
- 近年、地上の端末が送信する信号を人工衛星で受信することによりカバーエリアを拡大したい旨の要望があり、所要の制度整備が求められている（※1）。
- 920MHz帯には移動衛星業務への国際分配はないが、本件は、地上端末が従来の利用形態のまま、当該地上端末から宇宙空間に伝わる電波を人工衛星で受信しようとするものであり、他の無線システム（他国含む）に新たな影響を及ぼすものではない。
- このため、無線通信規則（RR）第4.4条の規定（※2）に従い、周波数割当計画に、移動衛星業務（地球から宇宙）を国内独自に分配することが可能。



## （※2）Radio Regulations（無線通信規則）抜粋

4.4 Administrations of the Member States shall not assign to a station any frequency in derogation of either the Table of Frequency Allocations in this Chapter or the other provisions of these Regulations, except on the express condition that such a station, when using such a frequency assignment, shall not cause harmful interference to, and shall not claim protection from harmful interference caused by, a station operating in accordance with the provisions of the Constitution, the Convention and these Regulations.

4.4 連合員の主管庁は、この章の周波数分配表又はこの規則のその他の規定に反していかなる周波数も局に割り当ててはならない。ただし、周波数割当の使用において、憲章、条約及び無線通信規則の規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。

周波数割当表 第2表 27.5MHz-10000MHz

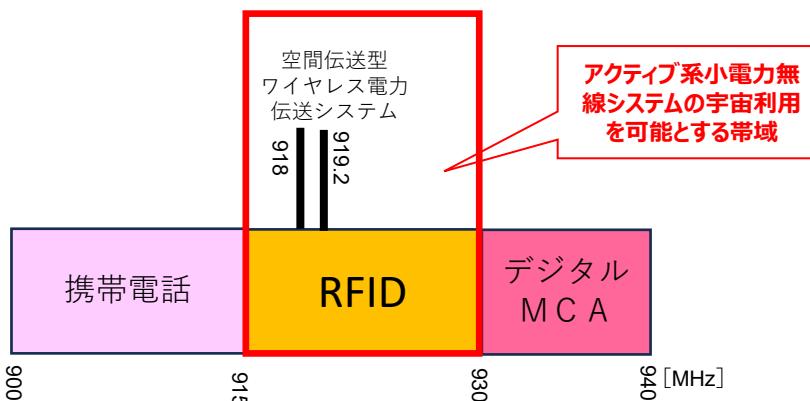
変更前			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(略)	(略)	(略)	(略)
915-930 J77	移動 <u>J106</u>	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での 使用はテレメー ター用、テレコン トロール用及び データ伝送用並び に移動体識別用と し、テレメーター 用、テレコントロ ール用及びデータ 伝送用への割當 ては別表9-1に、 移動体識別用への 割當ては別表9- 10による。
(略)	(略)	(略)	(略)



周波数割当表 第2表 27.5MHz-10000MHz

変更後			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(略)	(略)	(略)	(略)
915-930 J77	移動 <u>J106</u> <u>J106A</u>	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での 使用はテレメー ター用、テレコン トロール用及び データ伝送用並び に移動体識別用と し、テレメーター 用、テレコントロ ール用及びデータ 伝送用への割當 ては別表9-1に、 移動体識別用への 割當ては別表9- 10による。
(略)	(略)	(略)	(略)

[新設]

J106A

小電力業務用の無線局（テレメーター用、テレコントロール用及び  
データ伝送用に限る。）によるこの周波数帯の使用は、二次業務で移  
動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用  
することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に  
従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これら  
の局からの保護を要求してはならない。

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集  
－920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用－  
に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方

■ 意見募集期間：令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）まで

■ 意見提出件数：4件（法人・団体：3件、個人：1件）

※ 意見提出件数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

No.	意見提出者（五十音順）
1	オーシャンソリューションテクノロジー株式会社
2	株式会社アークエッジ・スペース
3	プラネットセンス株式会社
4	個人

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般に関するご意見				
1	オーシャンソリューションテクノロジー株式会社	<p>賛同の方針とする。</p> <p>理由1：現行の技術適合を受けた無線設備から放出される電波が宇宙空間へ電波伝搬をした場合として、地上に於ける他の無線設備への影響は特段変化が起きない為</p> <p>宇宙空間に於いて到達した電波の受信を妨げる必要性は無いと考える。</p> <p>理由2：特に920MHz帯を用いた、LPWA通信は携帯電波がカバーしきれないエリアを極めて低コストでセンシングデータの送信が可能となるため、</p> <p>今後の宇宙空間に於ける広範囲な面での受信については、大きな効果が期待できる。</p> <p>ワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
2	株式会社アーケッジ・スペース	特定小電力無線局が送信する電波を人工衛星で受信することを可能とする制度整備については、地上通信インフラが未整備な地域におけるIoT利活用を促進する観点から、有意義であり賛成いたします。防災、環境監視、社会インフラの遠隔監視等の分野において、低消費電力端末を用いた衛星IoTは重要な手段となり得ます。一方で、最大出力20mWの特定小電力無線局による衛星受信は、通信余裕が小さく、実運用においては受信成立条件が限定的となる可能性があります。このため、サービスとして成立するユースケースや適用可能エリアが限定され	賛同の御意見として承ります。 また、250mWの陸上移動局については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無

		<p>る点については、今後の検証・検討が重要と考えます。なお、将来的な検討事項として、同じ周波数を使用する最大出力250mWの陸上移動局についても、新たな影響を及ぼすものではないと考えられますので、宇宙通信で利用できるよう検討していただきたい。また、欧州においては ECC Decision (25)02 等により、人工衛星からの送信を含む周波数利用の検討が進められています。日本においても、国際的な動向を踏まえた継続的な議論の場が設けられることを期待いたします。</p>		
3	プラネットセンス株式会社	<p>本告示案において、現行システムに対する影響の懸念は小さく、宇宙利用への規制緩和の効果は大きいと考えるため、本総務省告示案に賛同する。</p> <p>理由1：現行の無線設備技術基準を変更しない前提で、現行システムと共用可能という評価も情報通信審議会でなされており他に大きな懸念も見当たらない。また、ITU無線通信規則との整合性の解釈も妥当と思われる。</p> <p>理由2：気候変動に端を発する海洋上および山岳地帯での災害リスクは加速度的に増加しており、その地域に対するセンシングネットワークの構築は急務である。オフグリッドでのセンシングを行うには低消費電力であるLPWAが最適と考えられ、地上網と補完した広域ネットワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
4	個人	<p>LPWAのカバーエリアを拡大でき、周波数の有効利用に資するため改正案に賛同いたします。</p> <p>なお、改正案の脚注J106A中「移動業務に密接な関係を有する」とは、例えば陸上等の移動業務のエリアを補完するような移動衛星業務は含まれるが、LPWAを移動衛星業務のみで使用する形態は含まれないと理解で正しいでしょうか？</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>ご質問の点については、変更案の国内周波数分配の脚注J106Aに記載している小電力業務用の無線局と同一の技術基準の無線設備を用いることにより、密接な関係を有するものに該当すると考えます。</p>	無

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(必要的諮問事項)

**第九十九条の十一** 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更
- 三～五 (略)
- 2 (略)

### 【委任元条項関係】

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）  
(周波数割当計画)

**第二十六条** 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 無線局の行う無線通信の態様
  - 二 無線局の目的
  - 三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
  - 四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
  - 五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
    - イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
    - ロ イに掲げる周波数以外のもの

(公印・契印省略)



諮詢 第 7 号

令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項に規定する周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。については、同法第99条の11第1項第2号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(必要的詰問事項はゴシック体)

変更後				変更前							
第2 周波数割当表 [1~7 略]				第2 周波数割当表 [1~7 同左]							
周波数割当表 [第1表 略]				周波数割当表 [第1表 同左]							
第2表 27.5MHz - 10000MHz				第2表 [同左]							
[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)				
[略]	[略]	915-930 J77	移動 J106 J106A 電気通信業務用 公共業務用 放送業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテ レメーター用、テレコント ロール用及びデータ伝送用 並びに移動体識別用とし、 テレメーター用、テレコン トロール用及びデータ伝送 用への割当ては別表9-1 に、移動体識別用への割 当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体 識別用への割当ては別表6 -2に、無線電力伝送用へ の割当ては別表6-3によ る。	[同左]	[同左]	[同左]				
[略]				[同左]	移動 J106	[同左]	[同左]				
[第3表 略]				[第3表 同左]							
国内周波数分配の脚注 [J1~J106 略]											
<u>J106A</u> 小電力業務用の無線局（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものに限る。）によるこの周波数帯の使用は、二次業務で移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。											
[J107~J337 略] [別表1-1~別表11-3 略] [国際周波数分配の脚注 略]											
[J107~J337 同左] [別表1-1~別表11-3 同左] [国際周波数分配の脚注 同左]											
備考 表中 [ ] の記載及び対象規定の1欄に繋がれた標記部分を除く全欄に付したト書きが注記である。											

令和 8 年 2 月 3 日

26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための  
価額競争実施指針案  
(令和 8 年 2 月 3 日 諒問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、川畠係長)

電話：03-5253-5893

## 26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案

### 1 諒問の概要

令和7年4月25日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）により、6GHzを超える高い周波数帯を対象に、新たな割当方式となる価額競争に関する制度が導入された。

また、総務省において、令和7年5月19日から6月18日までの間、26GHz帯及び40GHz帯を対象として5Gの利用意向調査を実施したところ、26GHz帯について一定の利用意向が示された。

これらを受け、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問）において、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」（令和7年2月3日付け諮問第30号）のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方法）に基づき、26GHz帯を対象とした価額競争の具体的な実施方法について審議が行われ、令和7年12月11日に一部答申があった。

以上のような背景を踏まえ、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及に向けて価額競争による周波数の割当てを早期に実施するため、電波法第27条の20の2第1項の規定に基づき、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針の制定を行うものである。

### 2 制定概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を制定する。

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに制定予定。（公布日の施行を予定）

### 4 意見募集の結果

令和7年12月16日から令和8年1月19日まで意見募集を行い、16者から意見の提出があった。

# 26GHz帯における5G普及のための 価額競争実施指針案について (概要)

---

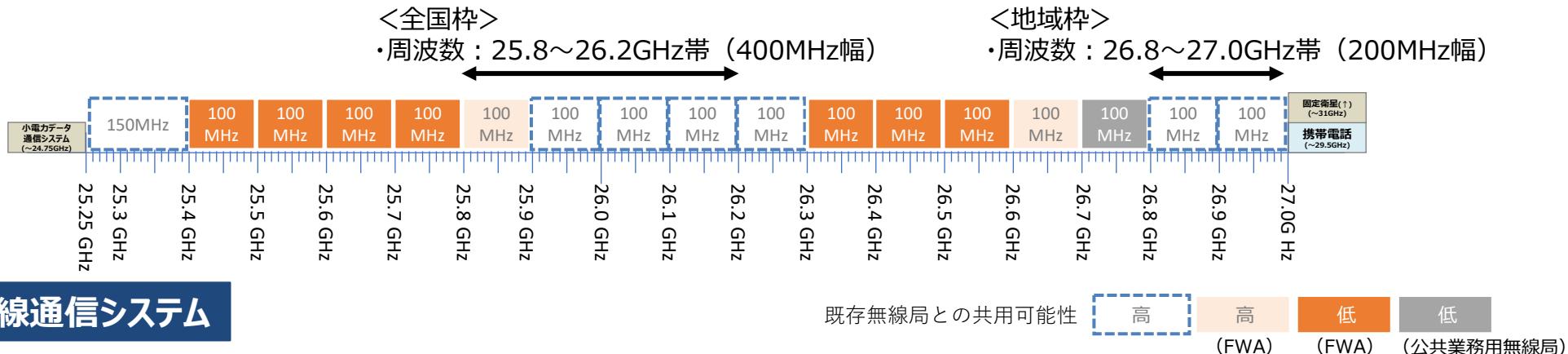
令和8年2月  
総合通信基盤局  
移動通信課

# 26GHz帯における周波数割当てについて

- 利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当ての対象とする。
- 「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」、「地域のエリアを選択的に整備」の双方のニーズに応じるため、**全国枠と地域枠を1枠ずつ設け、全国枠の周波数を400MHz幅 (25.8~26.2GHz)、地域枠の周波数を200MHz幅 (26.8~27.0GHz)**とする。
- 地域枠**については、**市町村を割当区域**※とする。  
※ 特別区については、23区を1つの区域とする。
- 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者向けの専用枠**とする。

## 割り当てる周波数

- 25.8~26.2GHz : **全国枠** (全国が割当区域)
- 26.8~27.0GHz : **地域枠** (市町村が割当区域 × 新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**)



## 無線通信システム

- 第5世代移動通信システム (5G)

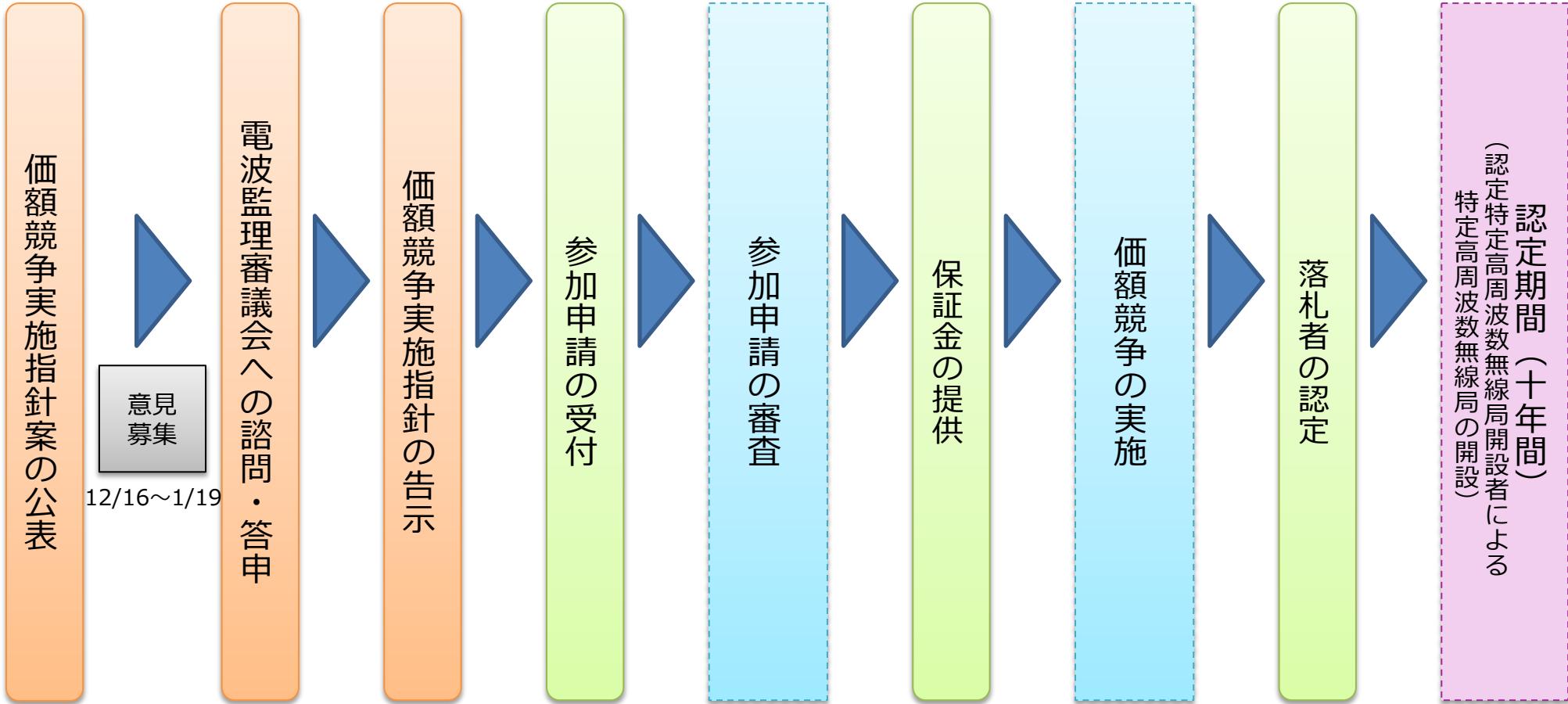
## 認定期間

- 特定高周波数無線局の認定の有効期間は、**10年間**

# 26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れ

2025年  
12月15日

2026年  
2月3日



# 参加者の資格の主な審査事項

## 価額競争の公正な実施の確保

申請者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波法第5条第3項各号に掲げる者※1のいずれにも該当しないこと</li> </ul> <p>※1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国枠にあっては、同一グループの企業※2から複数の申請がないこと 等</li> </ul> <p>※2 ①1/3以上の資本関係(議決権ベース)を有する者、②1/5以上の資本関係(同)を有し、ローミング等によりネットワークを一体的に運用している者、③代表権を有する役員が兼任である者、④役員の過半が兼任である者</p>
談合等防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、希望する周波数・区域、入札金額その他価額競争に関する意向について、①他の申請者に対して情報の提供、協議、調整等をすること、②第三者に対して秘密保持に関する契約を締結せずに情報の提供をすることを行ってはならない</li> <li>申請者は、上記の行為を行った場合又は申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること</li> </ul>
地域枠の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域枠にあっては、申請者が既存全国事業者※3ではないこと</li> </ul> <p>※3 本価額競争実施指針の施行日に既に存在する携帯電話事業者及び全国BWA事業者である免許人 等</p>

## 特定高周波数無線局の運用に必要な能力の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の設備調達及び設置工事を着実に実施するための対策※4</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保するための対策</li> </ul>
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策※4</li> </ul> <p>※4 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること</p>
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護のための対策及び当該対策を実施するための体制整備</li> </ul>
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の無線局等※5に対する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制整備</li> </ul> <p>※5 全国枠:FWAの無線局、衛星間業務を行う人工衛星局、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される受信設備 等 地域枠:FWAの無線局、衛星間業務を行う人工衛星局、固定衛星業務又は移動衛星業務を行う人工衛星局、他の地域枠の5G無線局、28GHz帯の5G無線局、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される受信設備 等</p>

# 最低落札価額の設定及び保証金の提供

## 最低落札価額

- 諸外国のオークション結果を参考して算定した周波数の経済的価値に基づき最低落札価額を設定。
- 最低落札価額（10年間）については、**全国枠**（400MHz幅）は**39.3億円**、**地域枠**（200MHz幅）は**4千円～2.8億円**。

### 〔最低落札価額の算定方法〕

#### 諸外国の5Gオークション落札額

#### 第一段階補正

- 諸外国の5Gオークション落札額について、共通の周波数幅(100MHz幅)・免許期間(10年間)・経済規模(1兆ドル)に補正

#### 第二段階補正

- 第一段階補正で得られた金額について、我が国の周波数割当て（周波数幅、認定期間、経済規模）を踏まえて補正

#### 補正後の参考金額

**標準的な金額**：補正後の参考金額の平均値±10%

**最低落札価額**：標準的な金額の下限額の1/2を基本として設定

### 〔地域枠の最低落札価額※1、2〕

人口	区域数	最低落札価額		
		最大	最小	平均
500万～	1	2億8,000万円		
100万～500万	11	4,800万円	1,500万円	2,700万円
10万～100万	250	1,700万円	57万円	350万円
1万～10万	926	270万円	5.9万円	52万円
～1万	531	20万円	0.4万円	6.4万円

※1 地域枠の各区域の最低落札価額は、全国枠の最低落札価額に周波数幅の比(1/2)を乗じた上で、各都道府県の県内総生産及び各市町村の人口の比率に応じて算出。

※2 区域の全部が既存無線システムとの干渉調整が発生し得る場合、当該区域に共用係数(1/2)を乗じる。

## 保証金の提供

- 申請者は、参加資格の審査を経た後、**保証金を提供**しなければならない※1。
- 提供する保証金の金額は、単位ごとに**最低落札価額の10%の金額**とする※2。

※1 提供した保証金は、価額競争が終了した後、返還される。ただし、談合行為等の価額競争の公正を害すべき行為を行った者に対しては返還しない(国庫に帰属)。なお、落札者については、返還に代えて、初年度の落札金の納付に充当することができる。

※2 参加者は、提供した保証金の金額に応じて、初回のラウンドでの入札に必要なポイント数を得ることができる(保証金100円につき1ポイント)。単位(枠×区域)ごとにポイント数が設定(各単位の最低落札価額について1,000円につき1ポイント)されているため、参加者は、入札を希望する単位(枠×区域)及びその設定されているポイント数を踏まえて、提供すべき保証金の金額を決定する必要がある(6ページ参照)。

# 価額競争の実施(概要)①

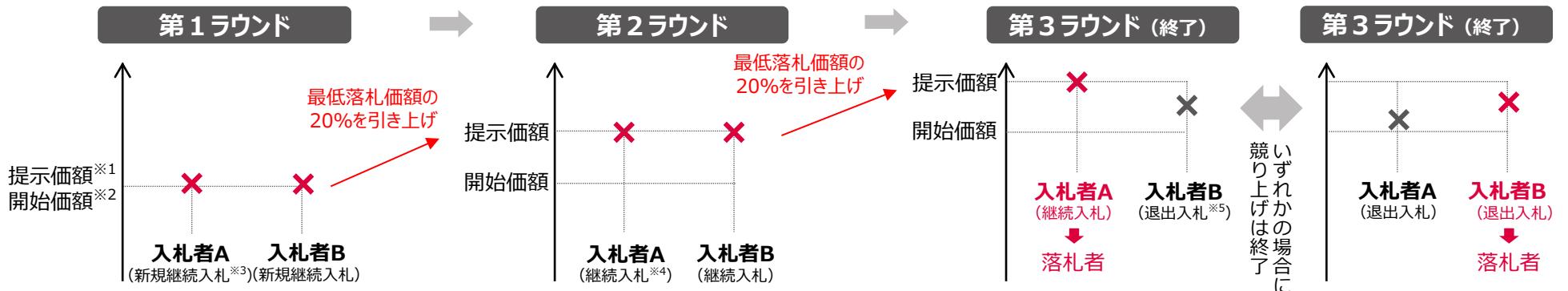
## 同時時計オークション

- ・ 総務省が各単位<sup>※1</sup>について金額を提示（提示価額）し、参加者は入札の有無を判断する。
- ・ 総務省は、2者以上の入札<sup>※2</sup>があった単位について、最も高い金額を入札<sup>※2</sup>した者が1者以下となるまで、提示価額を1ラウンド当たり最低落札価額の20%ずつ引き上げていく。
- ・ 参加者は、提示価額で入札<sup>※2</sup>したラウンドの次のラウンド以降、提示価額で入札しないと判断した場合、前ラウンドの提示価額（現ラウンドの開始価額）以上、現ラウンドの提示価額未満の金額を入札する（退出入札）。
- ・ ある単位において最も高い金額を入札（退出入札を含む）<sup>※2</sup>した者が1者となった場合、当該入札者が暫定落札者となる。
- ・ 全ての単位について最も高い金額を入札<sup>※2</sup>した者が1者以下となった場合、価額競争を終了し、暫定落札者を落札者とし、当該暫定落札者が入札した金額を落札額とする。

※1 全国枠:1単位、地域枠:1,719単位(1,719区域)の合計1,720単位を入札の対象とする。

※2 特定入札(①各単位において最も高い金額を申し出た入札であること、②入札の対象単位の単位ポイント数を合計したときに各参加者の保有するポイント数を超えない範囲に収まることのいずれも満たすように選定された入札をいう。)である必要がある(入札ポイント制については次ページを参照。)。

〔具体的なイメージ〕※1つの単位に対して参加者（2者）が入札を行い、第3ラウンドで終了した場合の例



※1 提示価額 入札者がラウンド中に入札することができる金額の上限をいう。

※2 開始価額 入札者がラウンド中に入札することができる金額の下限をいう。

※3 新規継続入札 初回のラウンドで提示価額で入札すること及び2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と異なる単位に提示価額で入札することをいう。

※4 継続入札 2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と同じ単位に提示価額で入札することをいう。

※5 退出入札 2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と同じ単位に開始価額以上提示価額未満の金額(開始価額=提示価額の場合はその金額)で入札をいう。

# 価額競争の実施(概要)②

## 積極的な入札行動を促すためのルール (入札ポイント制)

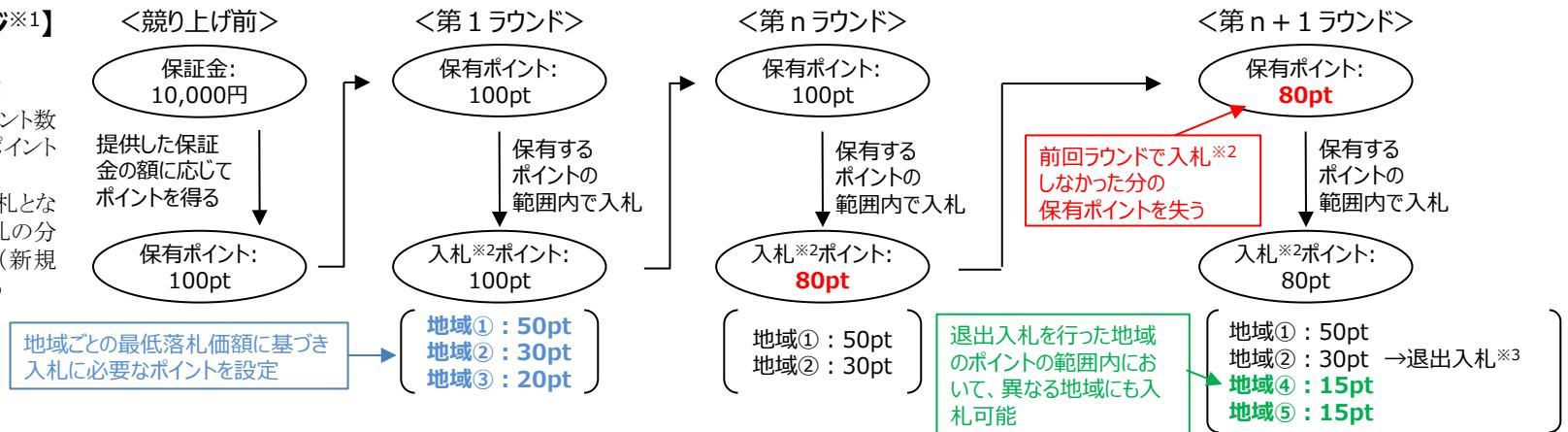
- 積極的な入札行動を促すためのルールとして入札ポイント制を採用する。
- 入札者は、事前に提供した保証金の金額に応じて、初回の入札に必要なポイントが与えられる（保証金100円につき1ポイント）。
- 各単位の入札に必要なポイントは最低落札価額に基づき設定されており（最低落札価額1,000円につき1ポイント）、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有するポイントを超えないように入札する。
- 参加者は、各ラウンドにおいて入札（特定入札）を行わなかった分のポイントは、これを失う。

### 【入札ポイント制のイメージ※1】

※1 ポイント数、ラウンド数等は例

※2 特定入札の対象単位のポイント数の合計が次のラウンドの保有ポイントとなる。

※3 ただし、退出入札が特定入札とならなかった場合に当該退出入札の分のポイントを現ラウンドの入札（新規継続入札）に充てることができる

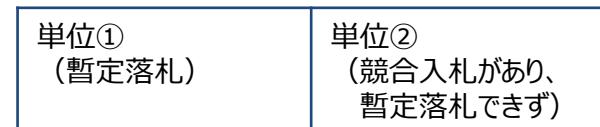


### 暫定落札の撤回

- 地域枠のみ暫定落札の撤回を1回に限り可能とする。
- 2以上の単位に入札し、競合入札により暫定落札できなかった単位が1以上生じた場合において、当該暫定落札できなかった単位と市町村が隣接している単位に限り、撤回を認めることとする。
- 撤回が行われた単位の提示価額は、撤回が行われたラウンドの開始価額とする。

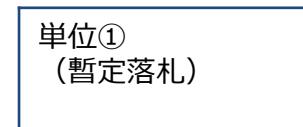
### 【暫定落札の撤回のイメージ】

(入札地域が隣接する場合)

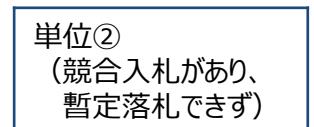


単位①の暫定落札の撤回は可能

(入札地域が隣接していない場合)



単位①の暫定落札の撤回は不可能



# 競争阻害的な行動を抑止するためのルール

## 競争阻害的な行動を抑止するためのルール

- ・談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、①情報交換・取決めの禁止、②共同入札の禁止、③適正な情報開示に関するルールを導入する。

### ①情報交換・取決めの禁止

- ・申請者間で価額競争に関する情報交換や取決めを行ってはならない



- ・誓約書の提出
- ・総務省への通報義務

### ②共同入札の禁止※

- ・全国枠について資本関係を有する等の関係事業者が共同して入札する行為を禁止



- ・価額競争の参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出

### ③適正な情報開示

- ・個別の入札者の特定につながる情報（名称や入札先等）は、価額競争が終了するまで非開示
- ・各ラウンドにおける入札数等の入札情報について各ラウンドの終了後に参加者に対して開示

※ 地域枠については、落札者（認定特定高周波数無線局開設者）が遵守しなければならない条件において、既存全国事業者の同一グループ企業である落札者が当該既存全国事業者が提供するサービスの補完として周波数を利用することを禁止している。

## 価額競争の公正を害すべき行為を行った場合の措置

- ・価額競争の公正を害すべき行為を行った場合、以下の措置を講じる。

- 価額競争の参加資格の取消し
- 特定高周波数無線局の開設の認定の取消し
- 今後の特定基地局の開設計画の認定又は価額競争の参加資格の審査における考慮事項となること
- 保証金の不返還
- 電波法第109条の5の規定に基づく罰則の適用

## ①特定高周波数無線局の開設

無線局開設期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国枠：認定日から起算して<b>3年</b>を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること</li> <li>地域枠：認定日から起算して<b>5年</b>を経過した日までに特定高周波数無線局を開設すること</li> </ul>
ネットワーク展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国枠：<b>全ての都道府県に特定高周波数無線局を展開</b>※1すること</li> </ul> <p>※1 認定日から起算して9年を経過した日までに全ての都道府県において1局以上の特定高周波数無線局を開設</p>

## ②特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用の確保

整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の<b>設備調達及び設置工事を着実に実施</b>するための対策※2を講じること</li> <li>特定高周波数無線局の<b>運用・保守管理に必要な技術要員・電気通信主任技術者・無線従事者を確保</b>するための対策を講じること</li> </ul>
安全・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の運用に必要な<b>電気通信設備の安全・信頼性</b>その他<b>特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保</b>するための対策※2を講じること</li> </ul> <p>※2 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和7年度版)」(令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること</p>
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護</b>のための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること</li> </ul>
混信対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の無線局等※3に対する<b>混信その他の妨害を防止</b>するための対策及び当該対策を実施するための体制整備を講じること</li> </ul> <p>※3 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。</p>

## ③その他の事項

公平性・競争促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国枠：<b>既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと</b>及び<b>既存全国事業者と同一グループの企業</b>※4とならないこと</li> <li>地域枠：<b>既存全国事業者に事業譲渡等をしないこと</b> ：既存全国事業者と同一グループの企業※4である認定特定高周波数無線局開設者は、ローミング提供その他により当該<b>既存全国事業者が提供するサービスを補完することを目的として、又は実質的に補完する形で特定高周波数無線局を運用してはならないこと</b>（ただし、当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取扱いを行うことを防止するため必要な措置を講じている場合は、この限りではない。）</li> </ul> <p>※4 「参加者の資格の主な審査事項」(P3)と同じ。ただし、全国枠の既存全国事業者以外の認定特定高周波数無線局開設者にあっては②を除く。</p>
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>特定高周波数無線局の開設状況、条件の遵守状況等を定期的に報告</b>しなければならない</li> </ul> <p>※5 全国枠：四半期ごと(認定日から3年間は半期ごと)、地域枠：半期ごと(認定日から5年間は年度ごと)</p>

「26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等」  
 に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方  
 [募集期間：令和7年12月16日（火）～令和8年1月19日（月）]  
 意見提出者：計16件（法人等13件、個人3件）  
 意見提出者一覧（五十音順）

株式会社J TOWER	株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社
Sharing Design 株式会社	スカパーJSAT株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	連名（6者）	個人（3件）

※連名の意見提出者：阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社及びアイテック阪急阪神株式会社

No.	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める告示案			
全般			
1	意見募集の対象である「26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等」の内容については、情報通信審議会における価額競争の実施方法に関する検討結果を反映したものであり、適当であると考えます。  【株式会社NTTドコモ】	本案への賛同意見として承ります。	無
2	価額競争による周波数の割当ては国内初の試みとなることから、入札方法に関する説明会や模擬オークションの実施など、入札参加を検討する事業者が入札方法を事前に十分に習熟できる機会が提供されることが望ましいと考えます。  【株式会社NTTドコモ】	我が国で初めての価額競争であることを踏まえ、その円滑かつ適正な実施に向け、価額競争に関するルールの十分な周知や価額競争の実施に向けた必要な体制・環境の整備等をはじめ、事前準備を遺漏なく速やかに進めてまいります。	無
3	26GHz 帯における5G普及のための価額競争実施指針案につき、賛同いたします。 今回割当てられる26GHz 帯は、「デジタルインフラ整備計画2030」の目標の一部（2030年度末5G局数合計60万局、うちインフラシェアリングによるものは30万局）となることから、インフラシェアリングの推進方策の検討が更に進展することを要望いたします。 26GHz 帯は、全国事業者各社に割当て済みの3.7GHz 帯・28GHz 帯等の高周波数帯を用いても逼迫するスタジアム・イベント会場・主要駅・繁華街など、共通の高トラフィック集中エリアに活用されることから、小セル化と多セル化・設置場所の確保・投資効率の観点で、その効率的なエリア整備と電波有効利用の進展に「インフラシェアリング」が極めて有効と認識しております。無線設備や周波数の共用に関する技術進展等に応じたシェアリング領域の拡大を踏まえつつ、26GHz 帯のような高周波数帯のユースケース拡大のために、インフラシェアリング事業者が円滑に活用できるよう、早急な制度設計の確立を要望致します。	ご意見の一段落目については、本案への賛同意見として承ります。また、ご意見の二・三段落目のインフラシェアリングに関するご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 ご意見の四段落目について、特定高周波数無線局の開設期限については、周波数の利用形態にかかわらず、認定日から一定の期間（全国枠：	無

	なお、インフラシェアリングの推進においては、高周波数帯の対応端末普及や、全国事業者各社の需要に左右されるため、全国事業者に替わって先行投資を行うことを前提とするインフラシェアリング事業者が周波数免許を取得する場合、持続的にインフラ先行整備を行えるよう、無線局開設期限や認定期間終了後の更新条件の柔軟な対応や優遇措置を要望致します。	3年以内、地域枠：5年以内)を設けているところです。また、認定期間満了後の周波数の取扱いについては、電波の有効利用評価等を踏まえて判断されることとなります。	
4	今回、26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針（以下「本指針案」）を定める告示案が策定され、日本における初めてのオークションによる周波数割当てが進むことにより、多様なプレイヤーの参画を後押しし、ミリ波を普及推進していくことは意義があると考えます。	【Sharing Design 株式会社】 本案への賛同意見として承ります。	無
5	<p>周波数割当ては国民共有資源の配分であり、「公共の福祉の増進」を基本とすべきであることから、価額競争は、「落札額の過度な高騰（とそれによるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁）」や「特定事業者への周波数の集中（とそれによる公正競争の後退）」といった懸念を完全に払拭しない限り選択するべきではないと考えます。</p> <p>情報通信審議会一部答申では「まずは26GHz 帯について早期に周波数割当てを行うことを念頭に検討する」とされており、同周波数帯においては上述の懸念が生じることは想定されにくくと考えられますが、十分に配慮した制度設計がなされるべきと考え、今後も含む26GHz 帯の価格競争実施にあたっては、最低限、以下の諸点を実現する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定の事業者に周波数が集中することのないよう、割当て枠について十分に確保されること</li> <li>②各事業者が同等の条件で競争するために必要な割当て幅が確保されること</li> <li>③資金力のある事業者だけが周波数を獲得できる仕組みとならないような、最低落札金額・入札金額等が設定されること</li> <li>④後発事業者育成の視点が加味された制度設計であること</li> </ul>	<p>【ソフトバンク株式会社】 本年5月に実施した26GHz 帯及び40GHz 帯における第5世代移動通信システムの利用に関する調査（以下「利用意向調査」という。）の結果を踏まえ、全国枠を1枠、地域枠を1枠設けるとともに、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠については新規事業者や地域事業者の専用枠としています。</p> <p>今後の26GHz 帯の周波数割当てに関するご意見については、今後の価額競争による割当てに係る検討の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<p>今回、26GHz 帯が価額競争の対象とされていますが、現状、ほとんどの端末がミリ波帯域に対応しておらず、端末エコシステムが未成熟な状況です。既に割り当てられている28GHz 帯においても、各キャリアは基地局整備に努めてきたものの、端末普及の遅れからミリ波帯域の有効利用が進んでおらず、トラヒックもほとんど発生していないのが実情です。</p> <p>また、当該周波数は一部の端末の搭載状況によって周波数の価値が大きく変動する可能性があります。認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件について、開設指針による周波数割当てと比較して緩和されており、その活用については落札事業者の裁量に委ねられていることから、資金力のある事業者が、将来のため、投機的に周波数を確保できる一方で、そうでない事業者にとってはそのような対応は困難です。これは公平・公正な競争環境が確保されているとは言えず、価額競争の趣旨に沿わないものと考えます。</p> <p>以上の理由から、26GHz 帯の価額競争は、対応端末普及の見通しがある程度明確になり、ミリ波のさらなる有効利用が進むまでは実施時期を遅らせることが適当と考えます。</p>	【楽天モバイル株式会社】 利用意向調査を行った結果、26GHz 帯については一定の利用意向が示されたことから、当該周波数帯を対象に価額競争による周波数の割当てを行うこととしたところです。	無
7	割当候補のうち、26.8-27GHz 帯は携帯電話事業者が利用する周波数に隣接する帯域であるため、干渉等を考慮した拡張の効率性の観点から全国事業者に割り当てるべきと考えます。	【楽天モバイル株式会社】 利用意向調査の結果等を踏まえ、本案では、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯のうち、価額競争	無

		による割当の対象として、全国枠は 25.8～26.2GHz (400MHz 幅)、地域枠は 26.8～27.0GHz (200MHz 幅) としています。 また、地域枠の周波数を使用する 5G の無線局が、28GHz 帯を使用する 5G の無線局に対して混信その他の妨害を与えることを防止するための必要な対策を講じることについては、価額競争の参加資格の審査事項とともに、認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件としています。	
8	<p>26GHz 帯については、割当の候補となる帯域が複数あり、割り当てる帯域、時期、条件等は、入札を希望する事業者の周波数獲得戦略にも関わる事であることから、26GHz 帯全体の割当計画を提示した上で、初回の価額競争の内容も示されるべきと考えます。</p> <p>また、情報通信審議会一部答申においては「まずは 26GHz 帯について早期に周波数割当を行なうことを念頭に検討する」とされており、当該周波数の割り当て以降にも価額競争が開催される場合には、その内容の詳細については改めて検討が必要と考えます。</p>	<p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご意見の前段については、総務省が令和 7 年 11 月に公表した「周波数再編アクションプラン(令和 7 年度版)」において、26GHz 帯について、「速やかに既存無線システムと共に用可能성이高い周波数を価額競争により 5G に割り当てる目指す。また、更なる 5G 利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、5 年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として 5G に割り当てる目指す」とされています。</p> <p>ご意見の後段について、今後の価額競争による割当については、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案しつつ、改めて検討する予定です。</p>
9	公正な事業者間の競争を促進するためには、後発事業者が既存事業者と同等のサービスを提供できるよう制度的な手当てが必要と考えます。周波数枠の取置き (set aside)、落札額から一定額を減免する割引 (入札クレジット) 措置等を一例に、後発事業者育成の観点が加味された制度設計をする必要があると考えます。	【楽天モバイル株式会社】	考え方 5 の前段のとおりです。
10	「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(価額競争の実施方	ご意見の一段落目については、本	無

<p>法)に係わる一部答申に基づき作成された、26GHz 帯における 5G の普及のための価額競争実施指針案等について、当社として賛同します。</p> <p>当社はグループ会社（ケーブルテレビ事業者等）を主体に、地域 BWA 事業者として京阪神エリアの地元自治体とも協力して地域 BWA を活用した『まちづくり』を展開しているとともに、当社が BWA コア機能をクラウド提供する 60 社超の全国の地域 BWA 事業者でも、それぞれの地域で“まちづくり”的な取組みを進めています。その BWA 設備も、4G/LTE 方式で導入を始めた 2016 年から 10 年以上が経過することから、今後は NR 化（5G-BWA）の設備更新に段階的に取組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、2020 年から実証事業に取組んでいるローカル 5G についても、まだ本格的な普及期に入ったとは言えないものの、5G-BWA とのネットワーク連携も視野に、まずは sub6 帯から商用化を進めていきたいと考えています。</p> <p>一方で、ローカル 5G のミリ波（28GHz 帯）においては、900MHz 幅という超広帯域に大きな魅力と期待があるものの、制度化から 5 年以上を経過した今も利用が進まず、端末の普及も含めて課題感を持っています。今回の 26GHz 帯においても、早期の普及には同様の懸念はあるものの、来たる 2030 年頃からの 6G 時代ではミリ波帯の活用が大きく進展することも想定されるため、ミリ波の活用は重要なステップになると考えられます。</p> <p>26GHz 帯の地域枠は 200MHz 幅（26.8～27.0GHz）と広帯域で、地域 BWA と同様に市町村単位で広域利用が可能のことなど、無線免許として大きな魅力があることは明らかなので、26GHz 帯の無線機器市場ができるだけ早期に立ち上がり、また適切な時期に価額競争の実施が可能となるよう、総務省としても様々な活性化の施策等に取組まれることを期待して要望します。</p>	<p>案への賛同意見として承ります。</p> <p>ご意見の二段落目以降については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
--	---

【阪神電気鉄道株式会社等（6 者連名）】

本則

11	<p>本指針案では 26GHz 帯のうち対象候補帯域において先行的に割当てが進められていると理解していますが、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に記載のとおり、それ以外の帯域についても適時の追加割当てが可能となるよう検討が進められることを期待します。</p> <p>なお、公平性の観点からは、最終的に割当てを希望する事業者分の周波数枠が確保されることが重要と考えます。</p>	<p>今後の価額競争の割当てについては、ご指摘の周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に基づき、電波利用ニーズ等も踏まえ、適切に検討を進めていく予定です。</p>	無
12	<p>ミリ波普及拡大のためには、事業者による柔軟かつ最適なネットワーク整備を推進していくことも重要であると認識をしていますが、仮に過度な割当て条件の設定がなされてしまった場合、このような取り組みの足かせとなることが懸念されます。本指針案における当該条件については、主に「特定高周波数無線局の開設の期限」までに無線局を開設することとされており、上述した取り組みを推進していく観点から一定の合理性があると考えます。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
13	<p>当社グループは、京阪神地区を中心に、グループ各社（地域 BWA 事業者、ケーブルテレビ事業者）がそれぞれの地域で個別に事業を展開しており、入札の有無について各社の判断で進められる一方、グループ各社間で一定程度の情報共有ができる仕組みを整備していることから、必要に応じて柔軟にグループ内で連携をしつつ価額競争に参加できるようにしていただければと考えています。</p> <p>以上を踏まえ、同一グループ各社については、「地域ごとに連携する複数の者」とするなど、同一の申請主体として価額競争に参加できるようにすることを要望します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域枠について地域ごとに連携する複数の者が一体として価額競争に参加することが可能となるよう、別添のとおり本案を修正します。</p>	有

【阪神電気鉄道株式会社等（6 者連名）】

## 別表第二 申請書に記載すべき事項

14	<p>【別表第二の二7】</p> <p>左記規定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)及び(二)に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び<del>内</del>に掲げる受信設備</li> <li>● 地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)から(五)までに掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び<del>内</del>に掲げる受信設備</li> </ul> <p>の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画及びその根拠が記載事項であり、審査事項、遵守条件になるものと理解しました。</p> <p>なお、今回価額競争の対象とされている周波数帯は、情報通信審議会の議論(価額競争の実施方法に関する検討作業班 資料1-1等)から、周波数共用を前提としたものと理解しておりますので、宇宙無線通信の業務に関わる(三)、(六)などの新設無線局の保護についても配慮されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJ SAT株式会社】</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局を開設する際には、無線局免許が必要となりますが、その審査事項として他の無線局への必要な混信対策等を定める予定です。</p>	無
15	<p>【別表第二の二7(三)】</p> <p>“電気通信業務を行う人工衛星局”は、“電気通信業務用無線局である人工衛星局”よりも狭義であると考えられることから、当該部分を“27.0～31.0 GHzの周波数を使用する電気通信業務用無線局である人工衛星局”に変更頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJ SAT株式会社】</p>	<p>ご意見を踏まえ、周波数割当計画と記載を揃える形で別添のとおり本案を修正します。</p>	有
16	<p>【別表第二の二7(内)】</p> <p>左記規定案では、“人工衛星局”とされていることから、国内の人工衛星局が対象となり、海外主管庁から許認可を得ている人工衛星上に開設される無線局は対象外になるものと認識しました。それら海外の人工衛星上無線局を通信の相手方とする国内地球局も存在しますが、左記案では斯かる地球局のうち新設のものだけは対策の必要がないとされているような印象を与えることが懸念されます。当該周波数帯は、世界的に共通して使用でき、かつ大容量伝送が可能な数少ない周波数帯であり、今後も継続して利用可能とすることは社会全体にとって有用と考えますので、この部分を“25.5～27.0 GHzの周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局(権限のある主管庁の許可を受けた人工衛星の無線局を含む)を通信の相手方とする地球局及び当該人工衛星局等と一体として運用される受信設備”とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJ SAT株式会社】</p>	<p>ご意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。</p>	有

## 別表第三 参加者の資格の審査事項

17	<p>参加申請の審査に際しましては、有限かつ希少な資源である電波を適切に割当てるという観点から、これまでの開設指針における絶対審査基準に相当する、基地局を確実に運用する能力を有しているかどうかを審査することは重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	無
----	--	-------------------------	---

## 別表第四 価額競争の実施に関する事項

18	<p>我が国で初めて導入される価額競争であることを踏まえ、参加者の理解不足に起因するトラブルを未然に防止する観点からも、入札手続に関するマニュアル整備やリハーサルの実施等を通じ、ルールの十分な周知が図られ</p>	<p>考え方2のとおりです。</p>	無
----	--	--------------------	---

	することが望ましいと考えます。	【KDDI 株式会社】	
19	撤回については、地域枠のような補完性がある枠や区域の一部を断片的に落札するリスクを防止するうえで有益なルールである一方で、価額誘導行為や周波数の売れ残りを助長するおそれもあります。したがって、今後の周波数割当てにおいて価額競争方式が採用される場合にはその実施方法の検討において、撤回を採用するか否かを判断する必要があると考えます。	【KDDI 株式会社】	今後の価額競争による割当てについては、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案しつつ、改めて検討する予定です。
20	具体的なラウンドの進行等オークションの進行について記載がされていますが、価額競争という新たな取り組みにあたり、事業者が入札プロセスを十分に理解する時間が必要と考えます。つきましては、申請マニュアルを速やかに公表していただくとともに、申請書類の作成期間および入札参加者向けのトレーニング期間を十分に設けていただくよう要望いたします。	【ソフトバンク株式会社】	考え方2のとおりです。
別表第五 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件			
21	<p>本案は、日本初の電波オークションとして 26GHz 帯を 5G に割り当てるものであり、周波数の市場原理による効率的な利用を推進し、ミリ波の活用の活性化やイノベーションの促進に寄与する取組みとなることを期待しています。</p> <p>本案の規定は、有限希少な周波数を特定の携帯電話事業者グループに偏在することを抑止することを企図し規定されたものと理解しています。</p> <p>ただし、本規定については、インフラシェアリング事業を一部制約する側面があることを懸念します。インフラシェアリングの推進は、経済効率性等を高めた設備投資を実現することによる周波数の有効利用を促し、延いてはすべからく携帯電話事業者のエリアの拡大や充実を推進させるものです。</p> <p>よって、26GHz 帯の割当てが創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が期待されていることにも鑑み、本案については、次のようにするなど、周波数の有効利用を損なわない、かつ公共の利益及び周波数利用の公平性の確保を前提に限定的な規定内容とすることが適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本遵守事項に該当する地域認定特定高周波数無線局開設者については、同一グループ内の既存全国事業者のみを対象に地域特定高周波数無線局を開設するものに限ることとする。</li> </ul>	【株式会社 J TOWER】	ご意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。
22	割当てに際しては先行事業者との同期運用を前提とした、携帯電話事業者間の運用ルールと同等のものが適用されるべきと考えます。	【楽天モバイル株式会社】	認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局を開設する際には、無線局免許が必要となります、その審査事項として他の無線局への必要な混信対策等を定める予定です。
26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）			
23	【3 諸外国のオークション結果の補正 第一段階補正】 最低落札価額については、26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）に記載のとおり、諸外国の 26GHz 帯に係るオークション落札額については諸外国の周波数幅、免許期間、経済規模等を加味した補正が行われた上で算定されているものと理解しています。	本案では、諸外国における 26GHz 帯のオークションの事例数が多くないことから、可能な限り適正に最低落札価額を算定するため、出来る	無

	<p>当該算定に用いられている「参照金額」は 2018 年から 2025 年の事例がすべて含まれていますが（※）、例え ば、直近 5 年間（2021 年～2025 年）の事例に限定して算定すると、最低落札価額を算定するために参照する金額 の 8 割程度、さらに直近 3 年間（2023 年～2025 年）の事例に限定すると 3 割程度に低廉化することとなります。 このように諸外国のトレンドに顕著な変化が生じている場合は、最低落札価額に対して市場動向をより適切に 反映する観点から、対象となる諸外国の事例をすべて参照（※）するのではなく適当な期間に限定すること（直 近のミリ波の市場価値を反映した期間のみを対象とする等）が適切と考えます。</p> <p>※補正後の落札額が最も高い事例（2018 年韓国）及び最も低い事例（2022 年スペイン）を除く</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>だけ幅広く事例を参照した上で、全 体の傾向を大きく外れる特異値は 参照する事例から除いて算定して おります。</p>	
24	<p>「&lt;算式&gt;」が分かりやすいが、とんでもなく難しい数式を使って提出される意見は理解できるのか。 提出者の計算が正しいと勝手に信用して、無審査でスルー、通過されているとしか思えません。 過去は NTT が提出した文書とか、とんでもなく難しい数式を使うのは禁止してほしいし、そんなに頭が良いの なら分かりやすい数式で提出できるはずなのに、この算式であっても、きっととんでもない数式で提出する人も いるのではないか。 東京大学がハーバード大学に太刀打ちできるのかって話。 分からない数式が提出された場合、どうしているのか知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見については、今後の検討の 参考とさせていただきます。</p>	無
<b>その他</b>			
25	<p>価額競争方式により割当てられた周波数に係る電波有効評価については、従来の総合評価方式により割当てら れた周波数とは異なる評価項目や評価基準が採用される等、今後評価の在り方について前広に議論され ることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>価額競争により割り当てられた 周波数に係る電波の有効利用の評 価の在り方については、電波監理審 議会において検討されるものと承 知しています。</p>	無
26	<p>明示的に経済的価値の対価を支払って割当てられた周波数につきましては、その割当て形態が従来の方式と異 なる点を踏まえ、電波利用料における費用負担の在り方について改めて検討・議論を深めていただくことを希望 致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ご意見については、今後の検討の 参考とさせていただきます。</p>	無
27	<p>5G、6G の速やかな整備に期待する</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見については、今後の検討の 参考とさせていただきます。</p>	無
28	<p>5G インフラの、いわゆる「電波オークション」の原案と把握するが、単なる電波オークションでは、資本の多 い財閥だけが選ばれ、その他の競争内容が全く考慮されない問題が指摘されているはずである。 海外の例を見習い、環境保全（再生可能エネルギー利用、SDGs 採用など）、労使環境（ISO 準拠、雇用側-従業 員側の賃金格差規制など）といった望ましい評価をポイントとして付与、または落札ポイントのパーセンテージ 補正として与えるべきではないか。 「この項目をクリアしたら補正ポイントを与える」という、評価リストを作るべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見については、今後の検討の 参考とさせていただきます。</p>	無

（注意事項）取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

考え方	新	旧
考え方 13	<p>十 その他価額競争の実施に必要な事項</p> <p>2 地域ごとに連携する複数の者 _____ がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。(注五)</p>	<p>十 その他価額競争の実施に必要な事項</p> <p>2 地域ごとに連携する複数の者(同一の単位のみに特定高周波数無線局を開設しようとする者に限る。) がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。(注五)</p>
考え方 15 考え方 16	<p>別表第二 申請書に記載すべき事項</p> <p>二 次に掲げる事項に関する計画及びその根拠</p> <p>7 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)及び(二)、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)から(五)までに掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の(六)に掲げる受信設備(以下「既設の無線局等」と総称する。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備(注七)(注八)</p> <p>(一) 二五・二五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局</p> <p>(二) 二五・二五GHzを超える二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間業務を行う人工衛星局</p> <p>(三) 二七・〇GHzを超える三一・〇GHz以下の周波数を使用して固定衛星業務又は移動衛星業務を行う人工衛星局</p> <p>(四) 他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局</p> <p>(五) 二七・〇GHzを超える二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局</p> <p>(六) 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される二五・五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備</p>	<p>別表第二 申請書に記載すべき事項</p> <p>二 次に掲げる事項に関する計画及びその根拠</p> <p>7 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)及び(二)、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の(一)から(五)までに掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の(六)に掲げる受信設備(以下「既設の無線局等」と総称する。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備(注七)(注八)</p> <p>(一) 二五・二五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局</p> <p>(二) 二五・二五GHzを超える二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間通信を行う人工衛星局</p> <p>(三) 二七・〇GHzを超える三一・〇GHz以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局</p> <p>(四) 他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局</p> <p>(五) 二七・〇GHzを超える二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局</p> <p>(六) 二五・五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備</p>
考え方 21	<p>別表第五 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件</p> <p>三 地域認定特定高周波数無線局開設者(既存全国事業者と別表第三の三2(一)から(六)までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。)は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を</p>	<p>別表第五 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件</p> <p>三 地域認定特定高周波数無線局開設者(既存全国事業者と別表第三の三2(一)及び(四)から(六)までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。)は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を</p>

補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。ただし、当該地域特定高周波数無線局に係る電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取扱いを行うことを防止するために必要な措置を講じている場合は、この限りではない。

[1・2 略]

(注意事項) 上記の修正のほか、本価額競争実施指針案については、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

[1・2 同左]

## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定、第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五 （略）

2 （略）

### 【委任元条項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

（特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針）

第二十七条の二十の二 総務大臣は、第六条第八項第五号に掲げる無線局（同項の総務省令で定めるものを除く。）であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの（以下「特定高周波数無線局」という。）について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針（以下「価額競争実施指針」という。）を定めることができる。

2、3 （略）

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）

第九条の三 法第二十七条の二十の三第八項に規定する同条第七項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（法第二十七条の二十の二第二項第二号イ又はロに規定する周波数を使用する特定高周波数無線局（同条第一項に規定する特定高周波数無線局をいう。）に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間）とする。

## 【意見公募関係】

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めるなければならない。

2～4 （略）

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

2～5 （略）

(写)  
(公印・契印省略)

諮詢 第 8 号  
令和 8 年 2 月 3 日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮詢 書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条20の2第1項の規定に基づき、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める告示を制定することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第2号の規定に基づき、別紙により諮詢する。

## ○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十七条の二十の二第一項の規定に基づき、二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 本価額競争実施指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 特定高周波数無線局 本価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局をいう。
- 2 全国特定高周波数無線局 二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。
- 3 地域特定高周波数無線局 二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する特定高周波数無線局をいう。
- 4 指定済周波数 七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下、二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下、二、四五MHzを超える二、五七五MHz以下、二、五九五MHzを超える二、六四五MHz以下、三、四〇〇MHzを超える四

、一〇〇MHz以下、四、五〇〇MHzを超えて四、六〇〇MHz以下、四、九〇〇MHzを超えて五、〇〇〇MHz以下、二七・〇GHzを超えて二八・二GHz以下及び二九・一GHzを超えて二九・五GHz以下の周波数をいう。

5 既存全国事業者 本価額競争実施指針の施行の日前に指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者又は指定済周波数のうちいずれかの周波数の指定を受け電波法（以下「法」という。）

第二十七条の十四第一項の開設計画の認定を受けた者をいう。

6 子法人等 法人又は団体（以下「法人等」という。）がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなす。

7 親法人等 他の法人等を子法人等とする法人等をいう。

8 価額競争 本価額競争実施指針の対象とする価額競争をいう。

9 申請 前号の価額競争に参加しようとする申請をいう。

10 申請者 前号の申請を行う者をいう。

11 申請書 前号の申請者が提出する法第二十七条の二十の三第一項の申請書をいう。

12 認定 本価額競争実施指針に係る法第二十七条の二十の三第七項の認定をいう。

13 認定特定高周波数無線局開設者 前号の認定を受けた者をいう。

14 全国認定特定高周波数無線局開設者 認定特定高周波数無線局開設者のうち二五・八GHzを超える

二六・二GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

15 地域認定特定高周波数無線局開設者 認定特定高周波数無線局開設者のうち二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数の指定を受けた者をいう。

## 二 特定高周波数無線局の範囲に関する事項

特定高周波数無線局の範囲は、次項第一号に規定する周波数を使用する基地局及び陸上移動中継局並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局とする。

三 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の周波数の使用に関する事項

- 1 特定高周波数無線局に使用させることとする周波数は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数とする。
- 2 特定高周波数無線局に前号に規定する周波数を使用させることとする区域は、別表第一に定めるところによる。
- 3 第一号に規定する周波数のうち特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用しているものであつて、周波数割当計画において使用の期限が定められている周波数は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数及び二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数であり、当該期限の満了の日は

、令和十三年五月三十一日である。

四 特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 既存全国事業者 四〇〇 MHz幅

2 既存全国事業者以外の者 六〇〇 MHz幅

### 五 保証金に関する事項（注二）

1 法第二十七条の二十の三第四項に基づく価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、本価額競争実施指針に係る保証金を国に提供しなければならない。

2 前号の保証金は、既存全国事業者にあつては三億九、三〇〇万円、既存全国事業者以外の者にあつては四〇〇円以上五億八、九七五万九、五〇〇円以下の任意の金額を別に通知する期限内に提供することとする。（注二）（注三）

3 前号の規定による提供は、現金を提供する方法のほか、総務大臣の求めに応じて保証金に相当する金額を納付することを保証する書面（次の条件を満たすものに限る。以下「保証状」という。）を提供する方法によることができる。

（一）保証状を発行する時点における金融庁長官に登録された格付業者の信用格付が、A一又はA

3以上の金融機関であること。

(二) 日本国内の支店で発行したものであること。

(三) 保証状に保証金に相当する金額が示されており、当該保証状を発行した金融機関（以下「発行者」という。）は、総務大臣の求めがあつた場合に当該金額を直ちに納付するものであること。

(四) 保証期間の終了日が令和八年十二月末日よりも長く、保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から六月以上あること。

(五) 保証は取消しができず無条件であること。

(六) 準拠法は日本法であり、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所としていること。

4 前号の規定により提供された保証金又は提出された保証状は、価額競争における落札者について認定が行われた後、遅滞なく当該保証金を提供し、又は保証状を提出した者に返還される。ただし、第九項第一号に規定する遵守事項に違反したと認められる者その他価額競争の公正を害すべき行為を行つたと認められる者については、当該保証金を返還しないこととし、返還しないこととなつた当該保証金は国庫に帰属するものとする。

5 第三号の規定により保証状を提出した者が前号ただし書に規定する者に該当した場合には、発行者に保証金に相当する金額の納付を求め、納付された当該保証金は国庫に帰属するものとする

。  
6 保証金を現金により提供した者（第四号ただし書に規定する者を除く。）のうち認定特定高周波数無線局開設者となつた者は、提供した当該保証金を第七項第二号に定める認定日の属する会計年度の落札金に充てることができる。この場合において、当該認定特定高周波数無線局開設者に対しても、当該保証金の金額から当該落札金に充てた金額を差し引いて得た金額を返還するものとする。

7 前各号に掲げる事項のほか、保証金の提供及び返還に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

## 六 価額競争における入札の単位及び最低落札価額に関する事項

- 1 価額競争における入札の単位（以下「単位」という。）は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数にあつては全国、二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数にあつては市町村（特別区の存する区域は一の市とみなし、別表第一に掲げる市町村に限る。）とする。
- 2 価額競争において申し出た金額の額が一定の額以上であることを落札者の要件とし、当該一定の額（以下「最低落札価額」という。）は、単位ごとに別表第一に定めるところによる。

## 七 落札金に関する事項

- 1 認定特定高周波数無線局開設者は、法第二十七条の二十の三第十項の規定に基づき、価額競争

による落札金を国に納付しなければならない。

2 前号の規定による納付については、会計年度ごとに一年当たりの落札金の金額（認定特定高周波数無線局開設者となつた落札者の別表第四の八の規定による落札した各単位の落札額を十で除して得た金額を合計した金額をいう。以下同じ。）を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。ただし、認定日の属する会計年度の落札金にあつては、一年当たりの落札金の金額に当該会計年度の日数に占める認定日から起算して当該会計年度の末日までの日数の割合を乗じた金額を納付することとし、認定の有効期間満了日の属する会計年度の落札金にあつては、一年当たりの落札金の金額に当該会計年度の日数に占める当該会計年度の四月一日から起算して認定の有効期間満了日までの日数の割合を乗じた金額を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。

3 前二号に掲げる事項のほか、落札金の納付に関する事項については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）に定めるところによるほか、総務大臣の定めるところによる。

八 特定高周波数無線局の開設の期限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 全国特定高周波数無線局 認定日から起算して三年を経過した日

九 2 地域特定高周波数無線局 認定日から起算して五年を経過した日  
1 価額競争の公正を害すべき行為の防止に関する事項（注四）

1 申請者は、価額競争の公正な実施を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 申請者は、他の申請者（第十項第二号の規定により一の申請とみなされる申請の申請者を除く。以下この号において同じ。）に対し、希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について、情報の提供、協議、調整等を行わないこと。

(二) 申請者は、他の申請者以外の者（申請者を除く。）に対し、(一)に掲げる行為を防止するために必要な措置に関する契約を締結せずに希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について情報の提供を行わないこと。

(三) 申請者は、(一)若しくは(二)に掲げる行為を行った場合又は他の者から(一)若しくは(二)に掲げる行為を行うことを申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること。

2 申請者は、価額競争の公正を害すべき行為に関し、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

3 総務大臣は、第十項第四号の規定による通知を行った後、申請者が第一号の規定を遵守しなかつた場合その他価額競争の公正を害すべき行為を行った場合又はそれらが明らかになつた場合に

は、当該通知を取り消すとともに、その申請者に対して第十項第八号の認定を行わないものとする。

#### 十 その他価額競争の実施に必要な事項

- 1 特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）は、第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について当該周波数を使用するための指定の変更を受けた場合に開設されたものとする。
- 2 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五）
- 3 申請者は、法第二十七条の二十の三第一項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の八の三第二項及び別表第二に定める事項について記載した申請書を、法第二十七条の二十の三第二項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 4 本価額競争実施指針に係る価額競争に参加することができる旨の通知は、法第二十七条の二十の三第三項各号並びに第二項から第四項まで及び前号に定める事項に適合し、並びに別表第三に規定する要件を満たしている申請について行う。

- 5 前号の適合の審査に当たつては、申請期間内に提出された申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。
- 6 申請者は、第四号の適合の審査に当たり、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
- 7 第四号の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、第五項に定めるところにより、保証金を提供しなければならない。
- 8 前号の規定により保証金を提供した者が一以上あつた場合には、当該提供した者を参加者として、別表第四に定めるところにより価額競争を実施し、価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。
- 9 前号の規定により認定を受けた認定特定高周波数無線局開設者は、別表第五に定める条件を遵守しなければならない。
- 10 総務大臣は、別表第五の一4の規定により認定特定高周波数無線局開設者から提出された書類について、認定特定高周波数無線局開設者が本価額競争実施指針に基づき特定高周波数無線局を開設していること及び別表第五に定める条件を遵守していることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

注一 保証金の提供（返還を含む。）の手続きに関する発生する費用は、申請者が負担すること。

二 保証金は、百の倍数となる金額を提供すること。

三 提供した保証金の金額は、別表第四の五<sub>2</sub>の規定により、初回のラウンド（別表第四の一<sub>1</sub>に定めるラウンドをいう。）における各参加者の保有ポイント数（別表第四の一<sub>9</sub>に定める保有ポイント数をいう。）の算定に用いられることに留意すること。

四 価額競争の公正を害すべき行為を行った場合には、法第二十七条の二十の四第一項（第四号に係る部分に限る。）に基づく特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの対象となり得ること、今後の特定基地局の開設指針において特定基地局の開設計画の審査事項になり得ること、今後の価額競争実施指針において価額競争の参加者の資格の審査事項になり得ること及び法第百九条の五第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する場合には同条に規定する罰則の対象となることに留意すること。

五 地域ごとに連携する複数の者は、落札金の金額の負担割合を申請書に記載すること。

別表第一 価額競争における入札の単位ごとの最低落札価額

第六項第二号の規定による単位ごとの最低落札価額は、二五・八GHzを超える二六・二GHz以下の周波数に係る単位にあつては三九億三、〇〇〇万円、二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数に係る単位にあつては次の表のとおりとする。

都道府県	市町村ごとの最低落札価額（単位 千円）
北海道	<p>札幌市 26,000、函館市 3,400、小樽市 1,500、旭川市 4,400、室蘭市 1,100、          鉾路市 2,200、帶広市 2,200、北見市 1,500、夕張市 98、岩見沢市 1,100、網走市 480、留萌市 270、苦小牧市 2,300、稚内市 450、美唄市 270、芦別市 170、江別市 1,600、赤平市 130、紋別市 280、士別市 240、名寄市 370、三笠市 110、根室市 330、千歳市 1,300、滝川市 530、砂川市 220、歌志内市 40、深川市 270、富良野市 280、登别市 620、恵庭市 940、伊達市 440、北広島市 780、石狩市 760、北斗市 590、石狩郡当別町 210、石狩郡新篠津村 41、松前郡松前町 84、松前郡福島町 51、上磯郡知内町 56、上磯郡木古内町 51、龜田郡七飯町 370、茅部郡鹿部町 50、茅部郡森町 190、二海郡八雲町 210、山越郡長万部町 46、奥尻郡奥尻町 32、瀬棚郡今金町 68、久遠郡せたな町 99、島牧郡島牧村 18、寿都郡寿都町 38、寿都郡黒松内町 37、磯谷郡蘭越町 61、虻田郡二七町 68、虻田郡真狩村 27、虻田郡留寿都村 26、虻田郡喜茂別町 29、虻田郡京極町 9、虻田郡俱知安町 200、岩内郡共和町 77、岩内郡岩内町 160、古宇郡泊村 21、古宇郡神恵内村 12、積丹郡積丹町 25、古平郡古平町 37、余市郡仁木町 43、余市郡余市町 240、余市郡赤井川村 16、空知郡南幌町 98、空知郡奈井江町 69、空知郡上砂川町 38、夕張郡由仁町 65、夕張郡長沼町 140、夕張郡栗山町 150、樺戸郡月形町 50、樺戸郡浦臼町 23、樺戸郡新十津川町 87、雨竜郡妹背牛町 36、雨竜郡秩父別町 31、雨竜郡雨竜町 32、雨竜郡北竜町 23、雨竜郡沼田町 39、上川郡鷹栖町 88、上川郡東神楽町 140、上川郡当麻町 85、上川郡比布町 47、上川郡愛別町 35、上川郡上川町 47、上川郡東川町 110、上川郡美瑛町 130、空知郡上富良野町 140、空知郡中富良野町 64、空知郡南富良野町 32、勇払郡占冠村 1</p>

8、上川郡和寒町 43、上川郡劍淵町 39、上川郡下川町 42、中川郡美深町 56、中川郡音威子府村 9、中川郡中川町 21、雨竜郡幌加内町 18、増毛郡増毛町 52、留萌郡小平町 40、苦前郡苦前町 39、苦前郡羽幌町 88、苦前郡初山別村 14、天塩郡遠別町 34、天塩郡天塩町 40、宗谷郡猿払村 35、枝幸郡浜頓別町 46、枝幸郡中頓別町 22、枝幸郡枝幸町 100、天塩郡豊富町 53、礼文郡礼文町 34、利尻郡利尻町 27、利尻郡利尻富士町 33、天塩郡幌延町 32、網走郡美幌町 250、網走郡津別町 59、斜里郡斜里町 150、斜里郡清里町 52、斜里郡小清水町 62、常呂郡訓子府町 63、常呂郡置戸町 37、常呂郡佐呂間町 65、紋別郡遠軽町 260、紋別郡湧別町 110、紋別郡滝上町 32、紋別郡興部町 49、紋別郡西興部村 14、紋別郡雄武町 56、網走郡大空町 91、虻田郡豊浦町 51、有珠郡壯瞥町 37、白老郡白老町 220、勇払郡厚真町 59、虻田郡洞爺湖町 110、勇払郡安平町 99、勇払郡むかわ町 100、沙流郡日高町 150、沙流郡平取町 64、新冠郡新冠町 71、浦河郡浦河町 160、様似郡様似町 54、幌泉郡えりも町 59、日高郡新ひだか町 290、河東郡音更町 580、河東郡土幌町 78、河東郡上士幌町 64、河東郡鹿追町 71、上川郡新得町 78、上川郡清水町 120、河西郡芽室町 240、河西郡中札内村 52、河西郡更別村 1、広尾郡大樹町 36、広尾郡広尾町 86、中川郡幕別町 350、中川郡池田町 84、中川郡豊頃町 41、中川郡本別町 89、足寄郡足寄町 88、足寄郡陸別町 30、十勝郡浦幌町 59、釧路郡釧路町 260、厚岸郡厚岸町 120、厚岸郡浜中町 74、川上郡標茶町 97、川上郡弟子屈町 93、阿寒郡鶴居村 34、白糠郡白糠町 98、野付郡別海町 190、標津郡中標津町 310、標津郡標津町 67、目梨郡羅臼町 63
青森県
青森市 3,300、弘前市 2,000、八戸市 2,700、黒石市 380、五所川原市 620、十和田市 730、三沢市 470、むつ市 650、つがる市 370、平川市 370、東津軽郡平内町 120、東津軽郡今別町 28、東津軽郡蓬田村 31、東津軽郡外ヶ浜町 65、西津

		軽郡鰺ヶ沢町 110、西津軽郡深浦町 88、中津軽郡西目屋村 15、南津軽郡藤崎町 180、南津軽郡大鷁町 100、南津軽郡田舎館村 88、北津軽郡板柳町 150、北津軽郡 鶴田町 150、北津軽郡中泊町 120、上北郡野辺地町 150、上北郡七戸町 180、上 北郡六戸町 130、上北郡横浜町 51、上北郡東北町 200、上北郡六ヶ所村 120、上 北郡おいらせ町 290、下北郡大間町 57、下北郡東通村 72、下北郡風間浦村 20、 下北郡佐井村 22、三戸郡三戸町 110、三戸郡五戸町 190、三戸郡田子町 60、三 戸郡南部町 200、三戸郡階上町 160、三戸郡新郷村 26
岩手県		盛岡市 3,900、宮古市 670、大船渡市 460、花巻市 1,200、北上市 1,200、久慈 市 440、遠野市 340、一関市 1,500、陸前高田市 240、釜石市 430、二戸市 34 0、八幡平市 320、奥州市 1,500、滝沢市 740、岩手郡雫石町 210、岩手郡葛巻町 75、岩手郡岩手町 160、紫波郡紫波町 430、紫波郡矢巾町 370、和賀郡西和賀町 68、胆沢郡金ヶ崎町 210、西磐井郡平泉町 96、気仙郡住田町 67、上閉伊郡大槌 町 150、下閉伊郡山田町 190、下閉伊郡岩泉町 120、下閉伊郡田野畠村 41、下閉 伊郡普代村 33、九戸郡輕米町 110、九戸郡野田村 52、九戸郡九戸村 72、九戸郡 洋野町 200、二戸郡一戸町 150
宮城県		仙台市 15,000、石巻市 2,000、塩竈市 730、気仙沼市 860、白石市 460、名取 市 1,100、角田市 390、多賀城市 880、岩沼市 620、登米市 1,100、栗原市 91 0、東松島市 550、大崎市 1,800、富谷市 720、刈田郡蔵王町 160、刈田郡七ヶ宿 町 18、柴田郡大河原町 330、柴田郡村田町 150、柴田郡柴田町 540、柴田郡川崎 町 120、伊具郡丸森町 170、亘理郡亘理町 460、亘理郡山元町 170、宮城郡松島 町 190、宮城郡七ヶ浜町 250、宮城郡利府町 490、黒川郡大和町 400、黒川郡大 郷町 110、黒川郡大衡村 82、加美郡色麻町 94、加美郡加美町 310、遠田郡涌谷 町 220、遠田郡美里町 340、牡鹿郡女川町 90、本吉郡南三陸町 170

秋田県	秋田市 3, 900、能代市 630、横手市 1, 100、大館市 880、男鹿市 320、湯沢市 530、鹿角市 370、由利本荘市 950、潟上市 400、大仙市 990、北秋田市 380、にかほ市 300、仙北市 310、鹿角郡小坂町 61、北秋田郡上小阿仁村 26、山本郡藤里町 37、山本郡三種町 190、山本郡八峰町 84、南秋田郡五城目町 110、南秋田郡八郎潟町 71、南秋田郡井川町 58、南秋田郡大潟村 38、仙北郡美郷町 240、雄勝郡羽後町 180、雄勝郡東成瀬村 34
山形県	山形市 3, 400、米沢市 1, 100、鶴岡市 1, 700、酒田市 1, 400、新庄市 470、寒河江市 550、上山市 400、村山市 310、長井市 360、天童市 850、東根市 650、尾花沢市 200、南陽市 410、東村山郡山辺町 190、東村山郡中山町 150、西村山郡河北町 240、西村山郡西川町 68、西村山郡朝日町 87、西村山郡大江町 100、北村山郡大石田町 90、最上郡金山町 69、最上郡最上町 110、最上郡舟形町 68、最上郡真室川町 98、最上郡大蔵村 41、最上郡鮭川村 53、最上郡戸沢村 57、東置賜郡高畠町 310、東置賜郡川西町 200、西置賜郡小国町 97、西置賜郡白鷹町 180、西置賜郡飯豊町 90、東田川郡三川町 100、東田川郡庄内町 270、飽海郡遊佐町 180
福島県	福島市 4, 100、会津若松市 1, 700、郡山市 4, 700、いわき市 4, 800、白河市 860、須賀川市 1, 100、喜多方市 640、相馬市 500、二本松市 770、田村市 510、南相馬市 850、伊達市 840、本宮市 440、伊達郡桑折町 170、伊達郡国見町 120、伊達郡川俣町 180、安達郡大玉村 130、岩瀬郡鏡石町 180、岩瀬郡天栄村 75、南会津郡下郷町 76、南会津郡檜枝岐村 7、南会津郡只見町 58、南会津郡南会津町 210、耶麻郡北塙原村 37、耶麻郡西会津町 83、耶麻郡磐梯町 48、耶麻郡猪苗代町 200、河沼郡会津坂下町 220、河沼郡湯川村 44、河沼郡柳津町 44、大沼郡三島町 21、大沼郡金山町 27、大沼郡昭和村 18、大沼郡会津美里町 270、西白

	河郡西郷村 300、西白河郡泉崎村 89、西白河郡中島村 70、西白河郡矢吹町 25 0、東白川郡棚倉町 190、東白川郡矢祭町 78、東白川郡塙町 120、東白川郡鮫川村 44、石川郡石川町 210、石川郡玉川村 92、石川郡平田村 84、石川郡浅川町 8 7、石川郡古殿町 69、田村郡三春町 250、田村郡小野町 140、双葉郡広野町 78、 双葉郡檜葉町 53、双葉郡富岡町 31、双葉郡川内村 29、双葉郡大熊町 12、双葉 郡双葉町 4、双葉郡浪江町 28、双葉郡葛尾村 6、相馬郡新地町 110、相馬郡飯館 村 19
茨城県	水戸市 4,600、日立市 3,000、土浦市 1,200、古河市 2,400、石岡市 620、結城 市 860、龍ヶ崎市 650、下妻市 360、常総市 520、常陸太田市 830、高萩市 47 0、北茨城市 710、笠間市 1,200、取手市 890、牛久市 720、つくば市 2,100、 ひたちなか市 2,700、鹿嶋市 1,100、潮来市 470、守谷市 580、常陸大宮市 67 0、那珂市 910、筑西市 1,700、坂東市 450、稲敷市 670、かすみがうら市 34 0、桜川市 670、神栖市 1,600、行方市 550、銚田市 780、つくばみらい市 43 0、小美玉市 830、東茨城郡茨城町 540、東茨城郡大洗町 270、東茨城郡城里町 3 10、那珂郡東海村 650、久慈郡大子町 270、稲敷郡美浦村 120、稲敷郡阿見町 41 0、稲敷郡河内町 70、結城郡八千代町 180、猿島郡五霞町 140、猿島郡境町 41 0、北相馬郡利根町 130
栃木県	宇都宮市 8,600、足利市 2,400、栃木市 2,600、佐野市 1,900、鹿沼市 1,600、 日光市 1,300、小山市 2,800、真岡市 1,300、大田原市 1,200、矢板市 520、那 須塩原市 1,900、さくら市 740、那須烏山市 410、下野市 990、河内郡上三川町 510、芳賀郡益子町 360、芳賀郡茂木町 200、芳賀郡市貝町 190、芳賀郡芳賀町 250、下都賀郡壬生町 660、下都賀郡野木町 420、塩谷郡塩谷町 170、塩谷郡高 根沢町 490、那須郡那須町 400、那須郡那珂川町 250

群馬県	前橋市 5,600、高崎市 6,300、桐生市 1,800、伊勢崎市 3,600、太田市 3,800、 沼田市 770、館林市 1,300、渋川市 1,300、藤岡市 1,100、富岡市 800、安中市 930、みどり市 840、北群馬郡棟東村 240、北群馬郡吉岡町 370、多野郡上野村 19、多野郡神流町 28、甘楽郡下仁田町 110、甘楽郡南牧村 27、甘楽郡甘楽町 210、吾妻郡中之条町 260、吾妻郡長野原町 86、吾妻郡嬬恋村 150、吾妻郡草津町 100、吾妻郡高山村 59、吾妻郡東吾妻町 220、利根郡片品村 67、利根郡川場村 59、利根郡昭和村 120、利根郡みなかみ町 290、佐波郡玉村町 610、邑楽郡板倉 町 240、邑楽郡明和町 180、邑楽郡千代田町 92、邑楽郡大泉町 710、邑楽郡邑楽 町 430
埼玉県	さいたま市 15,000、川越市 2,000、熊谷市 1,100、川口市 6,700、行田市 44 0、秩父市 670、所沢市 1,900、飯能市 450、加須市 1,300、本庄市 890、東松 山市 520、春日部市 2,600、狭山市 840、羽生市 600、鴻巣市 660、深谷市 80 0、上尾市 1,300、草加市 2,800、越谷市 3,900、蕨市 840、戸田市 1,600、入 間市 820、朝霞市 1,600、志木市 420、和光市 950、新座市 1,900、桶川市 42 0、久喜市 1,700、北本市 370、八潮市 1,100、富士見市 630、三郷市 1,600、 蓮田市 690、坂戸市 570、幸手市 560、鶴ヶ島市 400、日高市 310、吉川市 81 0、ふじみ野市 640、白岡市 590、北足立郡伊奈町 250、入間郡三芳町 220、入間 郡毛呂山町 200、入間郡越生町 62、比企郡滑川町 110、比企郡嵐山町 100、比企 郡小川町 160、比企郡川島町 110、比企郡吉見町 100、比企郡鳩山町 76、比企郡 ときがわ町 59、秩父郡横瀬町 45、秩父郡皆野町 100、秩父郡長瀬町 38、秩父郡 小鹿野町 120、秩父郡東秩父村 15、児玉郡美里町 62、児玉郡神川町 150、児玉 郡上里町 340、大里郡寄居町 180、南埼玉郡宮代町 380、北葛飾郡杉戸町 490、 北葛飾郡松伏町 320

千葉県	千葉市 11,000、銚子市 670、市川市 5,700、船橋市 7,400、館山市 520、木更津市 1,600、松戸市 5,700、野田市 1,700、茂原市 990、成田市 1,500、佐倉市 1,900、東金市 670、旭市 730、習志野市 2,000、柏市 4,900、勝浦市 190、市原市 3,100、流山市 2,300、八千代市 2,300、我孫子市 750、鴨川市 370、鎌ヶ谷市 1,300、君津市 940、富津市 490、浦安市 2,000、四街道市 1,100、袖ヶ浦市 730、八街市 770、印西市 1,200、白井市 710、富里市 570、南房総市 410、匝瑳市 400、香取市 830、山武市 550、いすみ市 410、大網白里市 550、印旛郡酒々井町 240、印旛郡栄町 230、香取郡神崎町 67、香取郡多古町 160、香取郡東庄町 150、山武郡九十九里町 170、山武郡芝山町 80、山武郡横芝光町 250、長生郡一宮町 140、長生郡睦沢町 77、長生郡長生村 160、長生郡白子町 120、長生郡長柄町 77、長生郡長南町 82、夷隅郡大多喜町 100、夷隅郡御宿町 79、安房郡鋸南町 80
東京都	特別区の存する区域 280,000、八王子市 17,000、立川市 5,300、武藏野市 4,300、三鷹市 5,600、青梅市 3,800、府中市 7,500、昭島市 3,300、調布市 7,000、町田市 12,000、小金井市 3,600、小平市 5,700、日野市 5,500、東村山市 4,400、国分寺市 3,700、国立市 2,200、福生市 1,600、狛江市 2,400、東大和市 2,400、清瀬市 2,200、東久留米市 3,300、武藏村山市 2,000、多摩市 4,200、稲城市 2,700、羽村市 780、あきる野市 2,300、西東京市 6,000、西多摩郡瑞穂町 460、西多摩郡日の出町 490、西多摩郡檜原村 58、西多摩郡奥多摩町 140、大島町 200、利島村 9、新島村 70、神津島村 53、三宅村 65、御藏島村 9、八丈町 200、青ヶ島村 5、小笠原村 84
神奈川県	横浜市 48,000、川崎市 20,000、相模原市 9,300、横須賀市 5,000、平塚市 3,300、鎌倉市 2,200、藤沢市 5,600、小田原市 2,400、茅ヶ崎市 3,100、逗子市 7

	30、三浦市 540、秦野市 2,100、厚木市 2,900、大和市 3,100、伊勢原市 1,300、海老名市 1,700、座間市 1,700、南足柄市 520、綾瀬市 1,100、三浦郡葉山町 400、高座郡寒川町 620、中郡大磯町 400、中郡二宮町 350、足柄上郡中井町 120、足柄上郡大井町 220、足柄上郡松田町 140、足柄上郡山北町 120、足柄上郡開成町 230、足柄下郡箱根町 140、足柄下郡真鶴町 86、足柄下郡湯河原町 300、愛甲郡愛川町 510、愛甲郡清川村 39
新潟県	新潟市 11,000、長岡市 3,700、三条市 1,300、柏崎市 1,100、新発田市 1,300、小千谷市 470、加茂市 350、十日町市 690、見附市 540、村上市 790、燕市 1,100、糸魚川市 560、妙高市 420、五泉市 660、上越市 2,600、阿賀野市 560、佐渡市 710、魚沼市 480、南魚沼市 760、胎内市 390、北蒲原郡聖籠町 200、西蒲原郡弥彦村 110、南蒲原郡田上町 150、東蒲原郡阿賀町 140、三島郡出雲崎町 57、南魚沼郡湯沢町 110、中魚沼郡津南町 120、刈羽郡刈羽村 60、岩船郡関川村 71、岩船郡栗島浦村 5
富山県	富山市 6,600、高岡市 2,700、魚津市 650、氷見市 700、滑川市 520、黒部市 630、砺波市 770、小矢部市 460、南砺市 770、射水市 1,500、中新川郡舟橋村 50、中新川郡上市町 310、中新川郡立山町 400、下新川郡入善町 380、下新川郡朝日町 180
石川県	金沢市 6,500、七尾市 700、小松市 1,500、輪島市 340、珠洲市 180、加賀市 880、羽咋市 290、かほく市 490、白山市 1,500、能美市 680、野々市市 800、能美郡川北町 86、河北郡津幡町 520、河北郡内灘町 370、羽咋郡志賀町 260、羽咋郡宝達志水町 170、鹿島郡中能登町 230、鳳珠郡穴水町 110、鳳珠郡能登町 220

福井県	福井市 4,000、敦賀市 980、小浜市 440、大野市 480、勝山市 340、鯖江市 1,000、あわら市 420、越前市 1,200、坂井市 1,400、吉田郡永平寺町 290、今立郡池田町 37、南条郡南越前町 150、丹生郡越前町 310、三方郡美浜町 140、大飯郡高浜町 160、大飯郡おおい町 120、三方上中郡若狭町 210
山梨県	甲府市 2,900、富士吉田市 720、都留市 480、山梨市 510、大月市 350、韮崎市 450、南アルプス市 1,100、北杜市 680、甲斐市 1,200、笛吹市 1,000、上野原市 350、甲州市 450、中央市 480、西八代郡市川三郷町 230、南巨摩郡早川町 17、南巨摩郡身延町 160、南巨摩郡南部町 110、南巨摩郡富士川町 220、中巨摩郡昭和町 320、南都留郡道志村 25、南都留郡西桂町 62、南都留郡忍野村 140、南都留郡山中湖村 80、南都留郡鳴沢村 43、南都留郡富士河口湖町 400、北都留郡小菅村 11、北都留郡丹波山村 8
長野県	長野市 5,400、松本市 3,500、上田市 2,300、岡谷市 700、飯田市 1,400、諏訪市 710、須坂市 720、小諸市 600、伊那市 970、駒ヶ根市 470、中野市 620、大町市 380、飯山市 290、茅野市 410、塩尻市 980、佐久市 720、千曲市 860、東御市 440、安曇野市 1,400、南佐久郡小海町 32、南佐久郡川上村 63、南佐久郡南牧村 24、南佐久郡南相木村 14、南佐久郡北相木村 5、南佐久郡佐久穂町 75、北佐久郡軽井沢町 280、北佐久郡御代田町 230、北佐久郡立科町 48、小県郡青木村 60、小県郡長和町 41、諏訪郡下諏訪町 140、諏訪郡富士見町 210、諏訪郡原村 56、上伊那郡辰野町 270、上伊那郡箕輪町 370、上伊那郡飯島町 130、上伊那郡南箕輪村 230、上伊那郡中川村 68、上伊那郡宮田村 130、下伊那郡松川町 180、下伊那郡高森町 190、下伊那郡阿南町 63、下伊那郡宮田村 130、下伊那郡平谷村 6、下伊那郡根羽村 12、下伊那郡下條村 52、下伊那郡壳木村 8、下伊那郡天龍村 17、下伊那郡泰阜村 23、下伊那郡喬木村 87、下伊那郡豊丘村 94、下

	伊那郡大鹿村 15、木曽郡上松町 60、木曽郡南木曽町 57、木曽郡木祖村 39、木曾郡王滝村 10、木曽郡大桑村 50、木曽郡木曽町 150、東筑摩郡麻績村 38、東筑摩郡生坂村 24、東筑摩郡山形村 120、東筑摩郡朝日村 63、東筑摩郡筑北村 61、北安曇郡池田町 140、北安曇郡松川村 140、北安曇郡白馬村 130、北安曇郡小谷村 39、埴科郡坂城町 200、上高井郡小布施町 160、上高井郡高山村 97、下高井郡山ノ内町 170、下高井郡木島平村 64、下高井郡野沢温泉村 48、上水内郡信濃町 110、上水内郡小川村 32、上水内郡飯綱町 150、下水内郡栄村 24
岐阜県	岐阜市 5,600、大垣市 2,200、高山市 1,200、多治見市 1,500、関市 1,200、中津川市 1,100、美濃市 270、瑞浪市 520、羽島市 920、恵那市 670、美濃加茂市 790、土岐市 770、各務原市 2,000、可児市 1,400、山県市 350、瑞穂市 790、飛騨市 310、本巣市 460、郡上市 540、下呂市 420、海津市 460、羽島郡岐南町 360、羽島郡笠松町 310、養老郡養老町 380、不破郡垂井町 370、不破郡関ヶ原町 92、安八郡神戸町 260、安八郡輪之内町 130、安八郡安八町 200、揖斐郡揖斐川町 270、揖斐郡大野町 310、揖斐郡池田町 330、本巣郡北方町 250、加茂郡郡坂祝町 110、加茂郡富加町 79、加茂郡川辺町 140、加茂郡七宗町 47、加茂郡八百津町 140、加茂郡白川町 100、加茂郡東白川村 28、可児郡御嵩町 240、大野郡白川村 21
静岡県	静岡市 12,000、浜松市 13,000、沼津市 3,200、熱海市 580、三島市 1,800、富士市 2,200、伊東市 1,100、島田市 1,600、富士市 4,100、磐田市 2,800、焼津市 1,200、掛川市 970、藤枝市 2,400、御殿場市 1,500、袋井市 1,500、下田市 340、裾野市 860、湖西市 980、伊豆市 480、御前崎市 260、菊川市 400、伊豆の国市 790、牧之原市 370、賀茂郡東伊豆町 190、賀茂郡河津町 120、賀茂郡南伊豆町 130、賀茂郡松崎町 100、賀茂郡西伊豆町 120、田方郡函南町 620、

	駿東郡清水町	540、駿東郡長泉町	730、駿東郡小山町	310、榛原郡吉田町	240、
愛知県	榛原郡川根本町	100、周智郡森町	290		
	名古屋市	45, 000、豊橋市	7, 100、岡崎市	7, 400、一宮市	7, 300、瀬戸市
	0、半田市	2, 300、春日井市	5, 900、豊川市	3, 500、津島市	1, 200、碧南市
	0、刈谷市	2, 900、豊田市	8, 100、安城市	3, 600、西尾市	3, 200、蒲郡市
	0、大山市	1, 400、常滑市	1, 100、江南市	1, 900、小牧市	2, 900、稲沢市
	0、新城市	850、東海市	2, 200、大府市	1, 800、知多市	1, 600、知立市
	尾張旭市	1, 600、高浜市	880、岩倉市	920、豊明市	1, 300、日進市
	市	1, 100、愛西市	1, 200、清須市	1, 300、北名古屋市	1, 700、弥富市
	市	1, 200、あま市	1, 700、長久手市	1, 200、愛知郡東郷町	840、西春日井郡豊
	山町	300、丹羽郡大口町	470、丹羽郡扶桑町	650、海部郡大治町	620、海部郡蟹南
	江町	720、海部郡飛島村	88、知多郡阿久比町	540、知多郡東浦町	950、知多郡南
	知多町	320、知多郡美浜町	430、知多郡武豊町	830、額田郡幸田町	810、北設楽
	郡設楽町	85、北設楽郡東栄町	56、北設楽郡豊根村	20	
三重県	津市	4, 400、四日市市	4, 900、伊勢市	2, 000、松阪市	2, 600、桑名市
	鹿市	3, 200、名張市	1, 200、尾鷲市	260、龜山市	800、鳥羽市
	0、いなべ市	720、志摩市	740、伊賀市	1, 400、桑名郡木曽岬町	97、員弁郡東員
	町	420、三重郡菰野町	650、三重郡朝日町	180、三重郡川越町	240、多気郡多気
	町	230、多気郡明和町	360、多気郡大台町	140、度会郡玉城町	240、度会郡度会
	町	130、度会郡大紀町	130、度会郡南伊勢町	180、北牟婁郡紀北町	240、南牟婁
	郡御浜町	130、南牟婁郡紀宝町	170		
滋賀県	大津市	5, 700、彦根市	1, 900、長浜市	1, 900、近江八幡市	1, 300、草津市
	0、守山市	1, 400、栗東市	1, 100、甲賀市	1, 500、野洲市	840、湖南市
					910、高

	島市 770、東近江市 1,900、米原市 620、蒲生郡日野町 350、蒲生郡竜王町 200、愛知郡愛荘町 350、犬上郡豊郷町 120、犬上郡甲良町 110、犬上郡多賀町 120
京都府	京都市 21,000、福知山市 1,100、舞鶴市 1,200、綾部市 460、宇治市 2,600、宮津市 240、亀岡市 1,200、城陽市 1,100、向日市 820、長岡京市 1,200、八幡市 1,000、京田辺市 1,100、京丹後市 740、南丹市 460、木津川市 1,100、乙訓郡大山崎町 230、久世郡久御山町 220、綴喜郡井手町 110、綴喜郡宇治田原町 130、相楽郡笠置町 17、相楽郡和束町 50、相楽郡精華町 520、相楽郡南山城村 35、船井郡京丹波町 190、与謝郡伊根町 28、与謝郡与謝野町 290
大阪府	大阪市 45,000、堺市 14,000、岸和田市 3,100、豊中市 6,600、池田市 1,700、吹田市 6,300、泉大津市 1,200、高槻市 5,800、貝塚市 1,400、守口市 2,300、枚方市 6,500、茨木市 4,700、八尾市 4,300、泉佐野市 1,600、富田林市 1,800、寝屋川市 3,800、河内長野市 1,700、松原市 1,900、大東市 2,000、和泉市 3,000、箕面市 2,200、柏原市 1,100、羽曳野市 1,800、門真市 2,000、摂津市 1,400、高石市 910、藤井寺市 1,000、東大阪市 8,100、泉南市 980、四條畷市 900、交野市 1,200、大阪狭山市 960、阪南市 840、三島郡島本町 510、豊能郡豊能町 300、豊能郡能勢町 150、泉北郡忠岡町 270、泉南郡熊取町 720、泉南郡田尻町 140、泉南郡岬町 240、南河内郡太子町 210、南河内郡河南町 260、南河内郡千早赤阪村 80
兵庫県	神戸市 22,000、姫路市 7,600、尼崎市 6,600、明石市 4,400、西宮市 7,000、洲本市 590、芦屋市 1,400、伊丹市 2,900、相生市 410、豊岡市 1,100、加古川市 3,800、赤穂市 660、西脇市 560、宝塚市 3,300、三木市 1,100、高砂市 1,300、川西市 2,200、小野市 690、三田市 1,600、加西市 620、丹波篠山市 570、養父市 320、丹波市 890、南あわじ市 640、朝来市 420、淡路市 600、宍粟

	市 500、加東市 590、たつの市 1,100、川辺郡猪名川町 430、多可郡多可町 28 0、加古郡稻美町 440、加古郡播磨町 480、神崎郡市川町 160、神崎郡福崎町 28 0、神崎郡神河町 150、揖保郡太子町 480、赤穂郡上郡町 200、佐用郡佐用町 23 0、美方郡香美町 230、美方郡新温泉町 190
奈良県	奈良市 3,500、大和高田市 610、大和郡山市 830、天理市 630、橿原市 1,200、 桜井市 550、五條市 280、御所市 240、生駒市 1,200、香芝市 780、葛城市 37 0、宇陀市 280、山辺郡山添村 32、生駒郡平群町 180、生駒郡三郷町 230、生駒 郡斑鳩町 270、生駒郡安堵町 72、磯城郡川西町 81、磯城郡三宅町 64、磯城郡田 原本町 310、宇陀郡曾爾村 13、宇陀郡御杖村 15、高市郡高取町 67、高市郡明日 香村 51、北葛城郡上牧町 220、北葛城郡王寺町 240、北葛城郡広陵町 340、北葛 城郡河合町 170、吉野郡吉野町 62、吉野郡大淀町 170、吉野郡下市町 50、吉野郡 郡黒滝村 6、吉野郡天川村 12、吉野郡野迫川村 4、吉野郡十津川村 30、吉野郡 下北山村 7、吉野郡上北山村 4、吉野郡川上村 11、吉野郡東吉野村 15
和歌山県	和歌山市 5,200、海南市 700、橋本市 880、有田市 390、御坊市 340、田辺市 1,000、新宮市 400、紀の川市 860、岩出市 780、海草郡紀美野町 120、伊都郡 つらぎ町 230、伊都郡九度山町 56、伊都郡高野町 43、有田郡湯浅町 160、有田 郡広川町 99、有田郡有田川町 370、日高郡美浜町 100、日高郡日高町 110、日高 郡由良町 78、日高郡印南町 110、日高郡みなべ町 170、日高郡日高川町 130、西 牟婁郡白浜町 290、西牟婁郡上富田町 220、西牟婁郡才ヶ多町 54、東牟婁郡那智 勝浦町 210、東牟婁郡太地町 41、東牟婁郡古座川町 36、東牟婁郡北山村 6、東 牟婁郡串本町 220
鳥取県	鳥取市 2,200、米子市 1,700、倉吉市 540、境港市 380、岩美郡岩美町 130、八 頭郡若桜町 33、八頭郡智頭町 75、八頭郡八頭町 180、東伯郡三朝町 70、東伯郡

	湯梨浜町 190、東伯郡琴浦町 190、東伯郡北栄町 170、西伯郡日吉津村 41、西伯郡大山町 180、西伯郡南部町 120、西伯郡伯耆町 120、日野郡日南町 49、日野郡日野町 34、日野郡江府町 31
島根県	松江市 2,800、浜田市 750、出雲市 2,400、益田市 620、大田市 450、安来市 510、江津市 320、雲南市 500、仁多郡奥出雲町 160、飯石郡飯南町 63、邑智郡川本町 45、邑智郡美郷町 60、邑智郡邑南町 140、鹿足郡津和野町 95、鹿足郡吉賀町 84、隱岐郡海士町 31、隱岐郡西ノ島町 38、隱岐郡知夫村 9、隱岐郡隱岐の島町 180
岡山県	岡山市 9,500、倉敷市 6,200、津山市 1,300、玉野市 740、笠岡市 600、井原市 500、総社市 900、高梁市 380、新見市 370、備前市 420、瀬戸内市 470、赤磐市 560、真庭市 560、美作市 340、浅口市 430、和気郡和気町 180、都窪郡早島町 160、浅口郡里庄町 140、小田郡矢掛町 180、真庭郡新庄村 11、苦田郡鏡野町 160、勝田郡勝央町 140、勝田郡奈義町 73、英田郡西栗倉村 18、久米郡久米南町 59、久米郡美咲町 170、加賀郡吉備中央町 140
広島県	広島市 18,000、吳市 3,200、竹原市 360、三原市 1,400、尾道市 2,000、福山市 6,900、府中市 560、三次市 760、庄原市 500、大竹市 390、東広島市 2,900、廿日市市 1,700、安芸高田市 400、江田島市 330、安芸郡府中町 770、安芸郡海田町 440、安芸郡熊野町 340、安芸郡坂町 190、山県郡安芸太田町 86、山県郡北広島町 270、豊田郡大崎上島町 110、世羅郡世羅町 230、神石郡神石高原町 120
山口県	下関市 4,000、宇部市 2,600、山口市 3,100、萩市 700、防府市 1,800、下松市 880、岩国市 2,000、光市 790、長門市 510、柳井市 490、美祢市 370、周南市 2,200、山陽小野田市 950、大島郡周防大島町 230、玖珂郡和木町 95、熊毛郡

	上関町 37、熊毛郡田布施町 230、熊毛郡平生町 190、阿武郡阿武町 48
徳島県	徳島市 3,800、鳴門市 830、小松島市 550、阿南市 1,100、吉野川市 590、阿波市 530、美馬市 430、三好市 360、勝浦郡勝浦町 74、勝浦郡上勝町 21、名東郡佐那河内村 31、名西郡石井町 380、名西郡神山町 71、那賀郡那賀町 110、海部郡牟岐町 57、海部郡美波町 95、海部郡海陽町 130、板野郡松茂町 220、板野郡北島町 350、板野郡藍住町 540、板野郡板野町 200、板野郡上板町 170、美馬郡つるぎ町 120、三好郡東みよし町 210
香川県	高松市 5,900、丸亀市 1,500、坂出市 710、善通寺市 440、觀音寺市 810、さぬき市 660、東かがわ市 400、三豊市 870、小豆郡土庄町 180、小豆郡小豆島町 190、木田郡三木町 380、香川郡直島町 44、綾歌郡宇多津町 260、綾歌郡綾川町 20、仲多度郡琴平町 120、仲多度郡多度津町 310、仲多度郡まんのう町 240
愛媛県	松山市 6,600、今治市 2,000、宇和島市 910、八幡浜市 410、新居浜市 1,500、西条市 1,400、大洲市 520、伊予市 450、四国中央市 1,100、西予市 460、東温市 440、越智郡上島町 84、上浮穴郡久万高原町 96、伊予郡松前町 380、伊予郡砥部町 260、喜多郡内子町 200、西宇和郡伊方町 110、北宇和郡松野町 47、北宇和郡鬼北町 130、南宇和郡愛南町 250
高知県	高知市 3,800、室戸市 140、安芸市 190、南国市 550、土佐市 300、須崎市 240、宿毛市 220、土佐清水市 140、四万十市 380、香南市 380、香美市 310、安芸郡東洋町 26、安芸郡奈半利町 35、安芸郡田野町 29、安芸郡安田町 28、安芸郡北川村 13、安芸郡馬路村 9、安芸郡芸西村 43、長岡郡本山町 38、長岡郡大豊町 38、土佐郡土佐町 44、土佐郡大川村 4、吾川郡いの町 250、吾川郡仁淀川町 56、高岡郡中土佐町 70、高岡郡佐川町 140、高岡郡越知町 61、高岡郡檍原町 39、高岡郡日高村 56、高岡郡津野町 62、高岡郡四万十町 180、幡多郡大月町 5

	2、幡多郡三原村 17、幡多郡黒潮町 120
福岡県	北九州市 12,000、福岡市 21,000、大牟田市 1,500、久留米市 4,000、直方市 7 40、飯塚市 1,700、田川市 610、柳川市 850、八女市 800、筑後市 640、大川市 440、行橋市 940、豊前市 320、中間市 530、小郡市 780、筑紫野市 1,400、 春日市 1,500、大野城市 1,300、宗像市 1,300、太宰府市 970、古賀市 780、福 津市 880、うきは市 370、宮若市 350、嘉麻市 470、朝倉市 660、みやま市 47 0、糸島市 1,300、那珂川市 660、糟屋郡宇美町 500、糟屋郡篠栗町 410、糟屋郡 志免町 610、糟屋郡須恵町 380、糟屋郡新宮町 430、糟屋郡久山町 120、糟屋郡 粕屋町 640、遠賀郡芦屋町 180、遠賀郡水巻町 370、遠賀郡岡垣町 410、遠賀郡 遠賀町 250、鞍手郡小竹町 94、鞍手郡鞍手町 200、嘉穂郡桂川町 170、朝倉郡筑 前町 390、朝倉郡東峰村 25、三井郡大刀洗町 200、三潴郡大木町 180、八女郡广 川町 260、田川郡香春町 130、田川郡添田町 120、田川郡糸田町 110、田川郡川 崎町 200、田川郡大任町 66、田川郡赤村 37、田川郡福智町 280、京都郡苅田町 500、京都郡みやこ町 250、篠上郡吉富町 86、篠上郡上毛町 96、篠上郡篠上町 230
佐賀県	佐賀市 3,000、唐津市 1,500、鳥栖市 970、多久市 240、伊万里市 690、武雄市 620、鹿島市 360、小城市 570、嬉野市 340、神埼市 400、神埼郡吉野ヶ里町 210、三養基郡基山町 220、三養基郡上峰町 120、三養基郡みやき町 330、東松浦 郡玄海町 73、西松浦郡有田町 250、杵島郡大町町 82、杵島郡江北町 120、杵島 郡白石町 290、藤津郡太良町 110
長崎県	長崎市 4,900、佐世保市 2,900、島原市 520、諫早市 1,600、大村市 1,100、平 戸市 350、松浦市 250、対馬市 340、壱岐市 300、五島市 410、西海市 310、 雲仙市 490、南島原市 500、西彼杵郡長与町 490、西彼杵郡時津町 350、東彼杵

	郡東彼杵町 92、東彼杵郡川棚町 160、東彼杵郡波佐見町 170、北松浦郡小値賀町 27、北松浦郡佐々町 170、南松浦郡新上五島町 210
熊本県	熊本市 9,400、八代市 1,600、人吉市 390、荒尾市 640、水俣市 300、玉名市 820、山鹿市 620、菊池市 590、宇土市 460、上天草市 310、宇城市 720、阿蘇市 320、天草市 960、合志市 780、下益城郡美里町 120、玉名郡玉東町 64、玉名郡南関町 110、玉名郡長洲町 190、玉名郡和水町 120、菊池郡大津町 450、菊池郡菊陽町 550、阿蘇郡南小国町 48、阿蘇郡小国町 84、阿蘇郡產山村 18、阿蘇郡高森町 73、阿蘇郡西原村 81、阿蘇郡南阿蘇村 120、上益城郡山都町 170、八代郡氷川町 140、葦北郡葦北町 200、葦北郡津奈木町 54、球磨郡錦町 0、球磨郡多良木町 120、球磨郡湯前町 46、球磨郡水上村 26、球磨郡相良村 52、球磨郡五木村 12、球磨郡山江村 41、球磨郡球磨村 31、球磨郡あさぎり町 190、天草郡喜北町 90
大分県	大分市 7,000、別府市 1,700、中津市 1,200、日田市 920、佐伯市 980、臼杵市 530、津久見市 240、竹田市 300、豊後高田市 320、杵築市 410、宇佐市 770、豊後大野市 490、由布市 480、國東市 380、東国東郡姫島村 25、速見郡日出町 410、玖珠郡九重町 130、玖珠郡玖珠町 210
宮崎県	宮崎市 4,700、都城市 1,900、延岡市 1,400、日南市 600、小林市 520、日向市 700、串間市 200、西都市 340、えびの市 210、北諸県郡三股町 300、西諸県郡高原町 100、東諸県郡国富町 220、東諸県郡綾町 82、兒湯郡高鍋町 240、兒湯郡新富町 200、兒湯郡西米良村 12、兒湯郡木城町 58、兒湯郡川南町 180、兒湯郡都農町 120、東臼杵郡門川町 210、東臼杵郡諸塙村 18、東臼杵郡椎葉村 30、東臼杵郡美郷町 57、西臼杵郡高千穂町 140、西臼杵郡日之影町 43、西臼杵郡五ヶ瀬

鹿児島県	町 41	鹿児島市 7,600、鹿屋市 1,300、枕崎市 260、阿久根市 250、出水市 660、指宿市 500、西之表市 190、垂水市 180、薩摩川内市 1,200、日置市 600、曾於市 430、霧島市 1,600、いちき串木野市 350、南さつま市 420、志布志市 370、奄美市 530、南九州市 420、伊佐市 310、姶良市 980、鹿児島郡三島村 5、鹿児島郡十島村 9、薩摩郡さつま町 260、出水郡長島町 120、姶良郡湧水町 120、曾於郡大崎町 160、肝属郡東串良町 80、肝属郡錦江町 89、肝属郡南大隅町 83、肝属郡肝付町 180、熊毛郡中種子町 96、熊毛郡南種子町 70、熊毛郡屋久島町 150、大島郡大和村 17、大島郡宇椛村 21、大島郡瀬戸内町 110、大島郡龍郷町 74、大島郡郡喜界町 85、大島郡徳之島町 130、大島郡天城町 71、大島郡伊仙町 78、大島郡和泊町 80、大島郡知名町 74、大島郡与論町 65
沖縄県	那覇市 3,200、宜野湾市 1,000、石垣市 490、浦添市 1,200、名護市 650、糸満市 620、沖縄市 1,500、豊見城市 660、うるま市 1,300、宮古島市 540、南城市 450、国頭郡国頭村 46、国頭郡大宜味村 32、国頭郡東村 16、国頭郡今帰仁村 91、国頭郡本部町 130、国頭郡恩納村 110、国頭郡宜野座村 60、国頭郡金武町 10、国頭郡伊江村 42、中頭郡読谷村 420、中頭郡嘉手納町 140、中頭郡北谷町 90、中頭郡北中城村 180、中頭郡中城村 230、中頭郡西原町 360、島尻郡与那原町 200、島尻郡南風原町 410、島尻郡渡嘉敷村 7、島尻郡座間味村 9、島尻郡粟国町 7、島尻郡渡名喜村 4、島尻郡南大東村 13、島尻郡北大東村 6、島尻郡伊平屋村 11、島尻郡伊是名村 13、島尻郡久米島町 73、島尻郡八重瀬町 320、宮古郡多良間村 11、八重山郡竹富町 40、八重山郡与那国町 17	

## 一 申請者に関する事項

### 1 申請者が法人等である場合は、次に掲げる事項

(一) 申請者の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに当該役員が他の法人等の役員又は職員である場合は当該法人等の名称

(二) 申請者の議決権の二十分の一以上を保有する者の名称又は氏名、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域（以下「設立準拠法國等」という。）又は国籍等及びその保有割合

(三) 別表第三の三2(一)から(六)までに掲げる者の名称

(四) 申請者の設立準拠法國等

(五) 外国の法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

### 2 申請者が法人等以外の者である場合は、次に掲げる事項

(一) 法人等に所属する場合にあつては、所属する法人等の名称  
(二) 申請者の国籍等

(三) 外国に住所を有する法人等以外の者にあつては、国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

- 3 別表第三の二から五までの要件を満たすことを示す旨
- 4 第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す旨
- 5 第九項第一号(二)に規定する契約を締結した者がいる場合にあつては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに当該者が法人等である場合にあつてはその代表者の氏名

二 次に掲げる事項に関する計画及びその根拠

- 1 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びにそれらを着実に実施するための対策（注一）
- 2 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員、電気通信主任技術者（電気通信事業を行う計画がある場合に限る。）並びに無線従事者の確保並びにそれを着実に実施するための対策（注二）
- 3 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）（注一）

4 法令遵守のための対策（5及び6の対策を除く。）及び当該対策を実施するための体制の整備

（注三）

5 電気通信事業を行う計画がある場合にあつては、個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注四）（注五）

6 電気通信事業を行う計画がある場合にあつては、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注六）

7 全国特定高周波数無線局を開設しようとするとする者にあつては次の（一）及び（二）に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとするとする者にあつては次の（一）から（五）までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の（六）に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）

（注八）

- （一） 二五・二五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局
- （二） 二五・二五GHzを超える二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間業務を行う人工衛星局
- （三） 二七・〇GHzを超える三一・〇GHz以下の周波数を使用して固定衛星業務又は移動衛星業務を行う

## 人工衛星局

(四) 他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

(五) 二七・〇GHzを超える二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

(六) 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される二

五・五GHzを超える二七・〇GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備

注一 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府

機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和七年度版）」（令和七年六月二十七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

二 電気通信主任技術者及び無線従事者について、特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の操作に必要な有資格者を確保していること又は確保する見込みが十分であること。

三 法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会  
・ 総務省告示第四号）に留意すること。

五 個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

六 電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

七 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。注八において同じ。）の開設前に当該開設に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定高周波数無線局の開設における無線設備へのフィルタの追加若しくは特定高周波数無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行うことを含む。

八 四及び五に掲げる無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策については、特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の免許人の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な対策を含む。

#### 別表第三 参加者の資格の審査事項

- 一 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。
  - 1 法第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
  - 2 第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示していること。

二 申請者（法人等に限る。）の役員が他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではないこと。

三 申請者（全国特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。以下この三において同じ。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1 申請者の役員が他の申請者に所属していないこと。

2 次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、全国特定高周波数無線局を開設しようとする申請を行っていないこと。

(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

(二) 他の法人等の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超える三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人等又はその子法人等

(2) 当該他の法人等又はその子法人等との間において次に規定する通信を行う場合 当該通信に係る当該法人等又はその子法人等

ア 申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超える三分の一未満である場合であつて、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

- (1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）
- (2) 当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）との間において次に規定する通信を行う場合 当該通信に係る当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）

ア 申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ 申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

（四）申請者の代表権を有する役員が他の法人等の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人等

（五）申請者の役員の地位を兼ねる他の法人等の役員若しくは職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

(六) 他の法人等の役員の地位を兼ねる申請者の役員若しくは職員の数が、当該法人等の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

四 申請者（地域特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。）が既存全国事業者ではないこと。

五 申請者（法人等以外の者に限る。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1 他の申請者（法人等に限る。）の役員ではないこと。

2 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第五十八号から第七十三号及び第九十六号に掲げる事務その他当該事務に準じる事務を行う総務省の職員ではないこと。

六 申請者が別表第二の二一から七までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確實に実施するに足りる能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあること。

#### 別表第四 価額競争の実施に関する事項

一 この表において、次の1から9までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該1から9までに定めるところによる。

- 1 ラウンド 入札の受付の開始から終了までの期間をいう。
- 2 開始価額 参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の下限をいう。

3 提示価額 参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の上限をいう。

4 特定入札 参加者の入札のうち六、三の規定により選定された入札をいう。

5 退出入札 二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であつて前ラウンドの参加者自身の特定入札が対象とした単位に対して開始価額以上提示価額未満の金額（開始価額と提示価額が同一の金額である場合には当該金額）を申し出るものであり、かつ、申し出る金額を超える金額において落札を希望しない意思を示すものをいう。

6 繼続入札 二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であつて前ラウンドの参加者自身の特定入札が対象とした単位に対して提示価額の金額を申し出るもの（退出入札を除く。）をいう。

7 新規継続入札 提示価額の金額を申し出る入札（継続入札及び退出入札を除く。）をいう。

8 単位ポイント数 単位ごとに定められたポイント数をいう。

9 保有ポイント数 参加者が保有するポイント数をいう。

## 二 ラウンドに関する事項

1 総務大臣は、価額競争を実施する場合、初回のラウンドを設ける。

2 総務大臣は、各ラウンドにおいて、いずれかの単位で特定入札が二以上ある場合に限り、次のラウンドを設け、それ以外の場合には次のラウンドを設けないものとする。

3 各ラウンドの開始及び終了は、総務大臣が別に定めるところによる。

### 三 開始価額及び提示価額に関する事項

1 総務大臣は、参加者に対し、ラウンドの開始前に各単位の開始価額及び提示価額を開示する。

2 初回のラウンドの各単位の開始価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の開始価額は、次の(一)及び(二)に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該(一)及び(二)に定める金額とする。

(一) 前ラウンドの特定入札が二以上ある単位 当該単位の前ラウンドの提示価額

(二) (一)以外の単位 当該単位の前ラウンドの退出入札（特定入札となつた退出入札を除く。(二)において同じ。）が申し出た金額のうち最も高いもの（当該単位の前ラウンドの退出入札がない場合には当該単位の前ラウンドの開始価額）

3 初回のラウンドの各単位の提示価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の提示価額は、次の(一)及び(二)に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該(一)及び(二)に定める金額とする。

(一) 前ラウンドの特定入札が二以上ある単位 当該単位の前ラウンドの提示価額に当該単位の最低落札価額に五分の一を乗じて得た金額を加えた金額

(二) (一)以外の単位 当該単位の前ラウンドの提示価額

4 四3の規定による撤回申出が行われ、当該撤回申出を伴う退出入札の対象となつた単位で特定入札がない場合には、当該単位の当該退出入札が提出されたラウンドの次のラウンドの開始価額及び提示価額は、2及び3の規定にかかわらず、当該退出入札が提出されたラウンドの開始価額の金額とする。

#### 四 参加者の入札に関する事項

- 1 参加者は、初回のラウンドにあつては新規継続入札、二回目以降の各ラウンドにあつては継続入札、退出入札又は新規継続入札を単位ごとに提出することができる。（注一）（注二）
- 2 二回目以降の各ラウンドにおいて、参加者が前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して継続入札又は退出入札を提出しなかつた場合、その参加者は、当該単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出したものとみなす。
- 3 参加者は、三回目以降の各ラウンドにおいて、次に掲げる条件のいずれも満たす場合に限り、前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出するとともに、総務大臣に対して当該退出入札を特定入札としないことを希望する旨を申し出ること（以下「撤回申出」という。）ができる。
  - (一) 撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の周波数が二六・八GHzを超えること。
  - GHz以下であること。

(二) 撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて撤回申出をしていないこと。

(三) 撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の市町村が、撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて提出した退出入札（特定入札とならなかつたものに限る。）が対象とする単位の市町村に隣接していること。

4 撤回申出をする参加者は、1の規定にかかわらず、当該撤回申出をするラウンドにおいて新規継続入札を提出することができない。

## 五 ポイント数の算定に関する事項

1 各単位の単位ポイント数は、各単位の最低落札価額を千円につき一ポイントの率で換算した数とする。

2 初回のラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各参加者が提供した保証金の金額を百円につき一ポイントの率で換算した数とする。

3 二回目以降の各ラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各ラウンドの前ラウンドにおける各参加者の特定入札が対象とする単位の単位ポイント数の総和とする。

## 六 参加者が提出した入札の審査及び処理に関する事項

1 総務大臣は、各ラウンドが終了した後、各ラウンドにおいて参加者が提出した入札が本価額競

争実施指針の規定に適合しているかどうかを審査する。

2　総務大臣は、参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合していないときは、その入札を提出した参加者に対し、その提出した入札の修正を指示することができる。

3　総務大臣は、本価額競争実施指針の規定に適合していると認められる入札のうち、次の(一)から(三)までに掲げるラウンドの区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに掲げるものを特定入札とする。

(一)　初回のラウンド　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

(二)　二回目のラウンド　継続入札、次の(1)に掲げる退出入札及び次の(2)から(4)までに掲げる新規継続入札

(1)　次のいずれも満たす退出入札

ア　退出入札を提出した単位に継続入札及び(2)から(4)までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

イ　同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それの中から抽選により選定されたもの）であ

ること。

(2) 参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア 退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

イ 同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

(3) (2)に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに(2)に該当することとなる新規継続入札。ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は(2)と同じとする。

(4) 新たに(2)に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで(3)の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、(3)の「(2)に該当する新規継続入札」とあるのは、「(2)に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなつた新規継続入札」と読み替えるものとする。

(三) 三回目以降のラウンド 繼続入札、次の(1)に掲げる退出入札及び次の(2)から(4)までに掲げる新規継続入札

(1) 次のいずれも満たす退出入札

ア 撤回申出を伴わないこと。

イ 退出入札を提出した単位に継続入札及び(2)から(4)までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

ウ 同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

(2) 参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続

入札

ア 撤回申出を伴わないこと。

イ 退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

ウ 同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

(3) (2)に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに(2)に該当することとなる新規継続入札（ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は(2)と同じとする。）

(4) 新たに(2)に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで(3)の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、(3)の「(2)に該当する新規継続入札」とあるのは、「(2)に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなった新規継続入札」と読み替えるものとする。

## 七 ラウンドの入札受付結果等の開示に関する事項

総務大臣は、六による審査及び処理を行つた後、全ての参加者に対して各単位の特定入札の数並びに次のラウンド（次のラウンドを設ける場合に限る。）の各単位の開始価額及び提示価額を開示するとともに、参加者ごとに参加者の特定入札が対象とした単位及び当該単位に対して申し出た金額を開示することとする。

## 八 落札者及び落札額に関する事項

各単位の落札者は、最後に設けたラウンドにおいて各単位に特定入札を提出した者とし、各単位

の落札額は、各単位の落札者が各ラウンドにおいてその単位に対して申し出た金額のうち最も高いものとする。

九 二から八までに掲げる事項のほか、価額競争の実施に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

注一 退出入札は、十の倍数となる金額を申し出ること。

二 参加者は、各ラウンドにおいて一の単位につき二以上の入札を行つてはならないこと。

別表第五 認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

一 認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 第八項に規定する期限までに特定高周波数無線局を開設すること。

2 別表第二の二-1から7までに掲げる事項について、本価額競争実施指針の規定及び申請書に記載した計画に基づく必要な対策（別表第二の二-4から7までに掲げる事項にあつては当該対策を実施するための体制の整備を含む。）を講じること。

3 既存全国事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）又は無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方としないこと。

4 全国認定特定高周波数無線局開設者にあつては毎年度の四半期ごと（認定日から起算して三年を経過した日までの間は、毎年度の半期ごと）、地域認定特定高周波数無線局開設者にあつては

毎年度の半期ごと（認定日から起算して五年を経過した日までの間は、毎年度ごと）、又は総務大臣から求めを受けた場合に、特定高周波数無線局の開設、この表に規定する条件の遵守その他周波数の利用に関する状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

二

全国認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 認定日から起算して九年を経過した日までに全ての都道府県に一以上の全国特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）を開設すること。

2 認定日後新たに既存全国事業者にあっては他の既存全国事業者と別表第三の三2(一)から(六)までに掲げる者、既存全国事業者以外の者にあっては既存全国事業者と別表第三の三2(一)及び四から(六)までに掲げる者と同等の関係となつてはならないこと。

三 地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三2(一)から(六)までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行つてはならない。ただし、当該地域特定高周波数無線局に係る電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取扱いを行うことを防止するために必要な措置を講じている場合は、この限りではない。

1 当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継

局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行うこと。

2 当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（陸上移動局に限る。）を通信の相手方とする通信を行い、当該既存全国事業者又は当該既存全国事業者の利用者に電気通信役務を提供すること。

令和 8 年 2 月 3 日

日本放送協会のインターネット配信業務の現状  
(令和 8 年 2 月 3 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省情報流通常行政局放送業務課配信サービス事業室

(丸山課長補佐、林官)

電話：03-5253-5266

総務省情報流通常行政局情報通信作品振興課

(植村課長補佐、石田官)

電話：03-5253-5739

# 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の概要

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

## 1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

### （1）必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

### （2）番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

### （3）受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

## 2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

# NHKのインターネット配信業務の必須業務化に伴うサービスの変化

2

令和7年9月以前

ウェブサイト

テレビ 同時・見逃し配信 **NHK+**

ラジオ 同時・聴き逃し配信 **NHKラジオ**  
らじる★らじる

**NHK NEWS WEB**

**NHK for School**

**高校講座**

その他の  
サイト

アプリ

NHK  
プラス



NHK  
ニュース・  
防災



NHK  
for  
School



NHKラジオ  
らじる★らじる  
NHKゴガク  
語学講座



令和7年10月以降

**NHK ONE**

新サイト

テレビ 同時・見逃し配信

令和7年9月以前のサイトを継続

ラジオ 同時・聴き逃し配信

新サイト

番組関連情報

報道・防災

教育

医療・健康

福祉

オリパラ

新アプリ

NHKプラス 後継アプリ

NHKラジオ NHKゴガク  
らじる★らじる 語学講座



新アプリ

ニュース・防災 後継アプリ

※令和7年9月以前  
のアプリを継続

for School 後継アプリ

※必要な配信以外の周知広報サイト(NHK\_PRなど)や経営情報のページ(NHKについてなど)はそのままお使いいただけます。

【出典】NHK資料から一部総務省改変

# NHKが実施している主な配信業務の概要

- 令和7年10月1日から、テレビ（同時・見逃し）、ラジオ（同時・聴き逃し）、番組関連情報を必要な配信業務として配信するほか、一部番組の見逃し・聴き逃しを任意的配信業務として、配信。

**必要的配信業務** 令和7年度予算 99億円（令和7年10月以降）  
令和8年度予算案 196億円

## NHKプラス

- ・地上波（総合・教育）の放送番組の同時配信及び見逃し配信（1週間）サービス。
- ・旧NHKプラスからNHK ONEへのアカウント移行件数は、10月1日から12月末までの間に**約255万件**。（旧NHKプラスの登録完了者数は、**約668万件**（令和7年9月末時点））
- ・旧NHKプラスの視聴UB数※は週平均約272万（令和7年度第2四半期平均）  
※サイト、アプリを訪問し、視聴した端末の数。  
同じ端末で複数回訪問しても1とカウント。



※青枠のサービスは、サービスを利用した場合、受信契約が必要。アカウント登録が求められる。アカウント登録が確認できない者・受信契約を確認できない者には、画面上にそれらのお願いメッセージが表示される。

## NHK ONE ニュース・防災

- ・災害情報、主要ニュース等の同時配信、見逃し配信
- ・番組関連情報の配信



## NHK ONE for School

- ・教育番組の見逃し配信
- ・ラジオ教育番組の聴き逃し配信
- ・教育コンテンツの提供



## らじる★らじる

- ・ラジオ放送（AM、FM）の同時配信、聴き逃し配信
- ・番組関連情報の配信



## NHKゴガク

- ・語学番組の聴き逃し配信
- ・語学の学習コンテンツの提供



## NHKワールドJAPAN

- ・国際放送（テレビ・ラジオ）の見逃し配信、聴き逃し配信
- ・番組関連情報の配信



**任意的配信業務**  
**（2号受信料財源業務）** 令和7年度予算 3億円（令和7年10月以降）  
令和8年度予算案 8億円

## NHKワールドJAPAN

- ・特定の番組の一週間を超えた見逃し配信

## らじる★らじる

- ・ラジオ放送（AM、FM）の特定の番組の一週間を超えた聴き逃し配信

## NHK for School

- ・教育番組の一週間を超えた見逃し配信

## NHKゴガク

- ・語学番組のラジオストリーミングによる一週間を超えた配信

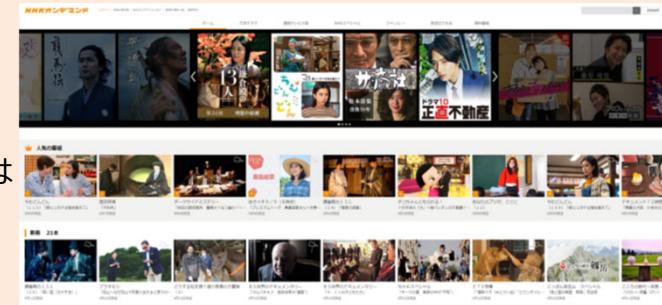
## 任意的配信業務（2号有料業務）

### NHKオンデマンド

- ・衛星放送の一部番組も含む放送番組を、放送から1週間後に、2~3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ・有料（月額990円か1本あたり110円~330円）

令和6年度予算 55億円（3号有料業務含む）  
令和7年度予算 55億円（3号有料業務含む）  
令和8年度予算案 63億円（3号有料業務含む）

- ・会員登録者数（外部提供事業者を除く）は**約374万人**（令和7年12月末時点）
- ・**20,000本以上**の番組を提供（令和7年9月末時点）。



# NHKにおけるネット配信の状況（2025年10月）

## 地上テレビ放送

調査期間：2025年10月の1か月間

- 総合テレビ・Eテレでは、制作段階から放送だけでなく配信の権利を取得することや、過去番組の権利の取得等を進め、配信率は、2020年のNHKプラス開始当時（同時配信は総合テレビが9割、Eテレが5割）と比べて、拡大している。
- 同時配信と見逃し配信の配信率は下表の通り。
- 一部の番組が配信できなかった理由は、過去番組の再放送に当たり期日までに配信権の確認・交渉が終了しなかった、第三者が既に配信権を取得している等の理由により権利者の許諾が得られなかったなど。

チャンネル	配信種別	配信率（※1）	参考値（※2）
NHK総合	同時配信	99.6%	
	見逃し配信	88.3%	98.2%
Eテレ	同時配信	99.6%	
	見逃し配信	65.9%	97.6%

（※1）配信率 = 配信した放送番組の総時間 ÷ 総放送時間

（※2）定時番組の再放送等のため見逃し配信を行っていないもの（初回の放送の見逃し配信は実施）を除いた実質的な配信率。調査期間は、2025年10月20日から26日までの1週間。

## 地上ラジオ放送・国際放送

調査期間：2025年10月20日から26日までの1週間

- 地上ラジオ放送については、一部を除き、ほぼすべての番組について同時配信を行った。聴き逃し配信についてもおおむね配信を行った。気象情報等の番組は、過去の情報を音声のみで聴き逃し配信を行うと現在の情報と視聴者が誤認するおそれがあるため行っていない。また、多言語ニュースは国際放送のサイトで聴き逃し配信を行っているため、重ねてラジオのサイト等では行っていない。
- 国際放送については、外国人向けの英語テレビ放送や邦人向けの日本語テレビ放送で権利取得を進め、ほぼすべての番組について同時配信・見逃し配信を行ったほか、外国人向け及び邦人向けラジオ放送についてはすべての番組を配信した。  
外国人向けテレビ放送のインフォメーション番組の見逃し配信については、過去の番組案内情報等を現在の情報と視聴者が誤認するおそれがあるため行わなかったほか、一部番組の一部映像について権利者から配信権を取得できないものがあった。

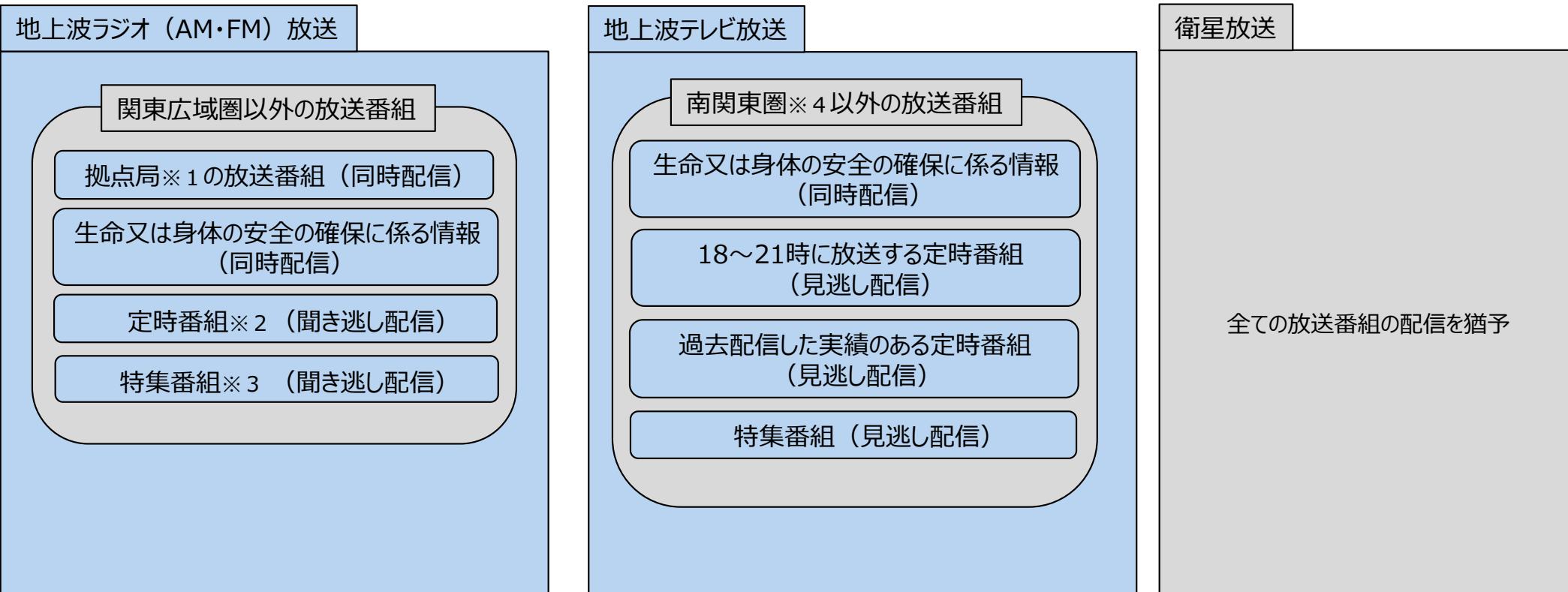
# NHKの配信を猶予する放送番組

## ○令和7年8月8日、告示「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件」を公布

- 第213回通常国会において成立した放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、日本放送協会は原則として全ての放送番組に係る同時配信及び見逃し・聞き逃し配信が義務付けられたところ、同法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）附則第18項の規定により、**配信の実施のためなお準備又は検討を必要とする放送番組**として総務大臣が指定するものについては、**当分の間、その配信を猶予**されることになる。
- 本件告示は、公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（令和6年2月28日）等を踏まえ、配信方法や費用等について検討が必要な**地上波放送の地方向け放送番組の一部及び衛星放送の放送番組の全てを猶予対象として指定**するもの。

配信を実施する放送番組

当分の間、配信の実施を猶予する放送番組



※ 1 各地域ごとのブロック枠の放送を行う放送局。各地域の拠点局は以下のとおり。

AM：北海道、宮城県、関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏、広島県、愛媛県、福岡県/FM：北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県

※ 2 日本放送協会が毎年度定める各地方向け編成計画において、名称が明記されている放送番組

※ 3 日本放送協会において、設備又は体制の整備等なお準備又は検討を要し、配信の実施が困難と判断したもの

※ 4 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

# 配信を行う放送番組の範囲の拡大に関する検討状況

- 放送法附則において、NHKは、配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、少なくとも毎年1回その結果を総務大臣に報告することとされ、また、告示において、最初の報告を令和7年12月末日までにすることとされている。
- 令和7年12月24日にNHKから初回の報告があったところ、概要は以下のとおり（報告本文は別添のとおり）。

	地方向け放送番組	衛星放送の放送番組
実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設備に係る課題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上テレビ放送 いわゆる「フタかぶせ設備」の各拠点放送局及び各放送局への整備が必要。</li> <li>・ラジオAM放送及びラジオFM放送の設備 放送番組をデジタル信号として配信基盤に送り込む設備及びフタかぶせ設備の各放送局への整備が必要。</li> </ul> </li> <li>○運用体制に係る課題 フタかぶせ対応や配信する放送番組の編集対応のため、24時間体制での対応要員の配置（管理者1名+オペレーター1名）が必要。</li> <li>○実施に係る費用 運用コストを試算したところ、年間数十億円を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配信権の確保に係る課題 外国からの購入番組やスポーツなど、配信権が確保できない又は相当高額な費用になることが想定される番組が多い。</li> <li>○設備及び運用体制に係る課題 実施には新たに、BS（2K）、BSプレミアム4K、BS8Kの三波の配信設備及び運用体制が必要。また、特に8Kについては受信環境の点でも課題がある。</li> <li>○実施に係る費用 少なくとも年間数十億円を要する。</li> </ul>
配信の拡大についての検討状況	<p>地方向け放送番組の配信の完全実施には経営資源の配分の見直しが必要となることから、次期経営計画（令和9年度～）の期間にかけて、設備や運用体制について、要員や費用を含めて実現が可能な方法の検討を進め、段階的な拡充も図りながら、実施に向けた計画を策定する。</p> <p>現在は、配信の運用状況等を通じて知見を蓄積している段階で、これらの知見を踏まえて検討を継続しており、次期経営計画の検討に合わせて令和8年度に検討を加速する。</p>	<p>権利確保、設備、運用体制の課題に対応するには経営資源の配分の見直しが必要となることから、次期経営計画（令和9年度～）の期間にかけて、配信での動画視聴が定着した時代における各波の役割や権利取得の可能性、設備や運用体制について、実現が可能な方法の検討を進め、実施に向けた計画を策定する。</p> <p>現在は、課題について多角的に検討を進めているところで、次期経営計画の検討に合わせて令和8年度に検討を加速する。</p>

○放送法（昭和25年法律第132号）  
(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二 (略)

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五～八 (略)

2～13 (略)

## 附 則

(協会の業務の特例)

18 第二十条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの及び配信の実施のためなお準備又は検討を要するものとして総務大臣が指定するもの」とする。

19 協会は、第二十条第一項第三号又は第四号の規定に基づき配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、少なくとも毎年一回、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

○総務省告示第272号（令和7年8月8日）

「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件」

## 附 則

(検討等)

5 この告示の施行後最初の法附則第19項の規定による報告は、令和7年12月末日までにするものとする。

2025 年 12 月 24 日

総務大臣  
林 芳 正 殿

日本放送協会  
会長 稲葉 延雄

「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）附則第 19 項に基づく放送番組の範囲の拡大  
についての検討結果の報告について

「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）附則第 19 項に基づく第 20 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行った結果について、別紙のとおり報告いたします。

(別紙)

## 1 地方向け放送番組の配信の拡大についての検討状況等

### (1)実施にあたっての課題

#### ア 地上テレビ放送の設備に係る課題

放送番組の一部について権利者から配信の許諾が得られない場合には、映像・音声を加工する設備(いわゆる「フタかぶせ設備」)の整備が必要となる。生放送番組に加え、収録番組についても対応設備が必要であるが、現在整備されているのは本部のみであり、各拠点放送局及び各放送局への整備が必要となる。

#### イ ラジオ AM 放送およびラジオ FM 放送の設備に係る課題

放送番組の配信には、放送番組をデジタル信号として配信基盤に送り込む設備およびフタかぶせ設備の整備が必要となるが、現在整備されているのは本部および各拠点放送局にとどまり、各放送局への整備が必要となる。

#### ウ 地上テレビ放送、ラジオ AM 放送およびラジオ FM の運用体制に係る課題

フタかぶせ対応あるいは配信する放送番組に編集の必要が生じた場合の対応のため、本部では24時間体制で対応要員を配置している。各拠点放送局および各放送局についても、全ての放送番組を配信する場合は同様の対応要員が必要になると想定される(管理者1名+オペレーター1名)。このうち管理者1名については、放送の品質確保に責任ある判断ができる管理職相当の要員が必要である。

#### エ 実施に係る費用

上記課題を解決するには相当の費用を要し、一定の条件で運用コストを試算したところでは、年間数十億円を要する。

### (2)配信の拡大についての検討状況

地方向け放送番組の同時配信および見逃し・聴き逃し配信の完全実施には経営資源の配分の見直しが必要となることから、早期実現に向け、次期経営計画(2027年度～)の期間にかけて、設備や運用体制について、要員や費用を含めて実現が可能な方法の検討を進め、段階的な拡充も図りながら、実施に向けた計画を策定することとしている。

現在は、2025年10月から実施している一部の地方向け放送番組の配信の運用状況や、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る地方向け放送番組の配信の設備強化および運用を通じて知見を蓄積している段階で、これらの知見を踏まえて検討を継続しており、次期経営計画の検討に合わせて2026年度に検討を加速する。

## 2 衛星放送の放送番組の配信の拡大についての検討状況等

### (1) 実施にあたっての課題

#### ア 配信権の確保に係る課題

外国からの購入番組やスポーツなど、番組の配信権が確保できない、または可能であつても相当高額な費用になることが想定される番組が多い。

#### イ 設備および運用体制に係る課題

実施には新たに BS(2K)、BS プレミアム4K、BS8K の三波の配信設備が必要となる。BS プレミアム4K、BS8K について、配信においても4K 放送および8K 放送と同等の画質を実現することを想定した場合、特に8K については受信環境の点でも課題がある。現時点では、大容量コンテンツを安定的に受信できる通信環境があり、8K コンテンツを視聴可能なディスプレイを保有している世帯は限定的と考えられる。

また運用体制については、三波の同時配信、見逃し配信を実施する体制が必要となる。

#### ウ 実施に係る費用

上記課題を解決するには少なくとも年間数十億円を要する。

### (2) 配信の拡大についての検討状況

衛星放送の放送番組の同時配信および見逃し配信を実施のため、権利確保、設備、運用体制の課題に対応するには経営資源の配分の見直しが必要となることから、早期実現に向け、次期経営計画(2027 年度～)の期間にかけて、配信での動画視聴が定着した時代における各波の役割や権利取得の可能性、設備や運用体制について、実現が可能な方法の検討を進め、実施に向けた計画を策定することとしている。

現在は、上記の課題について多角的に検討をすすめているところであり、次期経営計画の検討に合わせて 2026 年度に検討を加速する。

令和 8 年 2 月 3 日

有効利用評価部会の活動状況  
(令和 8 年 2 月 3 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、井上主査、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査)

電話：03-5253-5988

## 有効利用評価部会（第55回）会合

**1 日 時**：令和8年1月21日（水）16時00分～17時35分

**2 場 所**：Webによる開催

**3 出 席 者**：西村 暢史(部会長)、 笹瀬 巖(部会長代理)、 池永 全志、 石山 和志、 眞田 幸俊、 中野 美由紀、 若林 亜理砂

**4 主な概要**：令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る今後の検討課題への対応について、議論を行った。

## 今後の当面の予定

令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に係る意見募集結果の取りまとめ並びに有効利用評価方針の改定案の取りまとめに係る議論を予定。